

定型約款の一部改正について

令和 8 年 1 0 月 1 日付で以下の定型約款を一部改正いたします。
改正内容の詳細につきましては、新旧対照表をご参照ください。

改正する定型約款

当座勘定規定

普通貯金規定

総合口座取引規定

普通貯金無利息型（決済用）規定

総合口座（普通貯金無利息型）取引規定

スーパー定期貯金規定（単利型）

スーパー定期貯金規定（複利型）

自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）

自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）

大口定期貯金規定

自動継続大口定期貯金規定

定期積金規定

通知貯金規定

譲渡性貯金規定

ペイジー口座振替受付サービス利用規定

以上

新	旧
当座勘定規定 1 当座勘定への受入れ (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、普通為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）も受け入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当会は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。 (4) （省略） 2 証券類の受入れ (1) 証券類を受け入れた場合には、当店で取り立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。 (2) 当店を支払場所とする証券類を受け入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。 3 本人振込み (1) （省略） (2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。 4 第三者振込み (1) 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第2条と同様に取り扱います。 (2) 第三者が他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第3条と同様に取り扱います。 5 受入証券類の不渡り (1) 前3条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引き落とし、本人からの請求がありしだいその証券類は受け入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。 (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続きをします。 6 手形、小切手の金額の取扱い 手形、小切手を受け入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。 7 手形、小切手の支払い等 (1) 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2) 前項の支払いにあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。 (3) （省略） (4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。また、当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、<u>当会所定の本人確認書類の提示等の手続き</u>を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。	当座勘定規定 1.（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、普通為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）も受（追加）入れます。 <u>（追加）</u> (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当会は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続（追加）を済ませてください。 (4) （省略） 2.（証券類の受入れ） (1) 証券類を受（追加）入れた場合には、当店で取（追加）立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。 (2) 当店を支払場所とする証券類を受（追加）入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。 3.（本人振込み） (1) （省略） (2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取（追加）消します。 4.（第三者振込み） (1) 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第2条と同様に取（追加）扱います。 (2) 第三者が他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第3条と同様に取（追加）扱います。 5.（受入証券類の不渡り） (1) 前3条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引（追加）落（追加）し、本人からの請求がありしだいその証券類は受（追加）入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。 (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続（追加）をします。 6.（手形、小切手の金額の取扱い） 手形、小切手を受（追加）入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取（追加）扱います。 7.（手形、小切手の支払等） (1) 小切手が支払（追加）のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払（追加）のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>（追加）</u> (2) 前項の支払（追加）にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。 (3) （省略） (4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。また、当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため（追加）当会所定の本人確認書類の提示等の手続（追加）を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

新	旧
8 手形、小切手用紙 (1) 当会を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振^り出す場合には、当会が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引^き受ける場合には、預貯金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを</u>確認してください。 (3) 前²項以外の手形または小切手については、当会はその支払^いをしません。 (4) 当座勘定から支払^いをした手形または小切手のうちに、本人が振^り出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当会^{あて}に連絡してください。 (5) (省略) (6) 当座勘定から支払^いをした手形または小切手の用紙はその支払日から³か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (7) (省略) 9 支払いの範囲 (1) (省略) (2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れたまたは振^り込みされた資金により支払います。ただし15時以降に入金した資金であっても、当会が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当会は責任を負いません。 (3) 手形、小切手の金額の一部支払^いはしません。 10 支払いの選択 同日に数通の手形、小切手等の支払^いをする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当会の任意とします。 11 過振り (1) 第⁹条の第¹項にかかわらず、当会の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払^いをした場合には、当会からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。 (2) (省略) (3) 第¹項により当会が支払^いをした後に当座勘定に受^け入れまたは振^り込まれた資金は、同項の不足金に充当します。 (4) 第¹項による不足金、および第²項による損害金の支払^いがない場合には、当会は諸預り金その他の債務と、その期限のいかににかかわらず、いつでも差引計算することができます。 (5) 第¹項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受^け入れまたは振^り込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。 12 手数料等の引落し (1) 当会が受^け取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引^き落^とすことができるものとします。 (2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当会所定の手続^きをしてください。 13 支払保証に代わる取扱い 小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当会は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引^き落^とします。 14 印鑑等の届出	8. (手形、小切手用紙) (1) 当会を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振^(追加)出す場合には、当会が交付した用紙を使用してください。^(追加) (2) 当店を支払場所とする為替手形を引^(追加)受ける場合には、預貯金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること^(追加)を確認してください。 (3) 前²項以外の手形または小切手については、当会はその支払^(追加)をしません。 (4) 当座勘定から支払^(追加)をした手形または小切手のうちに、本人が振^(追加)出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当会^宛に連絡してください。 (5) (省略) (6) 当座勘定から支払^(追加)をした手形または小切手の用紙はその支払日から³か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (7) (省略) 9. (支払の範囲) (1) (省略) (2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れたまたは振^(追加)込みされた資金により支払います。ただし15時以降に入金した資金であっても、当会が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当会は責任を負いません。 (3) 手形、小切手の金額の一部支払^(追加)はしません。 10. (支払の選択) 同日に数通の手形、小切手等の支払^(追加)をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当会の任意とします。 11. (過振り) (1) 第⁹条の第¹項にかかわらず、当会の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払^(追加)をした場合には、当会からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。 (2) (省略) (3) 第¹項により当会が支払^(追加)をした後に当座勘定に受^(追加)入れまたは振^(追加)込まれた資金は、同項の不足金に充当します。 (4) 第¹項による不足金、および第²項による損害金の支払^(追加)がない場合には、当会は諸預り金その他の債務と、その期限のいかににかかわらず、いつでも差引計算することができます。 (5) 第¹項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受^(追加)入れまたは振^(追加)込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。 12. (手数料等の引落し) (1) 当会が受^(追加)取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引^(追加)落^(追加)すことができるものとします。 (2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当会所定の手続^(追加)をしてください。 13. (支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当会は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引^(追加)落^(追加)します。 14. (印鑑等の届出)

新	旧
(1) 当座勘定の取引に使用する印鑑は、当会所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届け出てください。 (2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑を前項と同様に届け出てください。 15. 届出事項の変更 (1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届け出てください。 (2) (省略) (3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当会からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 16. 成年後見人等の届出 (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。 (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届け出てください。 (4) 前3項の届出事項に取消しまたは変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届け出てください。 (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。 17. 印鑑照合等 (1) 手形、小切手、払戻請求書または諸届書類に使用された印影（電磁的記録により当会に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当会は責任を負いません。 (2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当会に画像として送信されるものを含みます。）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取り扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 (3) この規定および末尾記載の手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。 18. 振出日、受取人記載もれの手形、小切手 (1) 手形、小切手を振り出しまたは為替手形を引き受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができますものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当会の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) (省略) 19. 線引小切手の取扱い (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に<u>届出の印鑑により押印</u>があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当会の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> (2) 前項の取扱い<u>によって</u>、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当会はその責任を負いません。また、当会が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。 20. 自己取引手形等の取扱い	(1) 当座勘定の取引に使用する印鑑は、当会所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届(追加)出てください。 (2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑を前項と同様に届(追加)出てください。 15. (届出事項の変更) (1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届(追加)出てください。 (2) (省略) (3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当会からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 16. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届(追加)出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届(追加)出てください。 (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届(追加)出てください。 (4) 前3項の届出事項に取消(追加)または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届(追加)出てください。 (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。 17. (印鑑照合等) (1) 手形、小切手、払戻請求書または諸届書類に使用された印影（電磁的記録により当会に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取(追加)扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当会は責任を負いません。 (2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当会に画像として送信されるものを含みます。）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取(追加)扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 (3) この規定および末尾記載の手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。 18. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振(追加)出しまたは為替手形を引(追加)受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができますものとします。<u>(追加)</u> (2) (省略) 19. (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に<u>届出 (追加) 印の押なつ</u>があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>(追加)</u> (2) 前項の取扱い<u>をしたため</u>、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当会はその責任を負いません。また、当会が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。 20. (自己取引手形等の取扱い)

新	旧
(1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続<u>き</u>を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行<u>(削除)</u>うことなく、支払<u>い</u>をすることができます。 (2) (省略)	(1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続<u>(追加)</u>を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行<u>な</u>うことなく、支払<u>(追加)</u>をすることができます。 (2) (省略)
<u>21 利息</u> (省略)	<u>21. (利 息)</u> (省略)
<u>22 残高の報告</u> 当座勘定の受払<u>い</u>または残高の照会があった場合には、当会所定の方法により報告します。	<u>22. (残高の報告)</u> 当座勘定の受払<u>(追加)</u>または残高の照会があった場合には、当会所定の方法により報告します。
<u>23 譲渡、質入れの禁止</u> (省略)	<u>23. (譲渡、質入れの禁止)</u> (省略)
<u>24 取引の制限等</u> (1) 当会は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金<u>・</u>払戻し等の本規定に<u>基</u>づく取引の一部を制限する場合があります。 (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に<u>基</u>づく取引の一部を制限する場合があります。 (3) 前 <u>2</u> 項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等に<u>基</u>づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当会が認める場合、当会は前 <u>2</u> 項に基づく取引等の制限を解除します。	<u>24. (取引の制限等)</u> (1) 当会は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金<u>・</u>払戻し等の本規定に<u>もと</u>づく取引の一部を制限する場合があります。 (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に<u>もと</u>づく取引の一部を制限する場合があります。 (3) 前 <u>2</u> 項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等に<u>もと</u>づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当会が認める場合、当会は前 <u>2</u> 項に基づく取引等の制限を解除します。
<u>25 解約</u> (1) (省略) (2) この当座勘定は、各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、各号の一にでも該当する場合には、当会はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当会が取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当会は責任を負いません。また、この解約により当会に損害が生じたときは、<u>当会はその損害額を請求いたします。</u> <u>a</u> (省略) <u>b</u> 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から <u>5</u> 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、<u>これらを「暴力団員等」といいます。</u>）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 <u>(a)</u> (省略) <u>(b)</u> (省略) <u>(c)</u> (省略) <u>(d)</u> (省略) <u>(e)</u> (省略) <u>c</u> (省略) <u>(a)</u> (省略) <u>(b)</u> (省略)	<u>25. (解 約)</u> (1) (省略) (2) この当座勘定は、各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、各号の一にでも該当する場合には、当会はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当会が取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当会は責任を負いません。また、この解約により当会に損害が生じたときは、<u>(追加) その損害額を支払ってください。</u> <u>①</u> (省略) <u>②</u> 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から <u>5</u> 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、<u>(追加) これらを「暴力団員等」という。</u>）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 <u>A</u> (省略) <u>B</u> (省略) <u>C</u> (省略) <u>D</u> (省略) <u>E</u> (省略) <u>③</u> (省略) <u>A</u> (省略) <u>B</u> (省略)

新	旧
(c) (省略) (d) (省略) (e) (省略) d (省略) (3) (省略) (4) (省略) 26 取引終了後の処理 (1) この取引が終了した場合には、その終了前に振<u>り</u>出された約束手形、小切手または引<u>き</u>受けられた為替手形であっても、当会はその支払義務を負いません。 (2) (省略) 27 手形交換所規則による取扱い (1) (省略) (2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第<u>7</u>条の第<u>1</u>項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。 (3) (省略) 28 保険事故発生時における本人からの相殺 (1) (省略) (2) (省略) a 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、<u>当該債務から相殺されるものとします。また、この貯金で担保される</u>債務が第三者の当会に対する債務である場合には本人の保証債務から相殺されるものとします。 b (省略) c <u>a</u>による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3) (省略) (4) (省略) 29 休眠預金等活用法にかかる異動事由 当会は、この貯金について、以下の事由を「<u>民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律</u>」(以下「休眠預金等活用法」とい<u>います</u>。)に<u>基</u>づく異動事由として取り扱います。 (1) 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当会からの利子の支払<u>い</u>に<u>かか</u>るものを除きます。) (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払<u>い</u>の請求があったこと(当会が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。) (3) 貯金者等(休眠預金等活用法第<u>2</u>条第<u>3</u>項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に<u>かか</u>る債権を有する者を指し、以下「<u>貯金者等</u>」といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第<u>3</u>条第<u>1</u>項に<u>基</u>づく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。) a 公告の対象となる貯金であるかの該当性 b 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に<u>基</u>づく通知を受け取る住所地 (4) 貯金者等からの申し出に<u>基</u>づく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと (5) 貯金者等からの申し出に<u>基</u>づく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと	C (省略) D (省略) E (省略) ④ (省略) (3) (省略) (4) (省略) 26. (取引終了後の処理) (1) この取引が終了した場合には、その終了前に振<u>(追加)</u>出された約束手形、小切手または引<u>(追加)</u>受けられた為替手形であっても、当会はその支払義務を負いません。 (2) (省略) 27. (手形交換所規則による取扱い) (1) (省略) (2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第<u>7</u>条の第<u>1</u>項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。 (3) (省略) 28. (保険事故発生時における本人からの相殺) (1) (省略) (2) (省略) ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、<u>当該債務または当該</u>債務が第三者の当会に対する債務である場合には本人の保証債務から相殺されるものとします。 ② (省略) ③ <u>第1号</u>による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3) (省略) (4) (省略) 29. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当会は、この貯金について、以下の事由を<u>(追加)</u>民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 <u>(追加)</u> (以下「休眠預金等活用法」とい<u>う</u>。)に<u>もと</u>づく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込<u>(追加)</u>の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当会からの利子の支払<u>(追加)</u>に<u>係</u>るものを除きます。) ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払<u>(追加)</u>の請求があったこと(当会が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。) ③ 貯金者等(休眠預金等活用法第<u>2</u>条第<u>3</u>項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に<u>係</u>る債権を有する者を指し、以下 <u>(追加)</u> 貯金者等 <u>(追加)</u> といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第<u>3</u>条第<u>1</u>項に<u>もと</u>づく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。) A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に<u>もと</u>づく通知を受け取る住所地 ④ 貯金者等からの申し出に<u>もと</u>づく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと ⑤ 貯金者等からの申し出に<u>もと</u>づく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと A (省略)

新	旧
【小切手用法】 <u>1</u> この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定に<u>限</u>り使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。 <u>2</u> 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 <u>（削除）</u> 先日付の小切手でも呈示を<u>受</u>ければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> <u>3</u> （省略） <u>4</u> <u>（1）</u>（省略） <u>（2）</u> 金額をアラビア数字（算用数字、<u>1、2、3</u>・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終<u>わ</u>りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3</u>桁ごとに「,」を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 <u>（3）</u> 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終<u>わ</u>りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。 <u>（4）</u> 金額欄には、第<u>2</u>項または第<u>3</u>項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に<u>印鑑</u>や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。 <u>5</u> 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を<u>押印</u>してください。ただし、訂正の記載や<u>印鑑</u>が、金額欄、組合名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。 <u>6</u> （省略） <u>7</u> （省略） <u>8</u> 小切手用紙は、当会所定の受取書に記名<u>押印</u>（お届け印）のうえ請求してください。 ●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧（省略） 【約束手形用法】 <u>1</u> この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定に<u>限</u>り使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。 <u>2</u> （省略） <u>3</u> 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>（削除）</u>記入してください。 <u>4</u> <u>（1）</u>（省略） <u>（2）</u> 金額をアラビア数字（算用数字、<u>1、2、3</u>・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終<u>わ</u>りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3</u>桁ごとに「,」を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 <u>（3）</u> 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終<u>わ</u>りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。 <u>（4）</u> 金額欄には、第<u>2</u>項または第<u>3</u>項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に<u>印鑑</u>や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。 <u>5</u> 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正する	【小切手用法】 <u>1</u> この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定に<u>かぎ</u>り使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。 <u>2</u> 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 <u>なお、</u> 先日付の小切手でも呈示を<u>う</u>ければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>（追加）</u> <u>3</u> （省略） <u>4</u> <u>（1）</u>（省略） <u>（2）</u> 金額をアラビア数字（算用数字、<u>1、2、3</u>・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終 <u>（追加）</u>りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3</u>桁ごとに「,」を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 <u>（3）</u> 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終 <u>（追加）</u>りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。 <u>（4）</u> 金額欄には、第<u>2</u>項または第<u>3</u>項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に<u>なつ印</u>や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。 <u>5</u> 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を<u>なつ印</u>してください。ただし、訂正の記載や<u>なつ印</u>が、金額欄、組合名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。 <u>6</u> （省略） <u>7</u> （省略） <u>8</u> 小切手用紙は、当会所定の受取書に記名<u>なつ印</u>（お届け印）のうえ請求してください。 ●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧（省略） 【約束手形用法】 <u>1</u> この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定に<u>かぎ</u>り使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。 <u>2</u> （省略） <u>3</u> 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 <u>4</u> <u>（1）</u>（省略） <u>（2）</u> 金額をアラビア数字（算用数字、<u>1、2、3</u>・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終 <u>（追加）</u>りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3</u>桁ごとに「,」を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 <u>（3）</u> 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終 <u>（追加）</u>りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。 <u>（4）</u> 金額欄には、第<u>2</u>項または第<u>3</u>項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に<u>なつ印</u>や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。 <u>5</u> 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を<u>なつ印</u>してください。ただし、訂正の記載や<u>なつ印</u>が、金額欄、組合名、QRコ

新	旧
ときは、訂正個所にお届け印を<u>押印</u>してください。ただし、訂正の記載や<u>印鑑</u>が、金額欄、組合名、QRコード欄に重ならないようにしてください。 <u>6.</u> (省略) <u>7.</u> (省略) <u>8.</u> 手形用紙は、当会所定の受取書に記名<u>押印</u>（お届け印）のうえ請求してください。 ●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 (省略) 【為替手形用法】 <u>1.</u> (省略) <u>2.</u> (省略) <u>3.</u> (省略) <u>4.</u> 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>(削除)</u> 記入してください。 <u>5.</u> <u>(1)</u> 金額は所定の金額欄に記入してください。 <u>(2)</u> 金額をアラビア数字（算用数字、<u>1、2、3</u>・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終<u>わ</u>りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3</u>桁ごとに「,」を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 <u>(3)</u> 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終<u>わ</u>りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。 <u>(4)</u> 金額欄には、第 <u>2</u> 項または第 <u>3</u> 項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に<u>印鑑</u>や金額の複記が金額欄に重ならないようにしてください。 <u>6.</u> 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を<u>押印</u>してください。ただし、訂正の記載や<u>印鑑</u>が、金額欄、組合名に重ならないようにしてください。 <u>7.</u> 当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名<u>押印</u>には、当店へお届けの <u>(削除)</u> 印章を使用してください。 <u>8.</u> (省略) <u>9.</u> (省略) <u>10.</u> 手形用紙は、当会所定の受取書に記名<u>押印</u>（お届け印）のうえ請求してください。 ●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 (省略) 以 上 (2026 年 10 月 1 日現在)	ード欄に重ならないようにしてください。 <u>6.</u> (省略) <u>7.</u> (省略) <u>8.</u> 手形用紙は、当会所定の受取書に記名<u>なつ印</u>（お届け印）のうえ請求してください。 ●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 (省略) 【為替手形用法】 <u>1.</u> (省略) <u>2.</u> (省略) <u>3.</u> (省略) <u>4.</u> 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 <u>5.</u> <u>(1)</u> 金額は所定の金額欄に記入してください。 <u>(2)</u> 金額をアラビア数字（算用数字、<u>1、2、3</u>・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終 <u>(追加)</u> りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3</u>桁ごとに「,」を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 <u>(3)</u> 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終 <u>(追加)</u> りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。 <u>(4)</u> 金額欄には、第 <u>2</u> 項または第 <u>3</u> 項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に<u>なつ印</u>や金額の複記が金額欄に重ならないようにしてください。 <u>6.</u> 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を<u>なつ印</u>してください。ただし、訂正の記載や<u>なつ印</u>が、金額欄、組合名に重ならないようにしてください。 <u>7.</u> 当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名<u>なつ印</u>には、当店へお届けの <u>ご</u>印章を使用してください。 <u>8.</u> (省略) <u>9.</u> (省略) <u>10.</u> 手形用紙は、当会所定の受取書に記名<u>なつ印</u>（お届け印）のうえ請求してください。 ●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 (省略) 以 上 (2025 年 4 月 1 日現在)

新	旧
普通貯金規定	普通貯金規定
<u>1 取扱店の範囲</u> この貯金は、当店のほか、当会が提携した県内の農業協同組合（以下、「提携組合」といいます。）の自動化機器においても、預入れまたは払戻しができるほか、一部を除き、当会が提携した県外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。ただし、当店以外での払戻しの際の <u>1</u> 回および <u>1</u> 日あたりの限度額は、当会所定の金額の範囲内とします。	<u>1.（取扱店の範囲）</u> この貯金は、当店のほか、当会が提携した県内の農業協同組合（以下、「提携組合」といいます。）の自動化機器においても、預入れまたは払戻しができるほか、一部を除き、当会が提携した県外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。ただし、当店以外での払戻しの際の <u>1</u> 回および <u>1</u> 日あたりの限度額は、当会所定の金額の範囲内とします。
<u>2 証券類の受入れ</u> (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立<u>て</u>のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受<u>け</u>入れます。ただし、提携組合での受入れは、現金に<u>限</u>ります。 (2) （省略） (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続<u>き</u>を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受<u>け</u>入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取<u>り</u>扱います。 (5) 証券類の取立<u>て</u>のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	<u>2.（証券類の受入れ）</u> (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立<u>（追加）</u>のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受 <u>（追加）</u> 入れます。ただし、提携組合での受入れは、現金に<u>かぎ</u>ります。 (2) （省略） (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続 <u>（追加）</u> を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受 <u>（追加）</u> 入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取 <u>（追加）</u> 扱います。 (5) 証券類の取立 <u>（追加）</u> のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。
<u>3 振込金の受入れ</u> (1) この貯金口座には、為替による振込金を受<u>け</u>入れます。 (2) この貯金口座への振込<u>み</u>について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取<u>り</u>消します。	<u>3.（振込金の受入れ）</u> (1) この貯金口座には、為替による振込金を受 <u>（追加）</u> 入れます。 (2) この貯金口座への振込 <u>（追加）</u> について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取 <u>（追加）</u> 消します。
<u>4 受入証券類の決済、不渡り</u> (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受<u>け</u>入れた証券類の金額にかかる貯金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳のお支払金額欄に記載します。 (2) 受<u>け</u>入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通貯金元帳から引<u>き落</u><u>と</u>し、その証券類は当店で返却します。 (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに<u>限</u>り、その証券類について権利保全の手続<u>き</u>をします。	<u>4.（受入証券類の決済、不渡り）</u> (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受 <u>（追加）</u> 入れた証券類の金額にかかる貯金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳のお支払金額欄に記載します。 (2) 受 <u>（追加）</u> 入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通貯金元帳から引 <u>（追加）</u> 落 <u>（追加）</u> し、その証券類は当店で返却します。 (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに<u>かぎ</u>り、その証券類について権利保全の手続 <u>（追加）</u> をします。
<u>5 貯金の払戻し</u> (1) この貯金を払<u>い</u>戻すときは、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。 (2) 前項の払戻しの手続<u>き</u>に加え、当該貯金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、<u>当</u>会所定の本人確認資料の提示等の手続<u>き</u>を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。 (3) この貯金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当会所定の手続<u>き</u>をしてください。 (4) （省略）	<u>5.（貯金の払戻し）</u> (1) この貯金を払 <u>（追加）</u> 戻すときは、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。 (2) 前項の払戻しの手続 <u>（追加）</u> に加え、当該貯金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため <u>（追加）</u> 当会所定の本人確認資料の提示等の手続 <u>（追加）</u> を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。 (3) この貯金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当会所定の手続 <u>（追加）</u> をしてください。 (4) （省略）
<u>6 スウィングサービス</u> (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、<u>a</u>の方法により、貯金口座間の自動振替を行います。 <u>a</u> 順スウィング 契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払 <u>（削除）</u> により定期貯金口座へ自動振替を行います。	<u>6.（スウィングサービス）</u> (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、<u>①</u>の方法により、貯金口座間の自動振替を行います。 <u>①</u> 順スウィング <u>：</u> 契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払 <u>い</u> により定期貯金口座へ自動振替を行います。

新	旧
(2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。 <u>a</u> 定額型 <u>(a)</u> 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振<u>り</u>替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。 <u>b</u> 残高型 <u>(a)</u> 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振<u>り</u>替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。 (3) 振替金額のお取り扱いについては次のとおりとします。 <u>a</u> 普通貯金と定期貯金間の振替金額は、<u>10</u> 万円以上 <u>90</u> 万円以下の千円単位で指定できます。 <u>b</u> 普通貯金と定期貯金間の口座維持残高は、<u>10</u> 万円以上千円単位とし、その超過額については、<u>10</u> 万円以上 <u>90</u> 万円以下の <u>10</u> 万円単位で指定できます。 (4) (省略) (5) (省略) (6) (省略) (7) <u>a</u> 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届<u>け</u>出てください。この届出の前に生じた損害については、<u>当</u>会は責任を負いません。 <u>b</u> (省略) <u>7 利息</u> この貯金の利息は、毎日の最終残高（受<u>け</u>入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年 <u>2</u> 月と <u>8</u> 月の当会所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの貯金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。 <u>8 届出事項の変更、通帳の再発行等</u> (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届<u>け</u>出てください。 (2) (省略) (3) 通帳または印章を失った場合のこの貯金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当会所定の手続<u>き</u>をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 <u>9 成年後見人等の届出</u> (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届<u>け</u>出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届<u>け</u>出てください。 (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前 <u>2</u> 項と同様に、当店に届<u>け</u>出てください。 (4) 前 <u>3</u> 項の届出事項に取消<u>し</u>または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届<u>け</u>出てください。	(2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。 <u>①</u> 定額型 <u>A</u> 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振<u>(追加)</u>替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。 <u>②</u> 残高型 <u>A</u> 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振<u>(追加)</u>替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。 (3) 振替金額のお取り扱いについては次のとおりとします。 <u>①</u> 普通貯金と定期貯金間の振替金額は、<u>1 0</u> 万円以上 <u>9 0</u> 万円以下の千円単位で指定できます。 <u>②</u> 普通貯金と定期貯金間の口座維持残高は、<u>1 0</u> 万円以上千円単位とし、その超過額については、<u>1 0</u> 万円以上 <u>9 0</u> 万円以下の <u>1 0</u> 万円単位で指定できます。 (4) (省略) (5) (省略) (6) (省略) (7) <u>①</u> 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届<u>(追加)</u>出てください。この届出の前に生じた損害については<u>(追加)</u>当会は責任を負いません。 <u>②</u> (省略) <u>7. (利 息)</u> この貯金の利息は、毎日の最終残高（受<u>(追加)</u>入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年 <u>2</u> 月と <u>8</u> 月の当会所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの貯金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。 <u>8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</u> (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届<u>(追加)</u>出てください。 (2) (省略) (3) 通帳または印章を失った場合のこの貯金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当会所定の手続<u>(追加)</u>をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 <u>9. (成年後見人等の届出)</u> (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届<u>(追加)</u>出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届<u>(追加)</u>出てください。 (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前 <u>2</u> 項と同様に、当店に届<u>(追加)</u>出てください。 (4) 前 <u>3</u> 項の届出事項に取消<u>(追加)</u>または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届<u>(追加)</u>

新	旧
さい。 (5) 前 <u>4</u> 項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>10 印鑑照合等</u> 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または暗証の届出がある場合には暗証）を届出の印鑑（または暗証の届出がある場合には暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取 <u>り</u> 扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、第 <u>12</u> 条により補てんを請求することができます。 <u>11 キャッシュカード</u> (1) この貯金についてキャッシュカード（以下、<u>「カード」といいます。</u>）を発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して当会所定の方法により、この貯金の残高等の取引状況を照会することができます。照会時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。 (2) （省略） <u>12 盗難通帳による払戻し等</u> (1) （省略） <u>a</u> （省略） <u>b</u> （省略） <u>c</u> （省略） (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を第 <u>10</u> 条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除<u>きます。</u>）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の <u>4</u> 分の <u>3</u> に相当する金額を補てんするものとします。 (3) 前 <u>2</u> 項の規定は、第 <u>1</u> 項にかかる当会への通知が、通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、<u>2</u> 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 (4) 第 <u>2</u> 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。 <u>a</u> （省略） <u>(a)</u> （省略） <u>(b)</u> （省略） <u>(c)</u> （省略） <u>b</u> （省略） (5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 <u>1</u> 項に<u>基</u>づく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 (6) 当会が第 <u>2</u> 項の規定に<u>基</u>づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。 (7) 当会が第 <u>2</u> 項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当	出てください。 (5) 前 <u>4</u> 項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>10. (印鑑照合等)</u> 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または暗証の届出がある場合には暗証）を届出の印鑑（または暗証の届出がある場合には暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取 <u>(追加)</u> 扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、第 <u>1 2</u> 条により補てんを請求することができます。 <u>11. (キャッシュカード)</u> (1) この貯金についてキャッシュカード（以下 <u>(追加)</u>「カード」とい<u>う。</u>）を発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して当会所定の方法により、この貯金の残高等の取引状況を照会することができます。照会時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。 (2) （省略） <u>12. (盗難通帳による払戻し等)</u> (1) （省略） <u>①</u> （省略） <u>②</u> （省略） <u>③</u> （省略） (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を第 <u>1 0</u> 条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除<u>く。</u>）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の <u>4</u> 分の <u>3</u> に相当する金額を補てんするものとします。 (3) 前 <u>2</u> 項の規定は、第 <u>1</u> 項にかかる当会への通知が、通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、<u>2</u> 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 (4) 第 <u>2</u> 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。 <u>①</u> （省略） <u>A</u> （省略） <u>B</u> （省略） <u>C</u> （省略） <u>②</u> （省略） (5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 <u>1</u> 項に<u>もと</u>づく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 (6) 当会が第 <u>2</u> 項の規定に<u>もと</u>づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。 (7) 当会が第 <u>2</u> 項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

新	旧
利得返還請求権を取得するものとします。 <u>13 譲渡、質入れ等の禁止</u> (省略) <u>14 取引の制限等</u> (1) 当会は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に<u>基</u>づく取引の一部を制限する場合があります。 (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に<u>基</u>づく取引の一部を制限する場合があります。 (3) 前 <u>2</u> 項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等に<u>基</u>づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当会が認める場合、当会は前 <u>2</u> 項に基づく取引等の制限を解除します。 <u>15 解約等</u> (1) この貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申<u>し</u>出てください。 (2) (省略) <u>a</u> (省略) <u>b</u> この貯金の貯金者が第 <u>13</u> 条第 <u>1</u> 項に違反した場合 <u>c</u> (省略) <u>d</u> (省略) <u>e</u> (省略) <u>f</u> <u>a から e</u> の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当会からの確認に応じない場合 (3) この貯金口座は、<u>a</u>、<u>b(a)</u> から <u>(f)</u> および <u>c(a)</u> から <u>(e)</u> のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>a</u>、<u>b(a)</u> から <u>(f)</u> および <u>c(a)</u> から <u>(e)</u> の一にでも該当する場合には、当会はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。 <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>(a)</u> 暴力団 <u>(b)</u> 暴力団員 <u>(c)</u> 暴力団準構成員 <u>(d)</u> 暴力団関係企業 <u>(e)</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 <u>(f)</u> その他前各号に準ずる者 <u>c</u> (省略) <u>(a)</u> 暴力的な要求行為 <u>(b)</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為 <u>(c)</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 <u>(d)</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 <u>(e)</u> その他前各号に準ずる行為 (4) (省略)	<u>13. (譲渡、質入れ等の禁止)</u> (省略) <u>14. (取引の制限等)</u> (1) 当会は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に<u>もと</u>づく取引の一部を制限する場合があります。 (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に<u>もと</u>づく取引の一部を制限する場合があります。 (3) 前 <u>2</u> 項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等に<u>もと</u>づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当会が認める場合、当会は前 <u>2</u> 項に基づく取引等の制限を解除します。 <u>15. (解約等)</u> (1) この貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申 <u>(追加)</u> 出てください。 (2) (省略) <u>①</u> (省略) <u>②</u> この貯金の貯金者が第 <u>1 3</u> 条第 <u>1</u> 項に違反した場合 <u>③</u> (省略) <u>④</u> (省略) <u>⑤</u> (省略) <u>⑥</u> <u>①～⑤</u> の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当会からの確認に応じない場合 (3) この貯金口座は、<u>第 1 号</u>、<u>第 2 号 A</u> から <u>F</u> および <u>第 3 号 A</u> から <u>E</u> のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第 1 号</u>、<u>第 2 号 A</u> から <u>F または第 3 号 A</u> から <u>E</u> の一にでも該当する場合には、当会はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。 <u>①</u> (省略) <u>②</u> (省略) <u>A</u> 暴力団 <u>B</u> 暴力団員 <u>C</u> 暴力団準構成員 <u>D</u> 暴力団関係企業 <u>E</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 <u>F</u> その他前各号に準ずる者 <u>③</u> (省略) <u>A</u> 暴力的な要求行為 <u>B</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為 <u>C</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 <u>D</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 <u>E</u> その他前各号に準ずる行為 (4) (省略)

新	旧
(5) 前 <u>3</u> 項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申<u>し</u>出てください。この場合、当会は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また貯金取引が継続されるときは貯金口座が変更されることがあります。	(5) 前 <u>3</u> 項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申 <u>(追加)</u> 出てください。この場合、当会は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また貯金取引が継続されるときは貯金口座が変更されることがあります。
<u>16 通知等</u> (省略)	<u>16. (通知等)</u> (省略)
<u>17 保険事故発生時における貯金者からの相殺</u> (1) (省略) (2) (省略) <u>a</u> 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務 <u>から相殺されるものとします。また、この貯金で担保される</u> 債務が第三者の当会に対する債務である場合には、<u>貯金者の保証債務から相殺されるものとします。</u> <u>b</u> (省略) <u>c</u> <u>a</u> による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日までとして、利率、料率は当会の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、<u>当会</u>の定めによるものとします。 (4) (省略)	<u>17. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)</u> (1) (省略) (2) (省略) <u>①</u> 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務 <u>または当該</u> 債務が第三者の当会に対する債務である場合には <u>(追加)</u> 貯金者の保証債務から相殺されるものとします。 <u>②</u> (省略) <u>③</u> <u>第 1 号</u> による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日までとして、利率、料率は当会の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては <u>(追加)</u> 当会の定めによるものとします。 (4) (省略)
<u>18 休眠預金等活用法にかかる異動事由</u> 当会は、この貯金について、以下の事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、<u>「休眠預金等活用法」といいます。</u>) に<u>基</u>づく異動事由として取り扱います。 <u>(1)</u> 引出し、預入れ、振込<u>み</u>の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当会からの利子の支払<u>い</u>に<u>かかる</u>ものや第 <u>21</u> 条に定める未利用口座管理手数料に<u>かかる</u>ものを除きます。) <u>(2)</u> 手形または小切手の提示その他の第三者による支払<u>い</u>の請求があったこと(当会が当該支払<u>い</u>の請求を把握することができる場合に限ります。) <u>(3)</u> 貯金者等(休眠預金等活用法第 <u>2</u> 条第 <u>3</u> 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に<u>かかる</u>債権を有する者を指し、以下、<u>「貯金者等」</u>とといいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第 <u>3</u> 条第 <u>1</u> 項に<u>基</u>づく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。) <u>a</u> 公告の対象となる貯金であるかの該当性 <u>b</u> 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に<u>基</u>づく通知を受け取る住所地 <u>(4)</u> 貯金者等からの申し出に<u>基</u>づく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと <u>(5)</u> 貯金者等からの申し出に<u>基</u>づく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと <u>a</u> キャッシュカードの発行(再発行含<u>みます。</u>)および返却、暗証番号の変更 <u>b</u> 取引店舗の変更 <u>c</u> 相続等による口座名義人の変更	<u>18. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</u> 当会は、この貯金について、以下の事由を <u>(追加)</u> 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 <u>(追加)</u> (以下 <u>(追加)</u> 「休眠預金等活用法」とい<u>う。</u>) に<u>もと</u>づく異動事由として取り扱います。 <u>①</u> 引出し、預入れ、振込 <u>(追加)</u> の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当会からの利子の支払 <u>(追加)</u> に<u>係る</u>ものや第 <u>2 1</u> 条に定める未利用口座管理手数料に<u>係る</u>ものを除きます。) <u>②</u> 手形または小切手の提示その他の第三者による支払 <u>(追加)</u> の請求があったこと(当会が当該支払 <u>(追加)</u> の請求を把握することができる場合に限ります。) <u>③</u> 貯金者等(休眠預金等活用法第 <u>2</u> 条第 <u>3</u> 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に<u>係る</u>債権を有する者を指し、以下 <u>(追加)</u> 貯金者等 <u>(追加)</u> とといいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第 <u>3</u> 条第 <u>1</u> 項に<u>もと</u>づく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。) <u>A</u> 公告の対象となる貯金であるかの該当性 <u>B</u> 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に<u>もと</u>づく通知を受け取る住所地 <u>④</u> 貯金者等からの申し出に<u>もと</u>づく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと <u>⑤</u> 貯金者等からの申し出に<u>もと</u>づく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと <u>A</u> キャッシュカードの発行(再発行含<u>む</u>)および返却、暗証番号の変更 <u>B</u> 取引店舗の変更 <u>C</u> 相続等による口座名義人の変更
<u>19 休眠預金等活用法にかかる最終異動日等</u> (1) (省略) <u>a</u> 第 <u>18</u> 条に掲げる異動が最後にあった日	<u>19. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</u> (1) (省略) <u>①</u> 第 <u>1 8</u> 条に掲げる異動が最後にあった日 <u>②</u> 将来における貯金に<u>係る</u>債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に<u>係る</u>債権

新	旧
b 将来における貯金にかかる債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金にかかる債権の行使が期待される日として次項において定める日 c 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限りします。 d この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 第1項bにおいて、将来における貯金にかかる債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金にかかる債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 a 法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払いが停止されたこと、当該支払停止が解除された日 (削除) b この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続きが終了した日 (削除) c 法令または契約に基づく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 (削除) 20 休眠預金等代替金に関する取扱い (1) この貯金について長期間取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの貯金にかかる債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じて、この貯金にかかる休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。 (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。 a この貯金にかかる休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。 a 当会がこの貯金にかかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること b 前項に基づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと (5) 本条については、休眠預金等活用法に基づきこの貯金にかかる債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。 21 未利用口座管理手数料 (1) （省略） (2) （省略） (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。なお、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引き落としが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引落とし、未利用口座管理手数料に充当します。また、残高が0円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落としにより残高が0円となった口座については、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。 (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第15条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。	の行使が期待される日として次項において定める日 ③ 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。 ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払 (追加)が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。 ② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続 (追加)が終了した日。 ③ 法令または契約にもとづく振込 (追加)の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。 20. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (1) この貯金について長期間取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払 (追加)を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払 (追加)を受けることができます。 (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申 (追加)出および支払 (追加)の請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。 ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払 (追加)を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払 (追加)を請求することを約します。 ① 当会がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。 21. (未利用口座管理手数料) (1) （省略） (2) （省略） (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。なお、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引 (追加)落 (追加)しが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引落とし、未利用口座管理手数料に充当します。また、残高が0円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落としにより残高が0円となった口座については、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。 (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第15条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。

新	旧
(5) (省略) (6) 第 3 項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。 22 規定の変更等 (省略) 以 上 (2026 年 10 月 1 日現在)	(5) (省略) (6) 第 3 項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。 22. (規定の変更等) (省略) 以 上 (2025 年 8 月 1 日現在)

新	旧
総合口座取引規定 1 総合口座取引 (1) (省略) a (省略) b (省略) c bの定期貯金を担保とする当座貸越 (2) (省略) (3) 第 1 項 a、b の各取引については、この規定の定めによるほか、当会の当該各取引の規定により取 <u>り</u> 扱います。ただし、定期貯金には、証券類の受入れはできません。 2 取扱店の範囲 (1) 普通貯金は、当店のほか、当会が提携した県内の農業協同組合（以下、「提携組合」といいます。）の自動化機器においても、普通貯金への預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができるほか、一部を除き、当会が提携した県外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。ただし、当店以外での払戻しの際の <u>1</u> 回および <u>1</u> 日あたりの限度額は、当会所定の金額の範囲内とします。 (2) 定期貯金の預入れは当会所定の金額以上とし、この預入れ、解約は当店で取 <u>り</u> 扱います。また、定期貯金の自動化機器における預入れは、当店のほか、一部を除き、当会が提携した県内外の農業協同組合においても取 <u>り</u> 扱います。 3 定期貯金の自動継続 (1) (省略) (2) (省略) (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を当店に申 <u>し</u> 出てください。 4 貯金の払戻し等 (1) (省略) (2) (省略) (3) 前 <u>2</u> 項の払戻しまたは解約の手続 <u>き</u> に加え、当該貯金の払戻しまたは解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、<u>当</u> 会所定の本人確認資料の提示等の手続 <u>き</u> を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約を行いません。 (4) 普通貯金から各種料金等の自動支払 <u>（削除）</u> をするときは、あらかじめ当会所定の手続 <u>き</u> をしてください。 (5) 普通貯金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払 <u>い</u> 戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当会の任意とします。 5 スウィングサービス (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、<u>a</u> の方法により、貯金口座間の自動振替を行います。 a 順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払 <u>（削除）</u> により定期貯金口座へ自動振替を行います。 (2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取 <u>り</u> 扱います。 a 定額型 <u>(a)</u> 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先	総合口座取引規定 1.（総合口座取引） (1) (省略) <u>①</u> (省略) <u>②</u> (省略) <u>③</u> <u>第 2 号</u>の定期貯金を担保とする当座貸越 (2) (省略) (3) 第 <u>1</u> 項 <u>第 1 号</u>、<u>第 2 号</u> の各取引については、この規定の定めによるほか、当会の当該各取引の規定により取 <u>（追加）</u> 扱います。ただし、定期貯金には、証券類の受入れはできません。 2.（取扱店の範囲） (1) 普通貯金は、当店のほか、当会が提携した県内の農業協同組合（以下、「提携組合」といいます。）の自動化機器においても、普通貯金への預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができるほか、一部を除き、当会が提携した県外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。ただし、当店以外での払戻しの際の <u>1</u> 回および <u>1</u> 日あたりの限度額は、当会所定の金額の範囲内とします。 (2) 定期貯金の預入れは当会所定の金額以上とし、この預入れ、解約は当店で取 <u>（追加）</u> 扱います。また、定期貯金の自動化機器における預入れは、当店のほか、一部を除き、当会が提携した県内外の農業協同組合においても取 <u>（追加）</u> 扱います。 3.（定期貯金の自動継続） (1) (省略) (2) (省略) (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を当店に申 <u>（追加）</u> 出てください。 4.（貯金の払戻し等） (1) (省略) (2) (省略) (3) 前 <u>2</u> 項の払戻しまたは解約の手続 <u>（追加）</u> に加え、当該貯金の払戻しまたは解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため <u>（追加）</u> 当会所定の本人確認資料の提示等の手続 <u>（追加）</u> を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約を行いません。 (4) 普通貯金から各種料金等の自動支払 <u>い</u> をするときは、あらかじめ当会所定の手続 <u>（追加）</u> をしてください。 (5) 普通貯金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払 <u>（追加）</u> 戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当会の任意とします。 5.（スウィングサービス） (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、<u>①</u> の方法により、貯金口座間の自動振替を行います。 <u>①</u> 順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払 <u>い</u> により定期貯金口座へ自動振替を行います。 (2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取 <u>（追加）</u> 扱います。 <u>①</u> 定額型 <u>A</u> 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先

新	旧
口座（入金口座）へ振り替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。 b 残高型 (a) 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振り替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の高額に満たない場合は振替を行いません。 (3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。 a 普通貯金と定期貯金間の振替金額は、<u>10</u>万円以上 <u>90</u>万円以下の千円単位で指定できます。 b 普通貯金と定期貯金間の口座維持残高は、<u>10</u>万円以上千円単位とし、その超過額については、<u>10</u>万円以上 <u>90</u>万円以下の <u>10</u>万円単位で指定できます。 (4) (省略) (5) (省略) (6) (省略) (7) a 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、、当会は責任を負いません。 b (省略) <u>6 貯金利息の支払い</u> (1) 普通貯金の利息は、毎年 <u>2</u>月と <u>8</u>月の当会所定の日に、普通貯金に組み入れます。 (2) 定期貯金の利息は、元金に組入れる場合を除き、その利払日に普通貯金に入金します。現金で受け取ることはできません。 <u>7 当座貸越</u> (1) 普通貯金について、その残高をこえて払戻しの請求（提携組合での払戻しの請求を含みます。）または各種料金等の自動支払 <u>(削除)</u> の請求があった場合には、当会はこの取引の定期貯金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通貯金へ入金のうち払戻しまたは自動支払 <u>(削除)</u> します。 (2) 前項による当座貸越の限度額（以下、「極度額」といいます。）は、この取引の定期貯金の合計額の 90%（千円未満は切り捨てます。）または 200 万円のうちいずれか少ない金額とします。 (3) 第 <u>1</u>項による貸越金の残高がある場合には、普通貯金に受け入れまたは振り込まれた資金（受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は、<u>、</u>貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第 <u>9</u>条第 <u>1</u>項 <u>a</u> の貸越利率の高い順にその返済にあてます。 <u>8 貸越金の担保</u> (1) この取引に定期貯金があるときは、第 <u>2</u>項の順序に従い、その合計額について 223 万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。 (2) この取引に定期貯金があるときは、後記第 <u>9</u>条第 <u>1</u>項 <u>a</u> の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期貯金が数口ある場合には、預入日（継続をされたときはその継続日）または契約日の早い順序に従い担保とします。 (3) a 貸越金の担保となっている定期貯金について解約、担保解除または（仮）差押があった場合には、前条第 <u>2</u>項により算出される金額については、解約または担保解除された定期貯金の金額または（仮）差押にかかる定期貯金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。	口座（入金口座）へ振 <u>(追加)</u> 替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。 ② 残高型 A 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振 <u>(追加)</u> 替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の高額に満たない場合は振替を行いません。 (3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。 ① 普通貯金と定期貯金間の振替金額は、<u>1 0</u>万円以上 <u>9 0</u>万円以下の千円単位で指定できます。 ② 普通貯金と定期貯金間の口座維持残高は、<u>1 0</u>万円以上千円単位とし、その超過額については、<u>1 0</u>万円以上 <u>9 0</u>万円以下の <u>1 0</u>万円単位で指定できます。 (4) (省略) (5) (省略) (6) (省略) (7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届 <u>(追加)</u> 出てください。この届出の前に生じた損害については <u>(追加)</u> 当会は責任を負いません。 ② (省略) <u>6. (貯金利息の支払い)</u> (1) 普通貯金の利息は、毎年 <u>2</u>月と <u>8</u>月の当会所定の日に、普通貯金に組 <u>(追加)</u> 入れます。 (2) 定期貯金の利息は、元金に組入れる場合を除き、その利払日に普通貯金に入金します。現金で受 <u>(追加)</u> 取ることはできません。 <u>7. (当座貸越)</u> (1) 普通貯金について、その残高をこえて払戻しの請求（提携組合での払戻しの請求を含みます。）または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当会はこの取引の定期貯金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通貯金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。 (2) 前項による当座貸越の限度額（以下、「極度額」といいます。）は、この取引の定期貯金の合計額の 90%（千円未満は切 <u>(追加)</u> 捨てます。）または 200 万円のうちいずれか少ない金額とします。 (3) 第 <u>1</u>項による貸越金の残高がある場合には、普通貯金に受 <u>(追加)</u> 入れまたは振 <u>(追加)</u> 込まれた資金（受 <u>(追加)</u> 入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は <u>(追加)</u> 貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第 <u>9</u>条第 <u>1</u>項 <u>第 1 号</u> の貸越利率の高い順にその返済にあてます。 <u>8. (貸越金の担保)</u> (1) この取引に定期貯金があるときは、第 <u>2</u>項の順序に従い、その合計額について 223 万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。 (2) この取引に定期貯金があるときは、後記第 <u>9</u>条第 <u>1</u>項 <u>第 1 号</u> の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期貯金が数口ある場合には、預入日（継続をされたときはその継続日）または契約日の早い順序に従い担保とします。 (3) ① 貸越金の担保となっている定期貯金について解約、担保解除または（仮）差押があった場合には、前条第 <u>2</u>項により算出される金額については、解約または担保解除された定期貯金の金額または（仮）差押にかかる定期貯金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。

新	旧
<u>b</u> （省略） 9 貸越金利息等 (1) <u>a</u> 貸越金の利息は、付利単位を 100 円とし、毎年 <u>2</u> 月と <u>8</u> 月の当会所定の日に、<u>1</u> 年を 365 日として日割計算のうえ普通貯金から引落しまたは貸越元金に組<u>み</u>入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。 <u>(a)</u> （省略） <u>(b)</u> （省略） <u>b</u> （省略） <u>c</u> この取引の定期貯金の全額の解約または担保解除により、定期貯金残高の合計額が零となった場合には、<u>a</u> にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。 (2) （省略） 10 届出事項の変更、通帳の再発行等 (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届<u>け</u>出てください。 (2) （省略） (3) 通帳または印章を失った場合の普通貯金の払戻し、解約、定期貯金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当会所定の手続<u>き</u>をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 11 成年後見人等の届出 (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届<u>け</u>出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届<u>け</u>出てください。 (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前 <u>2</u> 項と同様に、当店に届<u>け</u>出てください。 (4) 前 <u>3</u> 項の届出事項に取消<u>し</u>または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届<u>け</u>出てください。 (5) 前 <u>4</u> 項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。 12 印鑑照合等 この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影（または暗証の届出がある場合には暗証）を届出の印鑑（または暗証の届出がある場合には暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取<u>り</u>扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、<u>その</u>ために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。 13.（盗難通帳による払戻し等） (1) （省略） <u>a</u> （省略） <u>b</u> （省略） <u>c</u> （省略） (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、	<u>②</u> （省略） 9.（貸越金利息等） (1)<u>①</u> 貸越金の利息は、付利単位を 100 円とし、毎年 <u>2</u> 月と <u>8</u> 月の当会所定の日に、<u>1</u> 年を 365 日として日割計算のうえ普通貯金から引落しまたは貸越元金に組 <u>(追加)</u> 入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。 <u>A</u> （省略） <u>B</u> （省略） <u>②</u> （省略） <u>③</u> この取引の定期貯金の全額の解約または担保解除により、定期貯金残高の合計額が零となった場合には、<u>第 1 号</u>にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。 (2) （省略） 10.（届出事項の変更、通帳の再発行等） (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届 <u>(追加)</u> 出てください。 (2) （省略） (3) 通帳または印章を失った場合の普通貯金の払戻し、解約、定期貯金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当会所定の手続 <u>(追加)</u> をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 11.（成年後見人等の届出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届 <u>(追加)</u> 出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届 <u>(追加)</u> 出てください。 (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前 <u>2</u> 項と同様に、当店に届 <u>(追加)</u> 出てください。 (4) 前 <u>3</u> 項の届出事項に取消 <u>(追加)</u> または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届 <u>(追加)</u> 出てください。 (5) 前 <u>4</u> 項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。 12.（印鑑照合等） この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影（または暗証の届出がある場合には暗証）を届出の印鑑（または暗証の届出がある場合には暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取 <u>(追加)</u> 扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても <u>(追加)</u> するために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。 13.（盗難通帳による払戻し等） (1) （省略） <u>①</u> （省略） <u>②</u> （省略） <u>③</u> （省略） (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日

新	旧
30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。) 前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除<u>きます</u>。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の <u>4</u> 分の <u>3</u> に相当する金額を補てんするものとします。 (3) 前 <u>2</u> 項の規定は、第 <u>1</u> 項にかかる当会への通知が、通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、<u>2</u> 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 (4) 第 <u>2</u> 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。 <u>a</u> （省略） <u>(a)</u> （省略） <u>(b)</u> （省略） <u>(c)</u> （省略） <u>b</u> （省略） (5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 <u>1</u> 項に<u>基</u>づく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 (6) 当会が第 <u>2</u> 項の規定に<u>基</u>づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。 (7) 当会が第 <u>2</u> 項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。 <u>14 即時支払い</u> (1) （省略） <u>a</u> 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立<u>て</u>があったとき <u>b</u> （省略） <u>c</u> 第 <u>9</u> 条第 <u>1</u> 項 <u>b</u> により極度額をこえたまま <u>6</u> か月を経過したとき <u>d</u> （省略） (2) （省略） <u>a</u> （省略） <u>b</u> （省略） <u>15 取引の制限等</u> (1) 当会は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に<u>基</u>づく取引の一部を制限する場合があります。 (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に<u>基</u>づく取引の一部を制限する場合があります。 (3) 前 <u>2</u> 項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等に<u>基</u>づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当会が認める場合、当会は前 <u>2</u> 項に基づく取引等の制限を解除します。	の 30 日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除<u>く</u>）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の <u>4</u> 分の <u>3</u> に相当する金額を補てんするものとします。 (3) 前 <u>2</u> 項の規定は、第 <u>1</u> 項にかかる当会への通知が、通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、<u>2</u> 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 (4) 第 <u>2</u> 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。 <u>①</u> （省略） <u>A</u> （省略） <u>B</u> （省略） <u>C</u> （省略） <u>②</u> （省略） (5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 <u>1</u> 項に<u>もと</u>づく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 (6) 当会が第 <u>2</u> 項の規定に<u>もと</u>づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。 (7) 当会が第 <u>2</u> 項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。 <u>14. (即時支払)</u> (1) （省略） <u>①</u> 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立 <u>(追加)</u> があったとき <u>②</u> （省略） <u>③</u> 第 <u>9</u> 条第 <u>1</u> 項 <u>第 2 号</u> により極度額をこえたまま <u>6</u> か月を経過したとき <u>④</u> （省略） (2) （省略） <u>①</u> （省略） <u>②</u> （省略） <u>15. (取引の制限等)</u> (1) 当会は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に<u>もと</u>づく取引の一部を制限する場合があります。 (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に<u>もと</u>づく取引の一部を制限する場合があります。 (3) 前 <u>2</u> 項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等に<u>もと</u>づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当会が認める場合、当会は前 <u>2</u> 項に基づく取引等の制限を解除します。

新	旧
16 解約等 (1) 普通貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店の申<u>リ</u>出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期貯金の記載がある場合で、定期貯金の残高があるときは、別途に定期貯金の通帳または証書を発行します。 (2) 第 14 条各項の事由があるときは、当会はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。また、普通貯金規定に<u>基</u>づき、普通貯金取引が停止または解約された場合は、当会は貸越を中止するものとします。 (3) (省略) a (省略) b この貯金の貯金者が第 18 条第 <u>1</u> 項に違反した場合 c (省略) d (省略) e <u>a から d</u> の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当会からの確認に応じない場合 (4) この貯金口座は、<u>a</u>、<u>b(a)</u>から<u>(f)</u>および <u>c(a)</u>から<u>(e)</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>a</u>、<u>b(a)</u>から<u>(f)</u>または<u>c(a)</u>から<u>(e)</u>の一にでも該当する場合には、当会はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。 a (省略) b (省略) <u>(a)</u> 暴力団 <u>(b)</u> 暴力団員 <u>(c)</u> 暴力団準構成員 <u>(d)</u> 暴力団関係企業 <u>(e)</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 <u>(f)</u> その他前各号に準ずる者 c (省略) <u>(a)</u> 暴力的な要求行為 <u>(b)</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為 <u>(c)</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 <u>(d)</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 <u>(e)</u> その他前各号に準ずる行為 (5) (省略) (6) 前 <u>3</u> 項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ当店の申<u>リ</u>出てください。この場合、当会は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また貯金取引が継続されるときは貯金口座が変更されることがあります。 17 差引計算等 (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当会は次のとおり取<u>り</u>扱うことができるものとします。 a この取引の定期貯金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続<u>き</u>を省略し、この取引の定期貯金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。 b (省略) (2) (省略)	16. (解約等) (1) 普通貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店の申<u>(追加)</u>出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期貯金の記載がある場合で、定期貯金の残高があるときは、別途に定期貯金の通帳または証書を発行します。 (2) 第 14 条各項の事由があるときは、当会はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。また、普通貯金規定に<u>も</u>とづき、普通貯金取引が停止または解約された場合は、当会は貸越を中止するものとします。 (3) (省略) <u>①</u> (省略) <u>②</u> この貯金の貯金者が第 18 条第 <u>1</u> 項に違反した場合 <u>③</u> (省略) <u>④</u> (省略) <u>⑤</u> <u>①～④</u> の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当会からの確認に応じない場合 (4) この貯金口座は、<u>第 1 号</u>、<u>第 2 号 A</u>から<u>F</u>および<u>第 3 号 A</u>から<u>E</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第 1 号</u>、<u>第 2 号 A</u>から<u>F</u>または<u>第 3 号 A</u>から<u>E</u>の一にでも該当する場合には、当会はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。 <u>①</u> (省略) <u>②</u> (省略) <u>A</u> 暴力団 <u>B</u> 暴力団員 <u>C</u> 暴力団準構成員 <u>D</u> 暴力団関係企業 <u>E</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 <u>F</u> その他前各号に準ずる者 <u>③</u> (省略) <u>A</u> 暴力的な要求行為 <u>B</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為 <u>C</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 <u>D</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 <u>E</u> その他前各号に準ずる行為 (5) (省略) (6) 前 <u>3</u> 項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ当店の申<u>(追加)</u>出てください。この場合、当会は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また貯金取引が継続されるときは貯金口座が変更されることがあります。 17. (差引計算等) (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当会は次のとおり取<u>(追加)</u>扱うことができるものとします。 <u>①</u> この取引の定期貯金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続<u>(追加)</u>を省略し、この取引の定期貯金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。 <u>②</u> (省略) (2) (省略)

新	旧
(3) 第 <u>1</u> 項 <u>a</u> および <u>b</u> により、なお普通貯金の残高がある場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申 <u>し</u> 出てください。この場合、当会は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。 <u>18 譲渡、質入れの禁止</u> (省略) <u>19 通知等</u> (省略) <u>20 保険事故発生時における貯金者からの相殺</u> (1) この取引の定期貯金は、満期日が未到来であっても、当会に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当会に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金が前記第 <u>8</u> 条第 <u>1</u> 項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。 (2) (省略) <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>c</u> <u>a</u> による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3) 第 <u>1</u> 項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) (4) 第 <u>1</u> 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。 <u>21 休眠預金等活用法におけるこの取引にかかる取扱い</u> (1) (省略) (2) この取引における全ての貯金について、長期間取引がない場合（当会の当該各取引の規定により取 <u>り</u> 扱います。）、休眠預金等活用法に <u>基</u> づきこの貯金に <u>か</u> かる債権は消滅し、貯金者等（休眠預金等活用法第 <u>2</u> 条第 <u>3</u> 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に <u>か</u> かる債権を有する者を指します。）は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。 <u>22 未利用口座管理手数料</u> (1) (省略) (2) (省略) (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。なお、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引 <u>き</u> 落 <u>と</u> し、未利用口座管理手数料に充当します。また、残高が 0 円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落しにより残高が 0 円となった口座については、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。 (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第 16 条第 <u>5</u> 項の貯金口座の利用には含まれないものとします。 (5) (省略) (6) 第 <u>3</u> 項による口座解約に伴い <u>(削除)</u> 貯金者に生じた損害について <u>(削除)</u>、当会は責任を負いません。	(3) 第 <u>1</u> 項 <u>第 1 号</u> および <u>第 2 号</u> により、なお普通貯金の残高がある場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申 <u>(追加)</u> 出てください。この場合、当会は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。 <u>18. (譲渡、質入れの禁止)</u> (省略) <u>19. (通知等)</u> (省略) <u>20. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)</u> (1) この取引の定期貯金は、満期日が未到来であっても、当会に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当会に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金が前記第 <u>8</u> 条第 <u>1</u> 項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。 (2) (省略) <u>①</u> (省略) <u>②</u> (省略) <u>③</u> <u>第 1 号</u> による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3) 第 <u>1</u> 項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 <u>①</u> (省略) <u>②</u> (省略) (4) 第 <u>1</u> 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。 <u>21. (休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い)</u> (1) (省略) (2) この取引における全ての貯金について、長期間取引がない場合（当会の当該各取引の規定により取 <u>(追加)</u> 扱います <u>(追加)</u>）、休眠預金等活用法に <u>もと</u> づきこの貯金に <u>係</u> る債権は消滅し、貯金者等（休眠預金等活用法第 <u>2</u> 条第 <u>3</u> 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に <u>係</u> る債権を有する者を指します。）は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。 <u>22. (未利用口座管理手数料)</u> (1) (省略) (2) (省略) (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。なお、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引 <u>(追加)</u> 落 <u>(追加)</u> し、未利用口座管理手数料に充当します。また、残高が 0 円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落しにより残高が 0 円となった口座については、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。 (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第 16 条第 <u>5</u> 項の貯金口座の利用には含まれないものとします。 (5) (省略) (6) 第 <u>3</u> 項による口座解約に伴い <u>、</u> 貯金者に生じた損害について <u>は</u>、当会は責任を負いません。

新	旧
23 規定の変更等 (省略) 以 上 (2026 年 10 月 1 日現在)	23. (規定の変更等) (省略) 以 上 (2025 年 8 月 1 日現在)

新	旧
普通貯金無利息型（決済用）規定	普通貯金無利息型（決済用）規定
1 取扱店の範囲 この貯金は、当店のほか、当会が提携した県内の農業協同組合（以下、「提携組合」といいます。）の自動化機器においても、預入れまたは払戻しができるほか、一部を除き、当会が提携した県外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。ただし、当店以外での払戻しの際の <u>1</u>回および <u>1</u>日あたりの限度額は、当会所定の金額の範囲内とします。	1.（取扱店の範囲） この貯金は、当店のほか、当会が提携した県内の農業協同組合（以下、「提携組合」といいます。）の自動化機器においても、預入れまたは払戻しができるほか、一部を除き、当会が提携した県外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。ただし、当店以外での払戻しの際の <u>1</u>回および <u>1</u>日あたりの限度額は、当会所定の金額の範囲内とします。
2 証券類の受入れ (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立<u>て</u>のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受<u>け</u>入れます。ただし、提携組合での受入れは、現金に<u>限</u>ります。 (2) （省略） (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続<u>き</u>を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受<u>け</u>入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取<u>り</u>扱います。 (5) 証券類の取立<u>て</u>のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	2.（証券類の受入れ） (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立<u>（追加）</u>のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受 <u>（追加）</u>入れます。ただし、提携組合での受入れは、現金に<u>かぎ</u>ります。 (2) （省略） (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続 <u>（追加）</u>を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受 <u>（追加）</u>入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取 <u>（追加）</u>扱います。 (5) 証券類の取立 <u>（追加）</u>のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。
3 振込金の受入れ (1) この貯金口座には、為替による振込金を受<u>け</u>入れます。 (2) この貯金口座への振込<u>み</u>について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取<u>り</u>消します。	3.（振込金の受入れ） (1) この貯金口座には、為替による振込金を受 <u>（追加）</u>入れます。 (2) この貯金口座への振込 <u>（追加）</u>について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取 <u>（追加）</u>消します。
4 受入証券類の決済、不渡り (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受<u>け</u>入れた証券類の金額にかかる貯金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳のお支払金額欄に記載します。 (2) 受<u>け</u>入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通貯金元帳から引<u>き落</u><u>と</u>し、その証券類は当店で返却します。 (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに<u>限</u>り、その証券類について権利保全の手続<u>き</u>をします。	4.（受入証券類の決済、不渡り） (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受 <u>（追加）</u>入れた証券類の金額にかかる貯金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳のお支払金額欄に記載します。 (2) 受 <u>（追加）</u>入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通貯金元帳から引 <u>（追加）</u>落 <u>（追加）</u>し、その証券類は当店で返却します。 (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに<u>かぎ</u>り、その証券類について権利保全の手続 <u>（追加）</u>をします。
5 貯金の払戻し (1) この貯金を払<u>い</u>戻すときは、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。 (2) 前項の払戻しの手続<u>き</u>に加え、当該貯金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、<u>当</u>会所定の本人確認資料の提示等の手続<u>き</u>を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。 (3) この貯金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当会所定の手続<u>き</u>をしてください。 (4) （省略）	5.（貯金の払戻し） (1) この貯金を払 <u>（追加）</u>戻すときは、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。 (2) 前項の払戻しの手続 <u>（追加）</u>に加え、当該貯金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため <u>（追加）</u>当会所定の本人確認資料の提示等の手続 <u>（追加）</u>を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。 (3) この貯金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当会所定の手続 <u>（追加）</u>をしてください。 (4) （省略）
6 スウィングサービス (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、<u>a</u>の方法により、貯金口座間の自動振替を行います。 <u>a</u> 順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより定期貯金口座へ自動振替を行います。	6.（スウィングサービス） (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、<u>①</u>の方法により、貯金口座間の自動振替を行います。 <u>①</u> 順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより定期貯金口座へ自動振替を行います。

新	旧
(2) (省略) <u>a</u> 定額型 <u>(a)</u> 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振<u>り</u>替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。 <u>b</u> 残高型 <u>(a)</u> 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振<u>り</u>替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。 (3) (省略) <u>a</u> 普通貯金と定期貯金間の振替金額は、<u>10</u>万円以上<u>90</u>万円以下の千円単位で指定できます。 <u>b</u> 普通貯金と定期貯金間の口座維持残高は、<u>10</u>万円以上千円単位とし、その超過額については、<u>10</u>万円以上<u>90</u>万円以下の<u>10</u>万円単位で指定できます。 (4) (省略) (5) (省略) (6) (省略) (7) <u>a</u> 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届<u>け</u>出てください。この届出の前に生じた損害については、<u>当</u>会は責任を負いません。 <u>b</u> (省略) <u>7 利息</u> (省略) <u>8 届出事項の変更、通帳の再発行等</u> (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届<u>け</u>出てください。 (2) (省略) (3) 通帳または印章を失った場合のこの貯金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当会所定の手続<u>き</u>をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 <u>9 成年後見人等の届出</u> (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届<u>け</u>出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届<u>け</u>出てください。 (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前<u>2</u>項と同様に、当店に届<u>け</u>出てください。 (4) 前<u>3</u>項の届出事項に取消<u>し</u>または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届<u>け</u>出てください。 (5) 前<u>4</u>項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。	(2) (省略) <u>①</u> 定額型 <u>A</u> 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振<u>(追加)</u>替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。 <u>②</u> 残高型 <u>A</u> 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振<u>(追加)</u>替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。 (3) (省略) <u>①</u> 普通貯金と定期貯金間の振替金額は、<u>1 0</u>万円以上<u>9 0</u>万円以下の千円単位で指定できます。 <u>②</u> 普通貯金と定期貯金間の口座維持残高は、<u>1 0</u>万円以上千円単位とし、その超過額については、<u>1 0</u>万円以上<u>9 0</u>万円以下の<u>1 0</u>万円単位で指定できます。 (4) (省略) (5) (省略) (6) (省略) (7) <u>①</u> 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届<u>(追加)</u>出てください。この届出の前に生じた損害については、<u>(追加)</u>当会は責任を負いません。 <u>②</u> (省略) <u>7. (利 息)</u> (省略) <u>8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</u> (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届 <u>(追加)</u>出てください。 (2) (省略) (3) 通帳または印章を失った場合のこの貯金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当会所定の手続 <u>(追加)</u>をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 <u>9. (成年後見人等の届出)</u> (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届 <u>(追加)</u>出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届 <u>(追加)</u>出てください。 (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前<u>2</u>項と同様に、当店に届 <u>(追加)</u>出てください。 (4) 前<u>3</u>項の届出事項に取消 <u>(追加)</u>または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届 <u>(追加)</u>出てください。 (5) 前<u>4</u>項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。

新	旧
<u>10 印鑑照合等</u> 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または暗証の届出がある場合には暗証）を届出の印鑑（または暗証の届出がある場合には暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取<u>り</u>扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、第 <u>12</u> 条により補てんを請求することができます。 <u>11 キャッシュカード</u> (1) この貯金についてキャッシュカード（以下、「カード」とい<u>います</u>。）を発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して当会所定の方法により、この貯金の残高等の取引状況を照会することができます。照会時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。 (2) （省略） <u>12 盗難通帳による払戻し等</u> (1) （省略） <u>a</u> （省略） <u>b</u> （省略） <u>c</u> （省略） (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を第 <u>10</u> 条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除<u>きます</u>。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の <u>4</u> 分の <u>3</u> に相当する金額を補てんするものとします。 (3) 前 <u>2</u> 項の規定は、第 <u>1</u> 項にかかる当会への通知が、通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、<u>2</u> 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 (4) 第 <u>2</u> 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。 <u>a</u> （省略） <u>(a)</u> （省略） <u>(b)</u> （省略） <u>(c)</u> （省略） <u>b</u> （省略） (5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 <u>1</u> 項に<u>基</u>づく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 (6) 当会が第 <u>2</u> 項の規定に<u>基</u>づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。 (7) 当会が第 <u>2</u> 項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。	<u>10. (印鑑照合等)</u> 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または暗証の届出がある場合には暗証）を届出の印鑑（または暗証の届出がある場合には暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取 <u>(追加)</u> 扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、第 <u>1 2</u> 条により補てんを請求することができます。 <u>11. (キャッシュカード)</u> (1) この貯金についてキャッシュカード（以下 <u>(追加)</u> 「カード」とい<u>う</u>。）を発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して当会所定の方法により、この貯金の残高等の取引状況を照会することができます。照会時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。 (2) （省略） <u>12. (盗難通帳による払戻し等)</u> (1) （省略） <u>①</u> （省略） <u>②</u> （省略） <u>③</u> （省略） (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を第 <u>1 0</u> 条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除<u>く</u>。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の <u>4</u> 分の <u>3</u> に相当する金額を補てんするものとします。 (3) 前 <u>2</u> 項の規定は、第 <u>1</u> 項にかかる当会への通知が、通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、<u>2</u> 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 (4) 第 <u>2</u> 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。 <u>①</u> （省略） <u>A</u> （省略） <u>B</u> （省略） <u>C</u> （省略） <u>②</u> （省略） (5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 <u>1</u> 項に<u>もと</u>づく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 (6) 当会が第 <u>2</u> 項の規定に<u>もと</u>づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。 (7) 当会が第 <u>2</u> 項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

新	旧
<u>13 譲渡、質入れ等の禁止</u> (省略) <u>14 取引の制限等</u> (1) 当会は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に<u>基</u>づく取引の一部を制限する場合があります。 (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に<u>基</u>づく取引の一部を制限する場合があります。 (3) 前 <u>2</u> 項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等に<u>基</u>づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当会が認める場合、当会は前 <u>2</u> 項に基づく取引等の制限を解除します。 <u>15 解約等</u> (1) この貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申<u>し</u>出てください。 (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当会が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した<u>とき</u>に解約されたものとします。 <u>a</u> この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、<u>または</u>貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 <u>b</u> この貯金の貯金者が第 <u>13</u> 条第 <u>1</u> 項に違反した場合 <u>c</u> (省略) <u>d</u> (省略) <u>e</u> (省略) <u>f</u> <u>a</u> から <u>e</u> の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当会からの確認に応じない場合 (3) この貯金口座は、<u>a</u>、<u>b(a)</u> から <u>(f)</u> および <u>c(a)</u> から <u>(e)</u> のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>a</u>、<u>b(a)</u> から <u>(f)</u> または <u>c(a)</u> から <u>(e)</u> の一にでも該当する場合には、当会はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。 <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>(a)</u> 暴力団 <u>(b)</u> 暴力団員 <u>(c)</u> 暴力団準構成員 <u>(d)</u> 暴力団関係企業 <u>(e)</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 <u>(f)</u> その他前各号に準ずる者 <u>c</u> (省略) <u>(a)</u> 暴力的な要求行為 <u>(b)</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為 <u>(c)</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 <u>(d)</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 <u>(e)</u> その他前各号に準ずる行為	<u>13. (譲渡、質入れ等の禁止)</u> (省略) <u>14. (取引の制限等)</u> (1) 当会は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に<u>もと</u>づく取引の一部を制限する場合があります。 (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に<u>もと</u>づく取引の一部を制限する場合があります。 (3) 前 <u>2</u> 項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等に<u>もと</u>づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当会が認める場合、当会は前 <u>2</u> 項に基づく取引等の制限を解除します。 <u>15. (解約等)</u> (1) この貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申 <u>(追加)</u> 出てください。 (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当会が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した<u>時</u>に解約されたものとします。 <u>①</u> この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合 <u>(追加)</u> または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 <u>②</u> この貯金の貯金者が第 <u>1 3</u> 条第 <u>1</u> 項に違反した場合 <u>③</u> (省略) <u>④</u> (省略) <u>⑤</u> (省略) <u>⑥</u> <u>①～⑤</u> の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当会からの確認に応じない場合 (3) この貯金口座は、<u>第 1 号</u>、<u>第 2 号 A</u> から <u>F</u> および <u>第 3 号 A</u> から <u>E</u> のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第 1 号</u>、<u>第 2 号 A</u> から <u>F</u> または <u>第 3 号 A</u> から <u>E</u> の一にでも該当する場合には、当会はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。 <u>①</u> (省略) <u>②</u> (省略) <u>A</u> 暴力団 <u>B</u> 暴力団員 <u>C</u> 暴力団準構成員 <u>D</u> 暴力団関係企業 <u>E</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 <u>F</u> その他前各号に準ずる者 <u>③</u> (省略) <u>A</u> 暴力的な要求行為 <u>B</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為 <u>C</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 <u>D</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 <u>E</u> その他前各号に準ずる行為

新	旧
(4) (省略) (5) 前 <u>3</u> 項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申<u>し</u>出てください。この場合、当会は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また貯金取引が継続されるときは貯金口座が変更されることがあります。 <u>16 通知等</u> 届出のあった名称、住所にあてて当会が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき<u>とき</u>に到達したものとみなします。 <u>17 保険事故発生時における貯金者からの相殺</u> (1) (省略) (2) (省略) <u>a</u> 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務<u>から相殺されるものとします。また、この貯金で担保される</u>債務が第三者の当会に対する債務である場合には、<u>貯金者の保証債務から相殺されるものとします。</u> <u>b</u> (省略) <u>c</u> <u>a</u> による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3) (省略) (4) (省略) <u>18 休眠預金等活用法にかかる異動事由</u> 当会は、この貯金について、以下の事由を「<u>民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律</u>」(以下、<u>「休眠預金等活用法」</u>と<u>いいます。</u>)に<u>基</u>づく異動事由として取り扱います。 <u>(1)</u> 引出し、預入れ、振込<u>み</u>の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当会からの利子の支払<u>い</u>に<u>かか</u>るものや第 <u>21</u> 条に定める未利用口座管理手数料に<u>かか</u>るものを除きます。) <u>(2)</u> 手形または小切手の提示その他の第三者による支払<u>い</u>の請求があったこと(当会が当該支払<u>い</u>の請求を把握することができる場合に限ります。) <u>(3)</u> 貯金者等(休眠預金等活用法第 <u>2</u> 条第 <u>3</u> 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に<u>かか</u>る債権を有する者を指し、以下、<u>「貯金者等」</u>と<u>いいます。</u>)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第 <u>3</u> 条第 <u>1</u> 項に<u>基</u>づく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。) <u>a</u> (省略) <u>b</u> 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に<u>基</u>づく通知を受け取る住所地 <u>(4)</u> 貯金者等からの申し出に<u>基</u>づく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと <u>(5)</u> 貯金者等からの申し出に<u>基</u>づく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと <u>a</u> キャッシュカードの発行(再発行含<u>みます。</u>)および返却、暗証番号の変更 <u>b</u> (省略) <u>c</u> (省略) <u>19 休眠預金等活用法にかかる最終異動日等</u> (1) (省略) <u>a</u> 第 <u>18</u> 条に掲げる異動が最後にあった日	(4) (省略) (5) 前 <u>3</u> 項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申<u>(追加)</u>出てください。この場合、当会は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また貯金取引が継続されるときは貯金口座が変更されることがあります。 <u>16. (通知等)</u> 届出のあった名称、住所にあてて当会が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき<u>時</u>に到達したものとみなします。 <u>17. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)</u> (1) (省略) (2) (省略) <u>①</u> 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務<u>または当該</u>債務が第三者の当会に対する債務である場合には、<u>(追加)</u> 貯金者の保証債務から相殺されるものとします。 <u>②</u> (省略) <u>③</u> <u>第 1 号</u>による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3) (省略) (4) (省略) <u>18. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</u> 当会は、この貯金について、以下の事由を <u>(追加)</u> 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 <u>(追加)</u> (以下 <u>(追加)</u> 「休眠預金等活用法」と<u>いう。</u>)に<u>もと</u>づく異動事由として取り扱います。 <u>①</u> 引出し、預入れ、振込 <u>(追加)</u> の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当会からの利子の支払 <u>(追加)</u> に<u>係</u>るものや第 <u>2 1</u> 条に定める未利用口座管理手数料に<u>係</u>るものを除きます。) <u>②</u> 手形または小切手の提示その他の第三者による支払 <u>(追加)</u> の請求があったこと(当会が当該支払 <u>(追加)</u> の請求を把握することができる場合に限ります。) <u>③</u> 貯金者等(休眠預金等活用法第 <u>2</u> 条第 <u>3</u> 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に<u>係</u>る債権を有する者を指し、以下 <u>(追加)</u> 貯金者等 <u>(追加)</u> と<u>いいます。</u>)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第 <u>3</u> 条第 <u>1</u> 項に<u>もと</u>づく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。) <u>A</u> (省略) <u>B</u> 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に<u>もと</u>づく通知を受け取る住所地 <u>④</u> 貯金者等からの申し出に<u>もと</u>づく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと <u>⑤</u> 貯金者等からの申し出に<u>もと</u>づく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと <u>A</u> キャッシュカードの発行(再発行含<u>む</u>)および返却、暗証番号の変更 <u>B</u> (省略) <u>C</u> (省略) <u>19. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</u> (1) (省略) <u>①</u> 第 <u>1 8</u> 条に掲げる異動が最後にあった日 <u>②</u> 将来における貯金に<u>係</u>る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に<u>係</u>る債権

新	旧
b 将来における貯金にかかる債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金にかかる債権の行使が期待される日として次項において定める日 c 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。 d （省略） (2) 第1項bにおいて、将来における貯金にかかる債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金にかかる債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 a 法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払いが停止されたこと、当該支払停止が解除された日。 b この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続きが終了した日。 c 法令または契約に基づく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。 20 休眠預金等代替金に関する取扱い (1) この貯金について長期間取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの貯金にかかる債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じて、この貯金にかかる休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。 (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。 a この貯金にかかる休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。 a 当会がこの貯金にかかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること b 前項に基づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと (5) 本条については、休眠預金等活用法に基づきこの貯金にかかる債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。 21 未利用口座管理手数料 (1) （省略） (2) （省略） (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。なお、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引き落としが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当します。また、残高が0円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落しにより残高が0円となった口座については、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。	の行使が期待される日として次項において定める日 ③ 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④ （省略） (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払（追加）が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。 ② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続（追加）が終了した日。 ③ 法令または契約にもとづく振込（追加）の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。 20.（休眠預金等代替金に関する取扱い） (1) この貯金について長期間取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払（追加）を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払（追加）を受けることができます。 (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申（追加）出および支払（追加）の請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。 ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払（追加）を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払（追加）を請求することを約します。 ① 当会がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。 21.（未利用口座管理手数料） (1) （省略） (2) （省略） (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。なお、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引（追加）落（追加）しが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当します。また、残高が0円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落しにより残高が0円となった口座については、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。

新	旧
(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第 15 条第 4 項の貯金口座の利用には含まれないものとします。 (5) (省略) (6) 第 3 項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。 22 規定の変更等 (省略) 以 上 (2026 年 10 月 1 日現在)	(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第 1 5 条第 4 項の貯金口座の利用には含まれないものとします。 (5) (省略) (6) 第 3 項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。 22. (規定の変更等) (省略) 以 上 (2025 年 8 月 1 日現在)

新	旧
総合口座（普通貯金無利息型）取引規定 1 総合口座取引 (1) (省略) a (省略) b (省略) c bの定期貯金を担保とする当座貸越 (2) (省略) (3) 第 1 項 a、b の各取引については、この規定の定めによるほか、当会の当該各取引の規定により取 <u>り</u> 扱います。ただし、定期貯金には、証券類の受入れはできません。 2 取扱店の範囲 (1) 普通貯金は、当店のほか、当会が提携した県内の農業協同組合（以下、「提携組合」といいます。）の自動化機器においても、普通貯金への預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができるほか、一部を除き、当会が提携した県外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。ただし、当店以外での払戻しの際の <u>1</u> 回および <u>1</u> 日あたりの限度額は、当会所定の金額の範囲内とします。 (2) 定期貯金の預入れは当会所定の金額以上とし、この預入れ、解約は当店で取 <u>り</u> 扱います。また、定期貯金の自動化機器における預入れは、当店のほか、一部を除き、当会が提携した県内外の農業協同組合においても取 <u>り</u> 扱います。 3 定期貯金の自動継続 (1) (省略) (2) (省略) (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を当店の申 <u>し</u> 出てください。 4 貯金の払戻し等 (1) (省略) (2) (省略) (3) 前 <u>2</u> 項の払戻しまたは解約の手続 <u>き</u> に加え、当該貯金の払戻しまたは解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、<u>当</u> 会所定の本人確認資料の提示等の手続 <u>き</u> を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約を行いません。 (4) 普通貯金から各種料金等の自動支払 <u>（削除）</u> をするときは、あらかじめ当会所定の手続 <u>き</u> をしてください。 (5) 普通貯金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払 <u>い</u> 戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当会の任意とします。 5 スウィングサービス (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、<u>a</u> の方法により、貯金口座間の自動振替を行います。 a 順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払 <u>（削除）</u> により定期貯金口座へ自動振替を行います。 (2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取 <u>り</u> 扱います。 a 定額型 <u>(a)</u> 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先	総合口座（普通貯金無利息型）取引規定 1.（総合口座取引） (1) (省略) <u>①</u> (省略) <u>②</u> (省略) <u>③</u> <u>第 2 号</u>の定期貯金を担保とする当座貸越 (2) (省略) (3) 第 <u>1</u> 項 <u>第 1 号</u>、<u>第 2 号</u> の各取引については、この規定の定めによるほか、当会の当該各取引の規定により取 <u>（追加）</u> 扱います。ただし、定期貯金には、証券類の受入れはできません。 2.（取扱店の範囲） (1) 普通貯金は、当店のほか、当会が提携した県内の農業協同組合（以下、「提携組合」といいます。）の自動化機器においても、普通貯金への預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができるほか、一部を除き、当会が提携した県外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。ただし、当店以外での払戻しの際の <u>1</u> 回および <u>1</u> 日あたりの限度額は、当会所定の金額の範囲内とします。 (2) 定期貯金の預入れは当会所定の金額以上とし、この預入れ、解約は当店で取 <u>（追加）</u> 扱います。また、定期貯金の自動化機器における預入れは、当店のほか、一部を除き、当会が提携した県内外の農業協同組合においても取 <u>（追加）</u> 扱います。 3.（定期貯金の自動継続） (1) (省略) (2) (省略) (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を当店の申 <u>（追加）</u> 出てください。 4.（貯金の払戻し等） (1) (省略) (2) (省略) (3) 前 <u>2</u> 項の払戻しまたは解約の手続 <u>（追加）</u> に加え、当該貯金の払戻しまたは解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、<u>（追加）</u> 当会所定の本人確認資料の提示等の手続 <u>（追加）</u> を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約を行いません。 (4) 普通貯金から各種料金等の自動支払 <u>い</u> をするときは、あらかじめ当会所定の手続 <u>（追加）</u> をしてください。 (5) 普通貯金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払 <u>（追加）</u> 戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当会の任意とします。 5.（スウィングサービス） (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、<u>①</u> の方法により、貯金口座間の自動振替を行います。 <u>①</u> 順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払 <u>い</u> により定期貯金口座へ自動振替を行います。 (2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取 <u>（追加）</u> 扱います。 <u>①</u> 定額型 <u>A</u> 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先

新	旧
口座（入金口座）へ振り替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。 b 残高型 (a) 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振り替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の高額に満たない場合は振替を行いません。 (3) (省略) a 普通貯金と定期貯金間の振替金額は、10万円以上 90万円以下の千円単位で指定できます。 b 普通貯金と定期貯金間の口座維持残高は、10万円以上千円単位とし、その超過額については、10万円以上 90万円以下の 10万円単位で指定できます。 (4) (省略) (5) (省略) (6) (省略) (7) a 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届けてください。この届出の前に生じた損害については、当当会は責任を負いません。 b (省略) <u>6 貯金利息の支払い</u> (1) (省略) (2) 定期貯金の利息は、元金に組入れる場合を除き、その利払日に普通貯金に入金します。現金で受け取ることはできません。 <u>7 当座貸越</u> (1) 普通貯金について、その残高をこえて払戻しの請求（提携組合での払戻しの請求を含みます。）または各種料金等の自動支払 (削除) の請求があった場合には、当会はこの取引の定期貯金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通貯金へ入金のうち払戻しまたは自動支払 (削除) します。 (2) 前項による当座貸越の限度額（以下、「極度額」といいます。）は、この取引の定期貯金の合計額の 90％（千円未満は切り捨てます。）または 200 万円のうちいずれか少ない金額とします。 (3) 第 <u>1</u> 項による貸越金の残高がある場合には、普通貯金に受け入れまたは振り込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第 <u>9</u> 条第 <u>1</u> 項 <u>a</u> の貸越利率の高い順にその返済にあてます。 <u>8 貸越金の担保</u> (1) この取引に定期貯金があるときは、第 <u>2</u> 項の順序に従い、その合計額について 223 万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。 (2) この取引に定期貯金があるときは、後記第 <u>9</u> 条第 <u>1</u> 項 <u>a</u> の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期貯金为数口ある場合には、預入日（継続をされたときはその継続日）または契約日の早い順序に従い担保とします。 (3) a 貸越金の担保となっている定期貯金について解約、担保解除または（仮）差押があった場合には、前条第 <u>2</u> 項により算出される金額については、解約または担保解除された定期貯金の金額または（仮）差押にかかる定	口座（入金口座）へ振 <u>(追加)</u> 替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。 ② 残高型 A 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振 <u>(追加)</u> 替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の高額に満たない場合は振替を行いません。 (3) (省略) ① 普通貯金と定期貯金間の振替金額は、<u>1 0</u>万円以上 <u>9 0</u>万円以下の千円単位で指定できます。 ② 普通貯金と定期貯金間の口座維持残高は、<u>1 0</u>万円以上千円単位とし、その超過額については、<u>1 0</u>万円以上 <u>9 0</u>万円以下の <u>1 0</u>万円単位で指定できます。 (4) (省略) (5) (省略) (6) (省略) (7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届 <u>(追加)</u> してください。この届出の前に生じた損害については <u>(追加)</u> 当会は責任を負いません。 ② (省略) <u>6. (貯金利息の支払い)</u> (1) (省略) (2) 定期貯金の利息は、元金に組入れる場合を除き、その利払日に普通貯金に入金します。現金で受 <u>(追加)</u> 取ることはできません。 <u>7. (当座貸越)</u> (1) 普通貯金について、その残高をこえて払戻しの請求（提携組合での払戻しの請求を含みます。）または各種料金等の自動支払 <u>い</u> の請求があった場合には、当会はこの取引の定期貯金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通貯金へ入金のうち払戻しまたは自動支払 <u>い</u> します。 (2) 前項による当座貸越の限度額（以下、「極度額」といいます。）は、この取引の定期貯金の合計額の 90％（千円未満は切 <u>(追加)</u> 捨てます。）または 200 万円のうちいずれか少ない金額とします。 (3) 第 <u>1</u> 項による貸越金の残高がある場合には、普通貯金に受 <u>(追加)</u> 入れまたは振 <u>(追加)</u> 込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第 <u>9</u> 条第 <u>1</u> 項 <u>第 1 号</u> の貸越利率の高い順にその返済にあてます。 <u>8. (貸越金の担保)</u> (1) この取引に定期貯金があるときは、第 <u>2</u> 項の順序に従い、その合計額について 223 万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。 (2) この取引に定期貯金があるときは、後記第 <u>9</u> 条第 <u>1</u> 項 <u>第 1 号</u> の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期貯金为数口ある場合には、預入日（継続をされたときはその継続日）または契約日の早い順序に従い担保とします。 (3) ① 貸越金の担保となっている定期貯金について解約、担保解除または（仮）差押があった場合には、前条第 <u>2</u> 項により算出される金額については、解約または担保解除された定期貯金の金額または（仮）差押にかかる定期貯金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。

新	旧
期貯金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。 <u>b</u> （省略） 9 貸越金利息等 (1) <u>a</u> 貸越金の利息は、付利単位を 100 円とし、毎年 <u>2</u> 月と <u>8</u> 月の当会所定の日に、<u>1</u> 年を 365 日として日割計算のうえ普通貯金から引落しまたは貸越元金に組<u>み</u>入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。 <u>(a)</u> （省略） <u>(b)</u> （省略） <u>b</u> （省略） <u>c</u> この取引の定期貯金の全額の解約または担保解除により、定期貯金残高の合計額が零となった場合には、<u>a</u> にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。 (2) （省略） 10 届出事項の変更、通帳の再発行等 (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届<u>け</u>出てください。 (2) （省略） (3) 通帳または印章を失った場合の普通貯金の払戻し、解約、定期貯金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当会所定の手続<u>き</u>をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 11 成年後見人等の届出 (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届<u>け</u>出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届<u>け</u>出てください。 (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前 <u>2</u> 項と同様に、当店に届<u>け</u>出てください。 (4) 前 <u>3</u> 項の届出事項に取消<u>し</u>または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届<u>け</u>出てください。 (5) 前 <u>4</u> 項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。 12 印鑑照合等 この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影（または暗証の届出がある場合には暗証）を届出の印鑑（または暗証の届出がある場合には暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取<u>り</u>扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。 13 盗難通帳による払戻し等 (1) （省略） <u>a</u> （省略） <u>b</u> （省略） <u>c</u> （省略） (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた	<u>②</u> （省略） 9.（貸越金利息等） (1)<u>①</u> 貸越金の利息は、付利単位を 100 円とし、毎年 <u>2</u> 月と <u>8</u> 月の当会所定の日に、<u>1</u> 年を 365 日として日割計算のうえ普通貯金から引落しまたは貸越元金に組 <u>(追加)</u> 入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。 <u>A</u> （省略） <u>B</u> （省略） <u>②</u> （省略） <u>③</u> この取引の定期貯金の全額の解約または担保解除により、定期貯金残高の合計額が零となった場合には、<u>第 1 号</u>にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。 (2) （省略） 10.（届出事項の変更、通帳の再発行等） (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届 <u>(追加)</u> 出てください。 (2) （省略） (3) 通帳または印章を失った場合の普通貯金の払戻し、解約、定期貯金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当会所定の手続 <u>(追加)</u> をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 11.（成年後見人等の届出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届 <u>(追加)</u> 出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届 <u>(追加)</u> 出てください。 (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前 <u>2</u> 項と同様に、当店に届 <u>(追加)</u> 出てください。 (4) 前 <u>3</u> 項の届出事項に取消 <u>(追加)</u> または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届 <u>(追加)</u> 出てください。 (5) 前 <u>4</u> 項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。 12.（印鑑照合等） この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影（または暗証の届出がある場合には暗証）を届出の印鑑（または暗証の届出がある場合には暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取 <u>(追加)</u> 扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。 13.（盗難通帳による払戻し等） (1) （省略） <u>①</u> （省略） <u>②</u> （省略） <u>③</u> （省略） (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日

新	旧
日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除<u>きます</u>。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の<u>4</u>分の<u>3</u>に相当する金額を補てんするものとします。 (3) 前<u>2</u>項の規定は、第<u>1</u>項にかかる当会への通知が、通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、<u>2</u>年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 (4) 第<u>2</u>項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。 <u>a</u> （省略） <u>(a)</u> （省略） <u>(b)</u> （省略） <u>(c)</u> （省略） <u>b</u> （省略） (5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第<u>1</u>項に<u>基</u>づく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 (6) 当会が第<u>2</u>項の規定に<u>基</u>づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。 (7) 当会が第<u>2</u>項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。 <u>14 即時支払</u> (1) （省略） <u>a</u> （省略） <u>b</u> （省略） <u>c</u> 第<u>9</u>条第<u>1</u>項<u>b</u>により極度額をこえたまま<u>6</u>か月を経過したとき <u>d</u> （省略） (2) （省略） <u>a</u> （省略） <u>b</u> （省略） <u>15 取引の制限等</u> (1) 当会は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に<u>基</u>づく取引の一部を制限する場合があります。 (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に<u>基</u>づく取引の一部を制限する場合があります。 (3) 前<u>2</u>項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等に<u>基</u>づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当会が認める場合、当会は前<u>2</u>項に基づく取引等の制限を解除します。	の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除<u>く</u>。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の<u>4</u>分の<u>3</u>に相当する金額を補てんするものとします。 (3) 前<u>2</u>項の規定は、第<u>1</u>項にかかる当会への通知が、通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、<u>2</u>年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 (4) 第<u>2</u>項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。 <u>①</u> （省略） <u>A</u> （省略） <u>B</u> （省略） <u>C</u> （省略） <u>②</u> （省略） (5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第<u>1</u>項に<u>もと</u>づく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 (6) 当会が第<u>2</u>項の規定に<u>もと</u>づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。 (7) 当会が第<u>2</u>項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。 <u>14.（即時支払）</u> (1) （省略） <u>①</u> （省略） <u>②</u> （省略） <u>③</u> 第<u>9</u>条第<u>1</u>項第<u>2号</u>により極度額をこえたまま<u>6</u>か月を経過したとき <u>④</u> （省略） (2) （省略） <u>①</u> （省略） <u>②</u> （省略） <u>15.（取引の制限等）</u> (1) 当会は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に<u>もと</u>づく取引の一部を制限する場合があります。 (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に<u>もと</u>づく取引の一部を制限する場合があります。 (3) 前<u>2</u>項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等に<u>もと</u>づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当会が認める場合、当会は前<u>2</u>項に基づく取引等の制限を解除します。

新	旧
16 解約等 (1) 普通貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申<u>し</u>出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期貯金の記載がある場合で、定期貯金の残高があるときは、別途に定期貯金の通帳または証書を発行します。 (2) 第 14 条各項の事由があるときは、当会はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。また、普通貯金規定に<u>基</u>づき、普通貯金取引が停止または解約された場合は、当会は貸越を中止するものとします。 (3) (省略) <u>a</u> (省略) <u>b</u> この貯金の貯金者が第 18 条第 <u>1</u> 項に違反した場合 <u>c</u> (省略) <u>d</u> (省略) <u>e</u> <u>a から d</u> の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当会からの確認に応じない場合 (4) この貯金口座は、<u>a</u>、<u>b(a)</u> から <u>(f)</u> および <u>c(a)</u> から <u>(e)</u> のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>a</u>、<u>b(a)</u> から <u>(f)</u> または <u>c(a)</u> から <u>(e)</u> の一にでも該当する場合には、当会はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。 <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>(a)</u> 暴力団 <u>(b)</u> 暴力団員 <u>(c)</u> 暴力団準構成員 <u>(d)</u> 暴力団関係企業 <u>(e)</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 <u>(f)</u> その他前各号に準ずる者 <u>c</u> (省略) <u>(a)</u> 暴力的な要求行為 <u>(b)</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為 <u>(c)</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 <u>(d)</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 <u>(e)</u> その他前各号に準ずる行為 (5) (省略) (6) 前 <u>3</u> 項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ当店に申<u>し</u>出てください。この場合、当会は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また貯金取引が継続されるときは貯金口座が変更されることがあります。 17 差引計算等 (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当会は次のとおり取<u>り</u>扱うことができるものとします。 <u>a</u> この取引の定期貯金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続<u>き</u>を省略し、この取引の定期貯金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。 <u>b</u> (省略)	16. (解約等) (1) 普通貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申 <u>(追加)</u> 出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期貯金の記載がある場合で、定期貯金の残高があるときは、別途に定期貯金の通帳または証書を発行します。 (2) 第 14 条各項の事由があるときは、当会はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。また、普通貯金規定に<u>もと</u>づき、普通貯金取引が停止または解約された場合は、当会は貸越を中止するものとします。 (3) (省略) <u>①</u> (省略) <u>②</u> この貯金の貯金者が第 18 条第 <u>1</u> 項に違反した場合 <u>③</u> (省略) <u>④</u> (省略) <u>⑤</u> <u>①～④</u> の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当会からの確認に応じない場合 (4) この貯金口座は、<u>第 1 号</u>、<u>第 2 号 A</u> から <u>F</u> および <u>第 3 号 A</u> から <u>E</u> のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第 1 号</u>、<u>第 2 号 A</u> から <u>F</u> または <u>第 3 号 A</u> から <u>E</u> の一にでも該当する場合には、当会はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。 <u>①</u> (省略) <u>②</u> (省略) <u>A</u> 暴力団 <u>B</u> 暴力団員 <u>C</u> 暴力団準構成員 <u>D</u> 暴力団関係企業 <u>E</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 <u>F</u> その他前各号に準ずる者 <u>③</u> (省略) <u>A</u> 暴力的な要求行為 <u>B</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為 <u>C</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 <u>D</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 <u>E</u> その他前各号に準ずる行為 (5) (省略) (6) 前 <u>3</u> 項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ当店に申 <u>(追加)</u> 出てください。この場合、当会は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また貯金取引が継続されるときは貯金口座が変更されることがあります。 17. (差引計算等) (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当会は次のとおり取 <u>(追加)</u> 扱うことができるものとします。 <u>①</u> この取引の定期貯金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続 <u>(追加)</u> を省略し、この取引の定期貯金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。 <u>②</u> (省略)

新	旧
(2) (省略) (3) 第 <u>1</u> 項 <u>a</u> および <u>b</u> により、なお普通貯金の残高がある場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申 <u>し</u> 出てください。この場合、当会は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。 <u>18 譲渡、質入れの禁止</u> (省略) <u>19 通知等</u> (省略) <u>20 保険事故発生時における貯金者からの相殺</u> (1) この取引の定期貯金は、満期日が未到来であっても、当会に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当会に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金が前記第 <u>8</u> 条第 <u>1</u> 項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。 (2) (省略) <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>c</u> <u>a</u> による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3) 第 <u>1</u> 項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) (4) 第 <u>1</u> 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。 <u>21 休眠預金等活用法におけるこの取引にかかる取扱い</u> (1) (省略) (2) この取引における全ての貯金について、長期間取引がない場合（当会の当該各取引の規定により取 <u>り</u> 扱います）、休眠預金等活用法に<u>基</u>づきこの貯金に<u>かか</u>る債権は消滅し、貯金者等（休眠預金等活用法第 <u>2</u> 条第 <u>3</u> 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に<u>かか</u>る債権を有する者を指します。）は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。 <u>22 未利用口座管理手数料</u> (1) (省略) (2) (省略) (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。なお、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引 <u>き落</u> <u>と</u> し、未利用口座管理手数料に充当します。また、残高が 0 円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落しにより残高が 0 円となった口座については、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。 (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第 16 条第 <u>5</u> 項の貯金口座の利用には含まれないものとします。 (5) (省略)	(2) (省略) (3) 第 <u>1</u> 項 <u>第 1 号</u> および <u>第 2 号</u> により、なお普通貯金の残高がある場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申 <u>(追加)</u> 出てください。この場合、当会は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。 <u>18. (譲渡、質入れの禁止)</u> (省略) <u>19. (通知等)</u> (省略) <u>20. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)</u> (1) この取引の定期貯金は、満期日が未到来であっても、当会に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当会に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金が前記第 <u>8</u> 条第 <u>1</u> 項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。 (2) (省略) <u>①</u> (省略) <u>②</u> (省略) <u>③</u> <u>第 1 号</u> による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3) 第 <u>1</u> 項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 <u>①</u> (省略) <u>②</u> (省略) (4) 第 <u>1</u> 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。 <u>21. (休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い)</u> (1) (省略) (2) この取引における全ての貯金について、長期間取引がない場合（当会の当該各取引の規定により取 <u>(追加)</u> 扱います）、休眠預金等活用法に<u>も</u> <u>と</u> づきこの貯金に<u>係</u>る債権は消滅し、貯金者等（休眠預金等活用法第 <u>2</u> 条第 <u>3</u> 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に<u>係</u>る債権を有する者を指します。）は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。 <u>22. (未利用口座管理手数料)</u> (1) (省略) (2) (省略) (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。なお、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引 <u>(追加)</u> 落 <u>(追加)</u> し、未利用口座管理手数料に充当します。また、残高が 0 円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落しにより残高が 0 円となった口座については、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。 (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第 16 条第 <u>5</u> 項の貯金口座の利用には含まれないものとします。 (5) (省略)

新	旧
(6) 第 3 項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>23 規定の変更等</u> (省略) 以 上 <u>(2026 年 10 月 1 日現在)</u>	(6) 第 3 項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>23. (規定の変更等)</u> (省略) 以 上 <u>(2025 年 8 月 1 日現在)</u>

新	旧
スーパー定期貯金規定（単利型）	スーパー定期貯金規定（単利型）
1 貯金の支払時期 （省略） 2 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受<u>け</u>入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受<u>け</u>入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取<u>り</u>消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 3 スウィングサービス (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払<u>（削除）</u>により定期貯金口座へ自動振替を行います。 (2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取<u>り</u>扱います。 a 定額型 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振<u>り</u>替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。 b 残高型 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振<u>り</u>替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。 (3) （省略） a 普通貯金と定期貯金間の振替金額は、<u>10</u>万円以上 <u>90</u>万円以下の千円単位で指定できます。 b 普通貯金と定期貯金間の口座維持残高は、<u>10</u>万円以上千円単位とし、その超過額については、<u>10</u>万円以上 <u>90</u>万円以下の <u>10</u>万円単位で指定できます。 (4) （省略） (5) （省略） (6) （省略） (7) a 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届<u>け</u>出してください。この届出の前に生じた損害については、<u>当</u>当会は責任を負いません。 b （省略） 4 利息 (1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（以下、「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。ただし、預入日の<u>2</u>年後の応当日から預入日の<u>5</u>年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは、次によります。 a 預入日から満期日の<u>1</u>年前の応当日までの間に到来する預入日の<u>1</u>年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払	1.（貯金の支払時期） （省略） 2.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受<u>（追加）</u>入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受<u>（追加）</u>入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取<u>（追加）</u>消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 3.（スウィングサービス） (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払<u>い</u>により定期貯金口座へ自動振替を行います。 (2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取<u>（追加）</u>扱います。 ① 定額型 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振<u>（追加）</u>替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。 ② 残高型 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振<u>（追加）</u>替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。 (3) （省略） ① 普通貯金と定期貯金間の振替金額は、<u>1 0</u>万円以上 <u>9 0</u>万円以下の千円単位で指定できます。 ② 普通貯金と定期貯金間の口座維持残高は、<u>1 0</u>万円以上千円単位とし、その超過額については、<u>1 0</u>万円以上 <u>9 0</u>万円以下の <u>1 0</u>万円単位で指定できます。 (4) （省略） (5) （省略） (6) （省略） (7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届<u>（追加）</u>出てください。この届出の前に生じた損害については、<u>（追加）</u>当会は責任を負いません。 ② （省略） 4.（利 息） (1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（以下、「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。ただし、預入日の<u>2</u>年後の応当日から預入日の<u>5</u>年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは、次によります。 ① 預入日から満期日の<u>1</u>年前の応当日までの間に到来する預入日の<u>1</u>年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払

新	旧																																																																																																
利率によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。 <u>(a)</u> 現金で受<u>け</u>取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。 <u>(b)</u> 貯金口座へ振<u>り</u>替える場合には、中間利払日（中間利払日が休日の場合は翌営業日）に指定口座へ入金します。 <u>b</u> 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差<u>し</u>引いた利息の残額は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。 (2) （省略） (3) 第<u>5</u>条第<u>1</u>項により満期日前に解約する場合および第<u>5</u>条第<u>5</u>項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第<u>4</u>位以下は切<u>り</u>捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。 <u>a</u> 預入日の<u>1</u>か月後の応当日から預入日の<u>3</u>年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合 <table><tr><td><u>(a)</u> <u>6</u>か月未満</td><td>解約日における普通貯金の利率</td></tr><tr><td><u>(b)</u> <u>6</u>か月以上<u>1</u>年未満</td><td>約定利率×30%</td></tr><tr><td><u>(c)</u> <u>1</u>年以上<u>1</u>年<u>6</u>か月未満</td><td>約定利率×50%</td></tr><tr><td><u>(d)</u> <u>1</u>年<u>6</u>か月以上<u>2</u>年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr><tr><td><u>(e)</u> <u>2</u>年以上<u>3</u>年未満</td><td>約定利率×70%</td></tr></table> ただし、<u>(b)</u>から<u>(e)</u>までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 <u>b</u> 預入日の<u>3</u>年後の応当日から預入日の<u>4</u>年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合 <table><tr><td><u>(a)</u> <u>6</u>か月未満</td><td>解約日における普通貯金の利率</td></tr><tr><td><u>(b)</u> <u>6</u>か月以上<u>1</u>年未満</td><td>約定利率×20%</td></tr><tr><td><u>(c)</u> <u>1</u>年以上<u>1</u>年<u>6</u>か月未満</td><td>約定利率×30%</td></tr><tr><td><u>(d)</u> <u>1</u>年<u>6</u>か月以上<u>2</u>年未満</td><td>約定利率×40%</td></tr><tr><td><u>(e)</u> <u>2</u>年以上<u>2</u>年<u>6</u>か月未満</td><td>約定利率×50%</td></tr><tr><td><u>(f)</u> <u>2</u>年<u>6</u>か月以上<u>3</u>年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr><tr><td><u>(g)</u> <u>3</u>年以上<u>4</u>年未満</td><td>約定利率×70%</td></tr></table> ただし、<u>(b)</u>から<u>(g)</u>までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 <u>c</u> 預入日の<u>4</u>年後の応当日から預入日の<u>5</u>年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合 <table><tr><td><u>(a)</u> <u>6</u>か月未満</td><td>解約日における普通貯金の利率</td></tr><tr><td><u>(b)</u> <u>6</u>か月以上<u>1</u>年未満</td><td>約定利率×10%</td></tr><tr><td><u>(c)</u> <u>1</u>年以上<u>1</u>年<u>6</u>か月未満</td><td>約定利率×20%</td></tr><tr><td><u>(d)</u> <u>1</u>年<u>6</u>か月以上<u>2</u>年未満</td><td>約定利率×30%</td></tr><tr><td><u>(e)</u> <u>2</u>年以上<u>2</u>年<u>6</u>か月未満</td><td>約定利率×40%</td></tr><tr><td><u>(f)</u> <u>2</u>年<u>6</u>か月以上<u>3</u>年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr><tr><td><u>(g)</u> <u>3</u>年以上<u>4</u>年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr><tr><td><u>(h)</u> <u>4</u>年以上<u>5</u>年未満</td><td>約定利率×80%</td></tr></table> ただし、<u>(b)</u>から<u>(h)</u>までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 <u>d</u> 預入日の<u>5</u>年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合 <table><tr><td><u>(a)</u> <u>6</u>か月未満</td><td>解約日における普通貯金の利率</td></tr><tr><td><u>(b)</u> <u>6</u>か月以上<u>1</u>年<u>6</u>か月未満</td><td>約定利率×10%</td></tr><tr><td><u>(c)</u> <u>1</u>年<u>6</u>か月以上<u>2</u>年未満</td><td>約定利率×20%</td></tr><tr><td><u>(d)</u> <u>2</u>年以上<u>2</u>年<u>6</u>か月未満</td><td>約定利率×30%</td></tr></table>	<u>(a)</u> <u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率	<u>(b)</u> <u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×30%	<u>(c)</u> <u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×50%	<u>(d)</u> <u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×60%	<u>(e)</u> <u>2</u> 年以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×70%	<u>(a)</u> <u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率	<u>(b)</u> <u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×20%	<u>(c)</u> <u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×30%	<u>(d)</u> <u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×40%	<u>(e)</u> <u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×50%	<u>(f)</u> <u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×60%	<u>(g)</u> <u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満	約定利率×70%	<u>(a)</u> <u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率	<u>(b)</u> <u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×10%	<u>(c)</u> <u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×20%	<u>(d)</u> <u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×30%	<u>(e)</u> <u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×40%	<u>(f)</u> <u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×50%	<u>(g)</u> <u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満	約定利率×60%	<u>(h)</u> <u>4</u> 年以上 <u>5</u> 年未満	約定利率×80%	<u>(a)</u> <u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率	<u>(b)</u> <u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×10%	<u>(c)</u> <u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×20%	<u>(d)</u> <u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×30%	利率によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。 <u>A</u> 現金で受<u>(追加)</u>取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。 <u>B</u> 貯金口座へ振<u>(追加)</u>替える場合には、中間利払日（中間利払日が休日の場合は翌営業日）に指定口座へ入金します。 <u>②</u> 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差<u>(追加)</u>引いた利息の残額は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。 (2) （省略） (3) 第<u>5</u>条第<u>1</u>項により満期日前に解約する場合および第<u>5</u>条第<u>5</u>項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第<u>4</u>位以下は切<u>(追加)</u>捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。 <u>①</u> 預入日の<u>1</u>か月後の応当日から預入日の<u>3</u>年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合 <table><tr><td><u>A</u> <u>6</u>か月未満</td><td>解約日における普通貯金の利率</td></tr><tr><td><u>B</u> <u>6</u>か月以上<u>1</u>年未満</td><td>約定利率×30%</td></tr><tr><td><u>C</u> <u>1</u>年以上<u>1</u>年<u>6</u>か月未満</td><td>約定利率×50%</td></tr><tr><td><u>D</u> <u>1</u>年<u>6</u>か月以上<u>2</u>年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr><tr><td><u>E</u> <u>2</u>年以上<u>3</u>年未満</td><td>約定利率×70%</td></tr></table> ただし、<u>B</u>から<u>E</u>までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 <u>②</u> 預入日の<u>3</u>年後の応当日から預入日の<u>4</u>年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合 <table><tr><td><u>A</u> <u>6</u>か月未満</td><td>解約日における普通貯金の利率</td></tr><tr><td><u>B</u> <u>6</u>か月以上<u>1</u>年未満</td><td>約定利率×20%</td></tr><tr><td><u>C</u> <u>1</u>年以上<u>1</u>年<u>6</u>か月未満</td><td>約定利率×30%</td></tr><tr><td><u>D</u> <u>1</u>年<u>6</u>か月以上<u>2</u>年未満</td><td>約定利率×40%</td></tr><tr><td><u>E</u> <u>2</u>年以上<u>2</u>年<u>6</u>か月未満</td><td>約定利率×50%</td></tr><tr><td><u>F</u> <u>2</u>年<u>6</u>か月以上<u>3</u>年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr><tr><td><u>G</u> <u>3</u>年以上<u>4</u>年未満</td><td>約定利率×70%</td></tr></table> ただし、<u>B</u>から<u>G</u>までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 <u>③</u> 預入日の<u>4</u>年後の応当日から預入日の<u>5</u>年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合 <table><tr><td><u>A</u> <u>6</u>か月未満</td><td>解約日における普通貯金の利率</td></tr><tr><td><u>B</u> <u>6</u>か月以上<u>1</u>年未満</td><td>約定利率×10%</td></tr><tr><td><u>C</u> <u>1</u>年以上<u>1</u>年<u>6</u>か月未満</td><td>約定利率×20%</td></tr><tr><td><u>D</u> <u>1</u>年<u>6</u>か月以上<u>2</u>年未満</td><td>約定利率×30%</td></tr><tr><td><u>E</u> <u>2</u>年以上<u>2</u>年<u>6</u>か月未満</td><td>約定利率×40%</td></tr><tr><td><u>F</u> <u>2</u>年<u>6</u>か月以上<u>3</u>年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr><tr><td><u>G</u> <u>3</u>年以上<u>4</u>年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr><tr><td><u>H</u> <u>4</u>年以上<u>5</u>年未満</td><td>約定利率×80%</td></tr></table> ただし、<u>B</u>から<u>H</u>までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 <u>④</u> 預入日の<u>5</u>年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合 <table><tr><td><u>A</u> <u>6</u>か月未満</td><td>解約日における普通貯金の利率</td></tr><tr><td><u>B</u> <u>6</u>か月以上<u>1</u>年<u>6</u>か月未満</td><td>約定利率×10%</td></tr><tr><td><u>C</u> <u>1</u>年<u>6</u>か月以上<u>2</u>年未満</td><td>約定利率×20%</td></tr><tr><td><u>D</u> <u>2</u>年以上<u>2</u>年<u>6</u>か月未満</td><td>約定利率×30%</td></tr></table>	<u>A</u> <u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率	<u>B</u> <u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×30%	<u>C</u> <u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×50%	<u>D</u> <u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×60%	<u>E</u> <u>2</u> 年以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×70%	<u>A</u> <u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率	<u>B</u> <u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×20%	<u>C</u> <u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×30%	<u>D</u> <u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×40%	<u>E</u> <u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×50%	<u>F</u> <u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×60%	<u>G</u> <u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満	約定利率×70%	<u>A</u> <u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率	<u>B</u> <u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×10%	<u>C</u> <u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×20%	<u>D</u> <u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×30%	<u>E</u> <u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×40%	<u>F</u> <u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×50%	<u>G</u> <u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満	約定利率×60%	<u>H</u> <u>4</u> 年以上 <u>5</u> 年未満	約定利率×80%	<u>A</u> <u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率	<u>B</u> <u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×10%	<u>C</u> <u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×20%	<u>D</u> <u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×30%
<u>(a)</u> <u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率																																																																																																
<u>(b)</u> <u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×30%																																																																																																
<u>(c)</u> <u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×50%																																																																																																
<u>(d)</u> <u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×60%																																																																																																
<u>(e)</u> <u>2</u> 年以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×70%																																																																																																
<u>(a)</u> <u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率																																																																																																
<u>(b)</u> <u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×20%																																																																																																
<u>(c)</u> <u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×30%																																																																																																
<u>(d)</u> <u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×40%																																																																																																
<u>(e)</u> <u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×50%																																																																																																
<u>(f)</u> <u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×60%																																																																																																
<u>(g)</u> <u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満	約定利率×70%																																																																																																
<u>(a)</u> <u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率																																																																																																
<u>(b)</u> <u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×10%																																																																																																
<u>(c)</u> <u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×20%																																																																																																
<u>(d)</u> <u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×30%																																																																																																
<u>(e)</u> <u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×40%																																																																																																
<u>(f)</u> <u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×50%																																																																																																
<u>(g)</u> <u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満	約定利率×60%																																																																																																
<u>(h)</u> <u>4</u> 年以上 <u>5</u> 年未満	約定利率×80%																																																																																																
<u>(a)</u> <u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率																																																																																																
<u>(b)</u> <u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×10%																																																																																																
<u>(c)</u> <u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×20%																																																																																																
<u>(d)</u> <u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×30%																																																																																																
<u>A</u> <u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率																																																																																																
<u>B</u> <u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×30%																																																																																																
<u>C</u> <u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×50%																																																																																																
<u>D</u> <u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×60%																																																																																																
<u>E</u> <u>2</u> 年以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×70%																																																																																																
<u>A</u> <u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率																																																																																																
<u>B</u> <u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×20%																																																																																																
<u>C</u> <u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×30%																																																																																																
<u>D</u> <u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×40%																																																																																																
<u>E</u> <u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×50%																																																																																																
<u>F</u> <u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×60%																																																																																																
<u>G</u> <u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満	約定利率×70%																																																																																																
<u>A</u> <u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率																																																																																																
<u>B</u> <u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×10%																																																																																																
<u>C</u> <u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×20%																																																																																																
<u>D</u> <u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×30%																																																																																																
<u>E</u> <u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×40%																																																																																																
<u>F</u> <u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×50%																																																																																																
<u>G</u> <u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満	約定利率×60%																																																																																																
<u>H</u> <u>4</u> 年以上 <u>5</u> 年未満	約定利率×80%																																																																																																
<u>A</u> <u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率																																																																																																
<u>B</u> <u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×10%																																																																																																
<u>C</u> <u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×20%																																																																																																
<u>D</u> <u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×30%																																																																																																

新	旧
(e) 2年6か月以上3年未満 (f) 3年以上4年未満 (g) 4年以上5年未満 約定利率×40% 約定利率×60% 約定利率×80% ただし、(b)から(g)までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 (4) この貯金の付利単位は 1円とし、1年を 365 日として日割で計算します。	E 2年6か月以上3年未満 F 3年以上4年未満 G 4年以上5年未満 約定利率×40% 約定利率×60% 約定利率×80% ただし、BからCまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 (4) この貯金の付利単位は 1円とし、1年を 365 日として日割で計算します。
5 貯金の解約、書替継続 (1) (省略) (2) (省略) (3) 前項の解約または書替継続の手続<u>き</u>に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続<u>き</u>を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (4) (省略) (5) この貯金は、a、b(a)から(f)およびc(a)から(e)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、a、b(a)から(f)またはc(a)から(e)の一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 a (省略) b (省略) (a) 暴力団 (b) 暴力団員 (c) 暴力団準構成員 (d) 暴力団関係企業 (e) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 (f) その他前各号に準ずる者 c (省略) (a) 暴力的な要求行為 (b) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 (e) その他前各号に準ずる行為	5. (貯金の解約、書替継続) (1) (省略) (2) (省略) (3) 前項の解約または書替継続の手続<u>(追加)</u>に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続<u>(追加)</u>を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (4) (省略) (5) この貯金は、<u>第1号</u>、<u>第2号A</u>からFおよび<u>第3号A</u>からEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第1号</u>、<u>第2号A</u>からFまたは<u>第3号A</u>からEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 <u>①</u> (省略) <u>②</u> (省略) <u>A</u> 暴力団 <u>B</u> 暴力団員 <u>C</u> 暴力団準構成員 <u>D</u> 暴力団関係企業 <u>E</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 <u>F</u> その他前各号に準ずる者 <u>③</u> (省略) <u>A</u> 暴力的な要求行為 <u>B</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為 <u>C</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 <u>D</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 <u>E</u> その他前各号に準ずる行為
6 届出事項の変更、通帳・証書の再発行等 (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届<u>け</u>出てください。 (2) (省略) (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当会所定の手続<u>き</u>をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。	6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等) (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届<u>(追加)</u>出てください。 (2) (省略) (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当会所定の手続<u>(追加)</u>をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
7 成年後見人等の届出 (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届<u>け</u>出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な	7. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届<u>(追加)</u>出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事

新	旧
事項を書面によって当店に届^け出てください。 (3)　すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前²項と同様に、当店に届^け出てください。 (4)　前³項の届出事項に取消^しまたは変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届^け出てください。 (5)　前⁴項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>8　印鑑照合</u> 定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取^り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。 <u>9　盗難通帳・証書による払戻し等</u> (1)　（省略） ^a　（省略） ^b　（省略） ^c　（省略） (2)　前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除^きます。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の⁴分の³に相当する金額を補てんするものとします。 (3)　前²項の規定は、第¹項にかかる当会への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、²年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 (4)　第²項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。 ^a　（省略） ^(a)　（省略） ^(b)　（省略） ^(c)　（省略） ^b　（省略） (5)　当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第¹項に^基づく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 (6)　当会が第²項の規定に^基づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。 (7)　当会が第²項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。 <u>10　譲渡、質入れの禁止</u>	項を書面によって当店に届^(追加)出てください。 (3)　すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前²項と同様に、当店に届^(追加)出てください。 (4)　前³項の届出事項に取消^(追加)または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届^(追加)出てください。 (5)　前⁴項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>8．（印鑑照合）</u> 定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取^(追加)扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。 <u>9．（盗難通帳・証書による払戻し等）</u> (1)　（省略） ^①　（省略） ^②　（省略） ^③　（省略） (2)　前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除^く。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の⁴分の³に相当する金額を補てんするものとします。 (3)　前²項の規定は、第¹項にかかる当会への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、²年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 (4)　第²項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。 ^①　（省略） ^A　（省略） ^B　（省略） ^C　（省略） ^②　（省略） (5)　当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第¹項に^{もと}づく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 (6)　当会が第²項の規定に^{もと}づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。 (7)　当会が第²項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。 <u>10．（譲渡、質入れの禁止）</u>

新	旧
(省略)	(省略)
11 通知等 (省略)	11. (通知等) (省略)
12 保険事故発生時における貯金者からの相殺 (1) (省略) (2) (省略) a 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。また、この貯金で担保される債務が第三者の当会に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。 b (省略) c aによる指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 a (省略) b (省略) (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。	12. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (1) (省略) (2) (省略) ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当会に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。 ② (省略) ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 ① (省略) ② (省略) (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
13 休眠預金等活用法にかかる異動事由 当会は、この貯金について、以下の事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、「休眠預金等活用法」といいます。))に基づく異動事由として取り扱います。 (1) 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当会からの利子の支払いにかかるものを除きます。)) (2) 貯金者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等1」といいます。))から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告(以下、本項において「公告」といいます。))の対象となっている場合に限りします。)) a (省略) b 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地 (3) 貯金者等からの申し出に基づく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと	13. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当会は、この貯金について、以下の事由を(追加)民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(追加)(以下(追加)「休眠預金等活用法」という。))にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込(追加)の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当会からの利子の支払(追加)に係るものを除きます。)) ② 貯金者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下(追加)貯金者等(追加)といいます。))から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。))の対象となっている場合に限りします。)) A (省略) B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと
14 休眠預金等活用法にかかる最終異動日等 (1) (省略) a (省略) b 将来における貯金にかかる債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金にかかる債権の行使が期待される日として次項において定める日 c 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。))に限りします。 d この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 第1項bにおいて、将来における貯金にかかる債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由	14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) (省略) ① (省略) ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③ 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。))に限りします。 ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に

新	旧
のみをいうものとし、貯金に<u>かかる</u>債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 <u>a</u> （省略） <u>b</u> （省略） <u>(a)</u> （省略） <u>(b)</u> 当会が貯金者等に対して休眠預金活用法第 <u>3</u> 条第 <u>2</u> 項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から <u>1</u> か月を経過した場合（<u>1</u> か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除<u>きます</u>。）に限りします。 <u>c</u> 法令、法令に<u>基</u>づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日 <u>(削除)</u> <u>d</u> この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続<u>き</u>が終了した日 <u>(削除)</u> <u>e</u> 法令または契約に<u>基</u>づく振込<u>み</u>の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われなことが確定した日 <u>(削除)</u> <u>15 休眠預金等代替金に関する取扱い</u> (1) この貯金について長期間取引がない場合、休眠預金等活用法に<u>基</u>づきこの貯金に<u>かかる</u>債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じて、この貯金に<u>かかる</u>休眠預金等代替金債権の支払<u>い</u>を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払<u>い</u>を受けることができます。 (3) 貯金者等は、第 <u>1</u> 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 <u>7</u> 条第 <u>2</u> 項による申 <u>し</u>出および支払<u>い</u>の請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。 <u>a</u> この貯金に<u>かかる</u>休眠預金等代替金の支払<u>い</u>を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第 <u>3</u> 項による休眠預金等代替金の支払<u>い</u>を請求することを約します。 <u>a</u> 当会がこの貯金に<u>かかる</u>休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること <u>b</u> 前項に<u>基</u>づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと (5) 本条については、休眠預金等活用法に<u>基</u>づきこの貯金に<u>かかる</u>債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。 <u>16 規定の変更等</u> (省略) 以 上 <u>(2026 年 10 月 1 日現在)</u>	定める日とします。 <u>①</u> （省略） <u>②</u> （省略） <u>A</u> （省略） <u>B</u> 当会が貯金者等に対して休眠預金活用法第 <u>3</u> 条第 <u>2</u> 項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から <u>1</u> か月を経過した場合（<u>1</u> か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除<u>く</u>。）に限りします。 <u>③</u> 法令、法令に<u>もと</u>づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日<u>。</u> <u>④</u> この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続 <u>(追加)</u> が終了した日<u>。</u> <u>⑤</u> 法令または契約に<u>もと</u>づく振込 <u>(追加)</u> の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われなことが確定した日<u>。</u> <u>15. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</u> (1) この貯金について長期間取引がない場合、休眠預金等活用法に<u>もと</u>づきこの貯金に<u>係</u>る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じて、この貯金に<u>係</u>る休眠預金等代替金債権の支払 <u>(追加)</u> を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払 <u>(追加)</u> を受けることができます。 (3) 貯金者等は、第 <u>1</u> 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 <u>7</u> 条第 <u>2</u> 項による申 <u>(追加)</u> 出および支払 <u>(追加)</u> の請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。 <u>①</u> この貯金に<u>係</u>る休眠預金等代替金の支払 <u>(追加)</u> を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第 <u>3</u> 項による休眠預金等代替金の支払 <u>(追加)</u> を請求することを約します。 <u>①</u> 当会がこの貯金に<u>係</u>る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること <u>②</u> 前項に<u>もと</u>づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと (5) 本条については、休眠預金等活用法に<u>もと</u>づきこの貯金に<u>係</u>る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。 <u>16. (規定の変更等)</u> (省略) 以 上 <u>(2025 年 8 月 1 日現在)</u>

新	旧
スーパー定期貯金規定（複利型） 1 貯金の支払時期 この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日（満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日）に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。 なお、この貯金は、預入日の <u>1</u> か月後の応当日以後に <u>1</u> 万円以上の金額で一部支払いできます。 2 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受<u>け</u>入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受<u>け</u>入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取<u>り</u>消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 3 スウィングサービス (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払 <u>(削除)</u> により定期貯金口座へ自動振替を行います。 (2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取<u>り</u>扱います。 a 定額型 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振<u>り</u>替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。 b 残高型 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振<u>り</u>替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。 (3) （省略） a 普通貯金と定期貯金間の振替金額は、<u>10</u> 万円以上 <u>90</u> 万円以下の千円単位で指定できます。 b 普通貯金と定期貯金間の口座維持残高は、<u>10</u> 万円以上千円単位とし、その超過額については、<u>10</u> 万円以上 <u>90</u> 万円以下の <u>10</u> 万円単位で指定できます。 (4) （省略） (5) （省略） (6) （省略） (7) a 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届<u>け</u>出してください。この届出の前に生じた損害については、<u>当</u> 当会は責任を負いません。 b （省略） 4 利息 (1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（以下、「約定利率」といいます。）によって <u>6</u> か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。	スーパー定期貯金規定（複利型） 1.（貯金の支払時期） この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日（満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日）に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。 なお、この貯金は、預入日の <u>1</u> か月後の応当日以後に <u>1</u> 万円以上の金額で一部支払いできます。 2.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受 <u>(追加)</u> 入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受 <u>(追加)</u> 入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取 <u>(追加)</u> 消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 3.（スウィングサービス） (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払<u>い</u>により定期貯金口座へ自動振替を行います。 (2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取 <u>(追加)</u> 扱います。 ① 定額型 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振 <u>(追加)</u> 替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。 ② 残高型 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振 <u>(追加)</u> 替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。 (3) （省略） ① 普通貯金と定期貯金間の振替金額は、<u>1 0</u> 万円以上 <u>9 0</u> 万円以下の千円単位で指定できます。 ② 普通貯金と定期貯金間の口座維持残高は、<u>1 0</u> 万円以上千円単位とし、その超過額については、<u>1 0</u> 万円以上 <u>9 0</u> 万円以下の <u>1 0</u> 万円単位で指定できます。 (4) （省略） (5) （省略） (6) （省略） (7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届 <u>(追加)</u> 出てください。この届出の前に生じた損害については <u>(追加)</u> 当会は責任を負いません。 ② （省略） 4.（利 息） (1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（以下、「約定利率」といいます。）によって <u>6</u> か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。

新	旧																																																																																																																																				
(2) (省略) (3) 第 5 条第 1 項により満期日前に解約する場合および第 5 条第 5 項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切 <u>り</u> 捨てます。）によって <u>6</u> か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。 なお、預入日の <u>1</u> か月後の応当日以後に <u>1</u> 万円以上 <u>1</u> 円単位の金額で満期日前に一部支払いする場合にも、期限前解約利息は、預入日から一部支払いした日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切 <u>り</u> 捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。また、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる <u>とき</u> は、一部支払いした日から満期日の前日まで変更後の約定利率を適用します。 <u>a</u> 預入日の <u>3</u> 年後の応当日から預入日の <u>4</u> 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合 <table><tr><td><u>(a)</u></td><td><u>6</u> か月未満</td><td>解約日における普通貯金の利率</td></tr><tr><td><u>(b)</u></td><td><u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満</td><td>約定利率×20%</td></tr><tr><td><u>(c)</u></td><td><u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満</td><td>約定利率×30%</td></tr><tr><td><u>(d)</u></td><td><u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満</td><td>約定利率×40%</td></tr><tr><td><u>(e)</u></td><td><u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満</td><td>約定利率×50%</td></tr><tr><td><u>(f)</u></td><td><u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr><tr><td><u>(g)</u></td><td><u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満</td><td>約定利率×70%</td></tr></table> ただし、<u>(b)</u> から <u>(g)</u> までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 <u>b</u> 預入日の <u>4</u> 年後の応当日から預入日の <u>5</u> 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合 <table><tr><td><u>(a)</u></td><td><u>6</u> か月未満</td><td>解約日における普通貯金の利率</td></tr><tr><td><u>(b)</u></td><td><u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満</td><td>約定利率×10%</td></tr><tr><td><u>(c)</u></td><td><u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満</td><td>約定利率×20%</td></tr><tr><td><u>(d)</u></td><td><u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満</td><td>約定利率×30%</td></tr><tr><td><u>(e)</u></td><td><u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満</td><td>約定利率×40%</td></tr><tr><td><u>(f)</u></td><td><u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr><tr><td><u>(g)</u></td><td><u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr><tr><td><u>(h)</u></td><td><u>4</u> 年以上 <u>5</u> 年未満</td><td>約定利率×80%</td></tr></table> ただし、<u>(b)</u> から <u>(h)</u> までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 <u>c</u> 預入日の <u>5</u> 年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合 <table><tr><td><u>(a)</u></td><td><u>6</u> か月未満</td><td>解約日における普通貯金の利率</td></tr><tr><td><u>(b)</u></td><td><u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満</td><td>約定利率×10%</td></tr><tr><td><u>(c)</u></td><td><u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満</td><td>約定利率×20%</td></tr><tr><td><u>(d)</u></td><td><u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満</td><td>約定利率×30%</td></tr><tr><td><u>(e)</u></td><td><u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満</td><td>約定利率×40%</td></tr><tr><td><u>(f)</u></td><td><u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr><tr><td><u>(g)</u></td><td><u>4</u> 年以上 <u>5</u> 年未満</td><td>約定利率×80%</td></tr></table> ただし、<u>(b)</u> から <u>(g)</u> までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 (4) この貯金の付利単位は <u>1</u> 円とし、<u>1</u> 年を 365 日として日割で計算します。 5 <u>貯金の解約、書替継続</u> (1) (省略) (2) (省略)	<u>(a)</u>	<u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率	<u>(b)</u>	<u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×20%	<u>(c)</u>	<u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×30%	<u>(d)</u>	<u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×40%	<u>(e)</u>	<u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×50%	<u>(f)</u>	<u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×60%	<u>(g)</u>	<u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満	約定利率×70%	<u>(a)</u>	<u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率	<u>(b)</u>	<u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×10%	<u>(c)</u>	<u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×20%	<u>(d)</u>	<u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×30%	<u>(e)</u>	<u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×40%	<u>(f)</u>	<u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×50%	<u>(g)</u>	<u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満	約定利率×60%	<u>(h)</u>	<u>4</u> 年以上 <u>5</u> 年未満	約定利率×80%	<u>(a)</u>	<u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率	<u>(b)</u>	<u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×10%	<u>(c)</u>	<u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×20%	<u>(d)</u>	<u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×30%	<u>(e)</u>	<u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×40%	<u>(f)</u>	<u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満	約定利率×60%	<u>(g)</u>	<u>4</u> 年以上 <u>5</u> 年未満	約定利率×80%	(2) (省略) (3) 第 5 条第 1 項により満期日前に解約する場合および第 5 条第 5 項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切 <u>(追加)</u> 捨てます。）によって <u>6</u> か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。 なお、預入日の <u>1</u> か月後の応当日以後に <u>1</u> 万円以上 <u>1</u> 円単位の金額で満期日前に一部支払いする場合にも、期限前解約利息は、預入日から一部支払いした日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切 <u>(追加)</u> 捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。また、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる <u>時</u> は、一部支払いした日から満期日の前日まで変更後の約定利率を適用します。 <u>①</u> 預入日の <u>3</u> 年後の応当日から預入日の <u>4</u> 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合 <table><tr><td><u>A</u></td><td><u>6</u> か月未満</td><td>解約日における普通貯金の利率</td></tr><tr><td><u>B</u></td><td><u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満</td><td>約定利率×20%</td></tr><tr><td><u>C</u></td><td><u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満</td><td>約定利率×30%</td></tr><tr><td><u>D</u></td><td><u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満</td><td>約定利率×40%</td></tr><tr><td><u>E</u></td><td><u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満</td><td>約定利率×50%</td></tr><tr><td><u>F</u></td><td><u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr><tr><td><u>G</u></td><td><u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満</td><td>約定利率×70%</td></tr></table> ただし、<u>B</u> から <u>G</u> までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 <u>②</u> 預入日の <u>4</u> 年後の応当日から預入日の <u>5</u> 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合 <table><tr><td><u>A</u></td><td><u>6</u> か月未満</td><td>解約日における普通貯金の利率</td></tr><tr><td><u>B</u></td><td><u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満</td><td>約定利率×10%</td></tr><tr><td><u>C</u></td><td><u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満</td><td>約定利率×20%</td></tr><tr><td><u>D</u></td><td><u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満</td><td>約定利率×30%</td></tr><tr><td><u>E</u></td><td><u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満</td><td>約定利率×40%</td></tr><tr><td><u>F</u></td><td><u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr><tr><td><u>G</u></td><td><u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr><tr><td><u>H</u></td><td><u>4</u> 年以上 <u>5</u> 年未満</td><td>約定利率×80%</td></tr></table> ただし、<u>B</u> から <u>H</u> までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 <u>③</u> 預入日の <u>5</u> 年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合 <table><tr><td><u>A</u></td><td><u>6</u> か月未満</td><td>解約日における普通貯金の利率</td></tr><tr><td><u>B</u></td><td><u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満</td><td>約定利率×10%</td></tr><tr><td><u>C</u></td><td><u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満</td><td>約定利率×20%</td></tr><tr><td><u>D</u></td><td><u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満</td><td>約定利率×30%</td></tr><tr><td><u>E</u></td><td><u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満</td><td>約定利率×40%</td></tr><tr><td><u>F</u></td><td><u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr><tr><td><u>G</u></td><td><u>4</u> 年以上 <u>5</u> 年未満</td><td>約定利率×80%</td></tr></table> ただし、<u>B</u> から <u>G</u> までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 (4) この貯金の付利単位は <u>1</u> 円とし、<u>1</u> 年を 365 日として日割で計算します。 5. <u>(貯金の解約、書替継続)</u> (1) (省略) (2) (省略)	<u>A</u>	<u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率	<u>B</u>	<u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×20%	<u>C</u>	<u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×30%	<u>D</u>	<u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×40%	<u>E</u>	<u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×50%	<u>F</u>	<u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×60%	<u>G</u>	<u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満	約定利率×70%	<u>A</u>	<u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率	<u>B</u>	<u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×10%	<u>C</u>	<u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×20%	<u>D</u>	<u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×30%	<u>E</u>	<u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×40%	<u>F</u>	<u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×50%	<u>G</u>	<u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満	約定利率×60%	<u>H</u>	<u>4</u> 年以上 <u>5</u> 年未満	約定利率×80%	<u>A</u>	<u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率	<u>B</u>	<u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×10%	<u>C</u>	<u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×20%	<u>D</u>	<u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×30%	<u>E</u>	<u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×40%	<u>F</u>	<u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満	約定利率×60%	<u>G</u>	<u>4</u> 年以上 <u>5</u> 年未満	約定利率×80%
<u>(a)</u>	<u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率																																																																																																																																			
<u>(b)</u>	<u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×20%																																																																																																																																			
<u>(c)</u>	<u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×30%																																																																																																																																			
<u>(d)</u>	<u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×40%																																																																																																																																			
<u>(e)</u>	<u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×50%																																																																																																																																			
<u>(f)</u>	<u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×60%																																																																																																																																			
<u>(g)</u>	<u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満	約定利率×70%																																																																																																																																			
<u>(a)</u>	<u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率																																																																																																																																			
<u>(b)</u>	<u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×10%																																																																																																																																			
<u>(c)</u>	<u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×20%																																																																																																																																			
<u>(d)</u>	<u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×30%																																																																																																																																			
<u>(e)</u>	<u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×40%																																																																																																																																			
<u>(f)</u>	<u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×50%																																																																																																																																			
<u>(g)</u>	<u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満	約定利率×60%																																																																																																																																			
<u>(h)</u>	<u>4</u> 年以上 <u>5</u> 年未満	約定利率×80%																																																																																																																																			
<u>(a)</u>	<u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率																																																																																																																																			
<u>(b)</u>	<u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×10%																																																																																																																																			
<u>(c)</u>	<u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×20%																																																																																																																																			
<u>(d)</u>	<u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×30%																																																																																																																																			
<u>(e)</u>	<u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×40%																																																																																																																																			
<u>(f)</u>	<u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満	約定利率×60%																																																																																																																																			
<u>(g)</u>	<u>4</u> 年以上 <u>5</u> 年未満	約定利率×80%																																																																																																																																			
<u>A</u>	<u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率																																																																																																																																			
<u>B</u>	<u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×20%																																																																																																																																			
<u>C</u>	<u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×30%																																																																																																																																			
<u>D</u>	<u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×40%																																																																																																																																			
<u>E</u>	<u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×50%																																																																																																																																			
<u>F</u>	<u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×60%																																																																																																																																			
<u>G</u>	<u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満	約定利率×70%																																																																																																																																			
<u>A</u>	<u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率																																																																																																																																			
<u>B</u>	<u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×10%																																																																																																																																			
<u>C</u>	<u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×20%																																																																																																																																			
<u>D</u>	<u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×30%																																																																																																																																			
<u>E</u>	<u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×40%																																																																																																																																			
<u>F</u>	<u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×50%																																																																																																																																			
<u>G</u>	<u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満	約定利率×60%																																																																																																																																			
<u>H</u>	<u>4</u> 年以上 <u>5</u> 年未満	約定利率×80%																																																																																																																																			
<u>A</u>	<u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率																																																																																																																																			
<u>B</u>	<u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×10%																																																																																																																																			
<u>C</u>	<u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×20%																																																																																																																																			
<u>D</u>	<u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×30%																																																																																																																																			
<u>E</u>	<u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×40%																																																																																																																																			
<u>F</u>	<u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満	約定利率×60%																																																																																																																																			
<u>G</u>	<u>4</u> 年以上 <u>5</u> 年未満	約定利率×80%																																																																																																																																			

新	旧
(3) 前項の解約または書替継続の手續<u>き</u>に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手續<u>き</u>を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (4) (省略) (5) この貯金は、<u>a</u>、<u>b(a)</u>から<u>(f)</u>および<u>c(a)</u>から<u>(e)</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>a</u>、<u>b(a)</u>から<u>(f)</u>または<u>c(a)</u>から<u>(e)</u>の一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>(a)</u> 暴力団 <u>(b)</u> 暴力団員 <u>(c)</u> 暴力団準構成員 <u>(d)</u> 暴力団関係企業 <u>(e)</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 <u>(f)</u> その他前各号に準ずる者 <u>c</u> (省略) <u>(a)</u> 暴力的な要求行為 <u>(b)</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為 <u>(c)</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 <u>(d)</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 <u>(e)</u> その他前各号に準ずる行為 <u>6 届出事項の変更、通帳・証書の再発行等</u> (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届<u>け</u>出てください。 (2) (省略) (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当会所定の手續<u>き</u>をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 <u>7 成年後見人等の届出</u> (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届<u>け</u>出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届<u>け</u>出てください。 (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前 <u>2</u> 項と同様に、当店に届<u>け</u>出てください。 (4) 前 <u>3</u> 項の届出事項に取消<u>し</u>または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届<u>け</u>出てください。 (5) 前 <u>4</u> 項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>8 印鑑照合</u> (省略) <u>9 盗難通帳・証書による払戻し等</u>	(3) 前項の解約または書替継続の手續 <u>(追加)</u>に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手續 <u>(追加)</u>を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (4) (省略) (5) この貯金は、<u>第1号</u>、<u>第2号A</u>から<u>F</u>および<u>第3号A</u>から<u>E</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第1号</u>、<u>第2号A</u>から<u>F</u>または<u>第3号A</u>から<u>E</u>の一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 <u>①</u> (省略) <u>②</u> (省略) <u>A</u> 暴力団 <u>B</u> 暴力団員 <u>C</u> 暴力団準構成員 <u>D</u> 暴力団関係企業 <u>E</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 <u>F</u> その他前各号に準ずる者 <u>③</u> (省略) <u>A</u> 暴力的な要求行為 <u>B</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為 <u>C</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 <u>D</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 <u>E</u> その他前各号に準ずる行為 <u>6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</u> (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届 <u>(追加)</u> 出てください。 (2) (省略) (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当会所定の手續 <u>(追加)</u>をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 <u>7. (成年後見人等の届出)</u> (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届 <u>(追加)</u> 出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届 <u>(追加)</u> 出てください。 (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前 <u>2</u> 項と同様に、当店に届 <u>(追加)</u> 出てください。 (4) 前 <u>3</u> 項の届出事項に取消 <u>(追加)</u> または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届 <u>(追加)</u> 出てください。 (5) 前 <u>4</u> 項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>8. (印鑑照合)</u> (省略)

新	旧
(1) (省略) a (省略) b (省略) c (省略) (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除きます。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。 (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当会への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。 a (省略) (a) (省略) b (省略) c (省略) b (省略) (5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 (6) 当会が第2項の規定に基づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。 (7) 当会が第2項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。 10 譲渡、質入れの禁止 (省略) 11 通知等 (省略) 12 保険事故発生時における貯金者からの相殺 (1) (省略) (2) (省略) a 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。また、この貯金で担保される債務が第三者の当会に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。 b (省略) c aによる指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。	9. (盗難通帳・証書による払戻し等) (1) (省略) ① (省略) ② (省略) ③ (省略) (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。 (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当会への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。 ① (省略) A (省略) B (省略) C (省略) ② (省略) (5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 (6) 当会が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。 (7) 当会が第2項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。 10. (譲渡、質入れの禁止) (省略) 11. (通知等) (省略) 12. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (1) (省略) (2) (省略) ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当会に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。 ② (省略) ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

新	旧
(3) 第 <u>1</u> 項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) (4) 第 <u>1</u> 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。 <u>13. 休眠預金等活用法にかかる異動事由</u> 当会は、この貯金について、以下の事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、「休眠預金等活用法」といいます。)に<u>基</u>づく異動事由として取り扱います。 <u>(1)</u> 引出し、預入れ、振込<u>み</u>の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当会からの利子の支払<u>い</u>に<u>かか</u>るものを除きます。) <u>(2)</u> 貯金者等(休眠預金等活用法第 <u>2</u> 条第 <u>3</u> 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に<u>かか</u>る債権を有する者を指し、以下、「<u>貯金者等</u>」といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第 <u>3</u> 条第 1 項に<u>基</u>づく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。) <u>a</u> (省略) <u>b</u> 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に<u>基</u>づく通知を受け取る住所地 <u>(3)</u> 貯金者等からの申し出に<u>基</u>づく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと <u>14 休眠預金等活用法にかかる最終異動日等</u> (1) (省略) <u>a</u> (省略) <u>b</u> 将来における貯金に<u>かか</u>る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に<u>かか</u>る債権の行使が期待される日として次項において定める日 <u>c</u> 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第 <u>3</u> 条第 <u>2</u> 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から <u>1</u> か月を経過した場合 (<u>1</u> か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除<u>き</u>ます。)に限ります。 <u>d</u> この貯金が休眠預金等活用法第 <u>2</u> 条第 <u>2</u> 項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 第 <u>1</u> 項 <u>b</u> において、将来における貯金に<u>かか</u>る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に<u>かか</u>る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>(a)</u> (省略) <u>(b)</u> 当会が貯金者等に対して休眠預金活用法第 <u>3</u> 条第 <u>2</u> 項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から <u>1</u> か月を経過した場合 (<u>1</u> か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除<u>き</u>ます。)に限ります。 <u>c</u> 法令、法令に<u>基</u>づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払<u>い</u>が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。 <u>d</u> この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと、当該手続<u>き</u>が終了した日。 <u>e</u> 法令または契約に<u>基</u>づく振込<u>み</u>の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと(ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。)、当該入出金が行われた日または入出金が行われなことが確定した日。	<u>①</u> (省略) <u>②</u> (省略) (4) 第 <u>1</u> 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。 <u>13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</u> 当会は、この貯金について、以下の事由を (<u>追加</u>) 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 (<u>追加</u>) (以下 (<u>追加</u>) 「休眠預金等活用法」とい<u>う</u>。)に<u>もと</u>づく異動事由として取り扱います。 <u>①</u> 引出し、預入れ、振込 (<u>追加</u>) の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当会からの利子の支払 (<u>追加</u>) に<u>係</u>るものを除きます。) <u>②</u> 貯金者等(休眠預金等活用法第 <u>2</u> 条第 <u>3</u> 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に<u>係</u>る債権を有する者を指し、以下 (<u>追加</u>) 貯金者等 (<u>追加</u>) といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第 <u>3</u> 条第 1 項に<u>もと</u>づく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。) <u>A</u> (省略) <u>B</u> 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に<u>もと</u>づく通知を受け取る住所地 <u>③</u> 貯金者等からの申し出に<u>もと</u>づく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと <u>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</u> (1) (省略) <u>①</u> (省略) <u>②</u> 将来における貯金に<u>係</u>る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に<u>係</u>る債権の行使が期待される日として次項において定める日 <u>③</u> 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第 <u>3</u> 条第 <u>2</u> 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から <u>1</u> か月を経過した場合 (<u>1</u> か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除<u>く</u>。)に限ります。 <u>④</u> この貯金が休眠預金等活用法第 <u>2</u> 条第 <u>2</u> 項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 第 <u>1</u> 項 <u>第 2 号</u> において、将来における貯金に<u>係</u>る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に<u>係</u>る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 <u>①</u> (省略) <u>②</u> (省略) <u>A</u> (省略) <u>B</u> 当会が貯金者等に対して休眠預金活用法第 <u>3</u> 条第 <u>2</u> 項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から <u>1</u> か月を経過した場合 (<u>1</u> か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除<u>く</u>。)に限ります。 <u>③</u> 法令、法令に<u>もと</u>づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払 (<u>追加</u>) が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。 <u>④</u> この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと、当該手続 (<u>追加</u>) が終了した日。 <u>⑤</u> 法令または契約に<u>もと</u>づく振込 (<u>追加</u>) の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと(ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。)、当該入出金が行われた日または入出金が行われなことが確定した日。

新	旧
<u>15 休眠預金等代替金に関する取扱い</u> (1) この貯金について長期間取引がない場合、休眠預金等活用法に<u>基</u>づきこの貯金に<u>かか</u>る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じて、この貯金に<u>かか</u>る休眠預金等代替金債権の支払<u>い</u>を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払<u>い</u>を受けることができます。 (3) 貯金者等は、第 <u>1</u> 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 <u>7</u> 条第 <u>2</u> 項による申 <u>し</u> 出および支払<u>い</u>の請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。 <u>a</u> この貯金に<u>かか</u>る休眠預金等代替金の支払<u>い</u>を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第 <u>3</u> 項による休眠預金等代替金の支払<u>い</u>を請求することを約します。 <u>a</u> 当会がこの貯金に<u>かか</u>る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること <u>b</u> 前項に<u>基</u>づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと (5) 本条については、休眠預金等活用法に<u>基</u>づきこの貯金に<u>かか</u>る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。 <u>16 規定の変更等</u> (省略) 以 上 <u>(2026 年 10 月 1 日現在)</u>	<u>15. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</u> (1) この貯金について長期間取引がない場合、休眠預金等活用法に<u>もと</u>づきこの貯金に<u>係</u>る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じて、この貯金に<u>係</u>る休眠預金等代替金債権の支払 <u>(追加)</u>を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払 <u>(追加)</u>を受けることができます。 (3) 貯金者等は、第 <u>1</u> 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 <u>7</u> 条第 <u>2</u> 項による申 <u>(追加)</u> 出および支払 <u>(追加)</u> の請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。 <u>①</u> この貯金に<u>係</u>る休眠預金等代替金の支払 <u>(追加)</u>を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第 <u>3</u> 項による休眠預金等代替金の支払 <u>(追加)</u>を請求することを約します。 <u>①</u> 当会がこの貯金に<u>係</u>る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること <u>②</u> 前項に<u>もと</u>づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと (5) 本条については、休眠預金等活用法に<u>もと</u>づきこの貯金に<u>係</u>る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。 <u>16. (規定の変更等)</u> (省略) 以 上 <u>(2025 年 8 月 1 日現在)</u>

新	旧
自動継続スーパー定期貯金規定（単利型） 1 自動継続 (1)（省略） (2)（省略） (3)継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を申<u>し</u>出てください。この申<u>し</u>出があったときは、この貯金は満期日以後に支払います。 2 証券類の受入れ (1)小切手その他の証券類を受<u>け</u>入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2)受<u>け</u>入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取<u>り</u>消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 3 スウィングサービス (1)スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払<u>（削除）</u>により定期貯金口座へ自動振替を行います。 (2)本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取<u>り</u>扱います。 a 定額型 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振<u>り</u>替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。 b 残高型 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振<u>り</u>替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。 (3)（省略） a 普通貯金と定期貯金間の振替金額は、<u>10</u>万円以上<u>90</u>万円以下の千円単位で指定できます。 b 普通貯金と定期貯金間の口座維持残高は、<u>10</u>万円以上千円単位とし、その超過額については、<u>10</u>万円以上<u>90</u>万円以下の<u>10</u>万円単位で指定できます。 (4)（省略） (5)（省略） (6)（省略） (7)本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届<u>け</u>出てください。この届出の前に生じた損害については、<u>当</u>会は責任を負いません。 b（省略） 4 利息 (1)この貯金の利息は、預入日（継続したときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金については前記第<u>1</u>条第<u>2</u>項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の<u>2</u>年後の応当日から預入日の<u>5</u>年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは次によります。なお、満期	自動継続スーパー定期貯金規定（単利型） 1.（自動継続） (1)（省略） (2)（省略） (3)継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を申<u>（追加）</u>出てください。この申<u>（追加）</u>出があったときは、この貯金は満期日以後に支払います。 2.（証券類の受入れ） (1)小切手その他の証券類を受<u>（追加）</u>入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2)受<u>（追加）</u>入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取<u>（追加）</u>消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 3.（スウィングサービス） (1)スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払<u>い</u>により定期貯金口座へ自動振替を行います。 (2)本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取<u>（追加）</u>扱います。 ① 定額型 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振<u>（追加）</u>替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。 ② 残高型 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振<u>（追加）</u>替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。 (3)（省略） ① 普通貯金と定期貯金間の振替金額は、<u>1 0</u>万円以上<u>9 0</u>万円以下の千円単位で指定できます。 ② 普通貯金と定期貯金間の口座維持残高は、<u>1 0</u>万円以上千円単位とし、その超過額については、<u>1 0</u>万円以上<u>9 0</u>万円以下の<u>1 0</u>万円単位で指定できます。 (4)（省略） (5)（省略） (6)（省略） (7)① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届<u>（追加）</u>出てください。この届出の前に生じた損害については、<u>（追加）</u>当会は責任を負いません。 ②（省略） 4.（利 息） (1)この貯金の利息は、預入日（継続したときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金については前記第<u>1</u>条第<u>2</u>項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の<u>2</u>年後の応当日から預入日の<u>5</u>年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは次によります。なお、満期

新	旧																																																																																																
以下、これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の²年後の応当日から預入日の⁵年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは次によります。なお、満期日および中間利払日が休日にあたる場合、指定された貯金口座への入金は翌営業日となります。 ^a 預入日から満期日の¹年前の応当日までの間に到来する預入日の¹年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率（継続後の貯金の中間利払利率は、継続後の貯金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第⁴位以下は切^り捨てます。）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。 ^b 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差^し引いた利息の残額（以下、「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。 (2) この貯金の利息の支払いは、次のとおり取^り扱います。 ^a 預入日の¹か月後の応当日から預入日の²年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。 ^b 預入日の²年後の応当日の翌日から預入日の⁵年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組^み入れて継続します。 ^c 利息を指定口座に入金できず現金で受^け取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。 (3) （省略） (4) 第⁵条第¹項により満期日前に解約する場合および第⁵条第⁴項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第⁴位以下は切^り捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。 ^a 預入日から³年未満の応当日を満期日としたこの貯金の場合 <table><tr><td>^(a)</td><td>⁶か月未満</td><td>解約日における普通貯金の利率</td></tr><tr><td>^(b)</td><td>⁶か月以上¹年未満</td><td>約定利率×30%</td></tr><tr><td>^(c)</td><td>¹年以上¹年⁶か月未満</td><td>約定利率×50%</td></tr><tr><td>^(d)</td><td>¹年⁶か月以上²年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr><tr><td>^(e)</td><td>²年以上³年未満</td><td>約定利率×70%</td></tr></table> ただし、^(b)から^(e)までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 ^b 預入日の³年後の応当日から預入日の⁴年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合 <table><tr><td>^(a)</td><td>⁶か月未満</td><td>解約日における普通貯金の利率</td></tr><tr><td>^(b)</td><td>⁶か月以上¹年未満</td><td>約定利率×20%</td></tr><tr><td>^(c)</td><td>¹年以上¹年⁶か月未満</td><td>約定利率×30%</td></tr><tr><td>^(d)</td><td>¹年⁶か月以上²年未満</td><td>約定利率×40%</td></tr><tr><td>^(e)</td><td>²年以上²年⁶か月未満</td><td>約定利率×50%</td></tr><tr><td>^(f)</td><td>²年⁶か月以上³年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr><tr><td>^(g)</td><td>³年以上⁴年未満</td><td>約定利率×70%</td></tr></table> ただし、^(b)から^(g)までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 ^c 預入日の⁴年後の応当日から預入日の⁵年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合 <table><tr><td>^(a)</td><td>⁶か月未満</td><td>解約日における普通貯金の利率</td></tr><tr><td>^(b)</td><td>⁶か月以上¹年未満</td><td>約定利率×10%</td></tr><tr><td>^(c)</td><td>¹年以上¹年⁶か月未満</td><td>約定利率×20%</td></tr></table>	^(a)	⁶ か月未満	解約日における普通貯金の利率	^(b)	⁶ か月以上 ¹ 年未満	約定利率×30%	^(c)	¹ 年以上 ¹ 年 ⁶ か月未満	約定利率×50%	^(d)	¹ 年 ⁶ か月以上 ² 年未満	約定利率×60%	^(e)	² 年以上 ³ 年未満	約定利率×70%	^(a)	⁶ か月未満	解約日における普通貯金の利率	^(b)	⁶ か月以上 ¹ 年未満	約定利率×20%	^(c)	¹ 年以上 ¹ 年 ⁶ か月未満	約定利率×30%	^(d)	¹ 年 ⁶ か月以上 ² 年未満	約定利率×40%	^(e)	² 年以上 ² 年 ⁶ か月未満	約定利率×50%	^(f)	² 年 ⁶ か月以上 ³ 年未満	約定利率×60%	^(g)	³ 年以上 ⁴ 年未満	約定利率×70%	^(a)	⁶ か月未満	解約日における普通貯金の利率	^(b)	⁶ か月以上 ¹ 年未満	約定利率×10%	^(c)	¹ 年以上 ¹ 年 ⁶ か月未満	約定利率×20%	日および中間利払日が休日にあたる場合、指定された貯金口座への入金は翌営業日となります。 ^① 預入日から満期日の¹年前の応当日までの間に到来する預入日の¹年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率（継続後の貯金の中間利払利率は、継続後の貯金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第⁴位以下は切^(追加)捨てます。）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。 ^② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差^(追加)引いた利息の残額（以下、「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。 (2) この貯金の利息の支払いは、次のとおり取^(追加)扱います。 ^① 預入日の¹か月後の応当日から預入日の²年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。 ^② 預入日の²年後の応当日の翌日から預入日の⁵年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組^(追加)入れて継続します。 ^③ 利息を指定口座に入金できず現金で受^(追加)取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。 (3) （省略） (4) 第⁵条第¹項により満期日前に解約する場合および第⁵条第⁴項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第⁴位以下は切^(追加)捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。 ^① 預入日から³年未満の応当日を満期日としたこの貯金の場合 <table><tr><td>^A</td><td>⁶か月未満</td><td>解約日における普通貯金の利率</td></tr><tr><td>^B</td><td>⁶か月以上¹年未満</td><td>約定利率×30%</td></tr><tr><td>^C</td><td>¹年以上¹年⁶か月未満</td><td>約定利率×50%</td></tr><tr><td>^D</td><td>¹年⁶か月以上²年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr><tr><td>^E</td><td>²年以上³年未満</td><td>約定利率×70%</td></tr></table> ただし、^Bから^Eまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 ^② 預入日の³年後の応当日から預入日の⁴年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合 <table><tr><td>^A</td><td>⁶か月未満</td><td>解約日における普通貯金の利率</td></tr><tr><td>^B</td><td>⁶か月以上¹年未満</td><td>約定利率×20%</td></tr><tr><td>^C</td><td>¹年以上¹年⁶か月未満</td><td>約定利率×30%</td></tr><tr><td>^D</td><td>¹年⁶か月以上²年未満</td><td>約定利率×40%</td></tr><tr><td>^E</td><td>²年以上²年⁶か月未満</td><td>約定利率×50%</td></tr><tr><td>^F</td><td>²年⁶か月以上³年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr><tr><td>^G</td><td>³年以上⁴年未満</td><td>約定利率×70%</td></tr></table> ただし、^Bから^Gまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 ^③ 預入日の⁴年後の応当日から預入日の⁵年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合 <table><tr><td>^A</td><td>⁶か月未満</td><td>解約日における普通貯金の利率</td></tr><tr><td>^B</td><td>⁶か月以上¹年未満</td><td>約定利率×10%</td></tr><tr><td>^C</td><td>¹年以上¹年⁶か月未満</td><td>約定利率×20%</td></tr><tr><td>^D</td><td>¹年⁶か月以上²年未満</td><td>約定利率×30%</td></tr><tr><td>^E</td><td>²年以上²年⁶か月未満</td><td>約定利率×40%</td></tr></table>	^A	⁶ か月未満	解約日における普通貯金の利率	^B	⁶ か月以上 ¹ 年未満	約定利率×30%	^C	¹ 年以上 ¹ 年 ⁶ か月未満	約定利率×50%	^D	¹ 年 ⁶ か月以上 ² 年未満	約定利率×60%	^E	² 年以上 ³ 年未満	約定利率×70%	^A	⁶ か月未満	解約日における普通貯金の利率	^B	⁶ か月以上 ¹ 年未満	約定利率×20%	^C	¹ 年以上 ¹ 年 ⁶ か月未満	約定利率×30%	^D	¹ 年 ⁶ か月以上 ² 年未満	約定利率×40%	^E	² 年以上 ² 年 ⁶ か月未満	約定利率×50%	^F	² 年 ⁶ か月以上 ³ 年未満	約定利率×60%	^G	³ 年以上 ⁴ 年未満	約定利率×70%	^A	⁶ か月未満	解約日における普通貯金の利率	^B	⁶ か月以上 ¹ 年未満	約定利率×10%	^C	¹ 年以上 ¹ 年 ⁶ か月未満	約定利率×20%	^D	¹ 年 ⁶ か月以上 ² 年未満	約定利率×30%	^E	² 年以上 ² 年 ⁶ か月未満	約定利率×40%
^(a)	⁶ か月未満	解約日における普通貯金の利率																																																																																															
^(b)	⁶ か月以上 ¹ 年未満	約定利率×30%																																																																																															
^(c)	¹ 年以上 ¹ 年 ⁶ か月未満	約定利率×50%																																																																																															
^(d)	¹ 年 ⁶ か月以上 ² 年未満	約定利率×60%																																																																																															
^(e)	² 年以上 ³ 年未満	約定利率×70%																																																																																															
^(a)	⁶ か月未満	解約日における普通貯金の利率																																																																																															
^(b)	⁶ か月以上 ¹ 年未満	約定利率×20%																																																																																															
^(c)	¹ 年以上 ¹ 年 ⁶ か月未満	約定利率×30%																																																																																															
^(d)	¹ 年 ⁶ か月以上 ² 年未満	約定利率×40%																																																																																															
^(e)	² 年以上 ² 年 ⁶ か月未満	約定利率×50%																																																																																															
^(f)	² 年 ⁶ か月以上 ³ 年未満	約定利率×60%																																																																																															
^(g)	³ 年以上 ⁴ 年未満	約定利率×70%																																																																																															
^(a)	⁶ か月未満	解約日における普通貯金の利率																																																																																															
^(b)	⁶ か月以上 ¹ 年未満	約定利率×10%																																																																																															
^(c)	¹ 年以上 ¹ 年 ⁶ か月未満	約定利率×20%																																																																																															
^A	⁶ か月未満	解約日における普通貯金の利率																																																																																															
^B	⁶ か月以上 ¹ 年未満	約定利率×30%																																																																																															
^C	¹ 年以上 ¹ 年 ⁶ か月未満	約定利率×50%																																																																																															
^D	¹ 年 ⁶ か月以上 ² 年未満	約定利率×60%																																																																																															
^E	² 年以上 ³ 年未満	約定利率×70%																																																																																															
^A	⁶ か月未満	解約日における普通貯金の利率																																																																																															
^B	⁶ か月以上 ¹ 年未満	約定利率×20%																																																																																															
^C	¹ 年以上 ¹ 年 ⁶ か月未満	約定利率×30%																																																																																															
^D	¹ 年 ⁶ か月以上 ² 年未満	約定利率×40%																																																																																															
^E	² 年以上 ² 年 ⁶ か月未満	約定利率×50%																																																																																															
^F	² 年 ⁶ か月以上 ³ 年未満	約定利率×60%																																																																																															
^G	³ 年以上 ⁴ 年未満	約定利率×70%																																																																																															
^A	⁶ か月未満	解約日における普通貯金の利率																																																																																															
^B	⁶ か月以上 ¹ 年未満	約定利率×10%																																																																																															
^C	¹ 年以上 ¹ 年 ⁶ か月未満	約定利率×20%																																																																																															
^D	¹ 年 ⁶ か月以上 ² 年未満	約定利率×30%																																																																																															
^E	² 年以上 ² 年 ⁶ か月未満	約定利率×40%																																																																																															

新	旧
(d) 1年6か月以上2年未満 約定利率×30％ (e) 2年以上2年6か月未満 約定利率×40％ (f) 2年6か月以上3年未満 約定利率×50％ (g) 3年以上4年未満 約定利率×60％ (h) 4年以上5年未満 約定利率×80％ ただし、(b)から(h)までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 d 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合 (a) 6か月未満 解約日における普通貯金の利率 (b) 6か月以上1年6か月未満 約定利率×10％ (c) 1年6か月以上2年未満 約定利率×20％ (d) 2年以上2年6か月未満 約定利率×30％ (e) 2年6か月以上3年未満 約定利率×40％ (f) 3年以上4年未満 約定利率×60％ (g) 4年以上5年未満 約定利率×80％ ただし、(b)から(g)までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 (5) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。	F 2年6か月以上3年未満 約定利率×50％ G 3年以上4年未満 約定利率×60％ H 4年以上5年未満 約定利率×80％ ただし、BからHまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合 A 6か月未満 解約日における普通貯金の利率 B 6か月以上1年6か月未満 約定利率×10％ C 1年6か月以上2年未満 約定利率×20％ D 2年以上2年6か月未満 約定利率×30％ E 2年6か月以上3年未満 約定利率×40％ F 3年以上4年未満 約定利率×60％ G 4年以上5年未満 約定利率×80％ ただし、BからGまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 (5) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
5. 貯金の解約、書替継続 (1) (省略) (2) (省略) (3) 前項の解約または書替継続の手続きに加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (4) この貯金は、a、b(a)から(f)およびc(a)から(e)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、a、b(a)から(f)またはc(a)から(e)の一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をするによりこの貯金を解約することができるものとします。 a (省略) b (省略) (a) 暴力団 (b) 暴力団員 (c) 暴力団準構成員 (d) 暴力団関係企業 (e) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 (f) その他前各号に準ずる者 c 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 (a) 暴力的な要求行為 (b) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 (e) その他前各号に準ずる行為	5. (貯金の解約、書替継続) (1) (省略) (2) (省略) (3) 前項の解約または書替継続の手続(追加)に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続(追加)を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (4) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をするによりこの貯金を解約することができるものとします。 ① (省略) ② (省略) A 暴力団 B 暴力団員 C 暴力団準構成員 D 暴力団関係企業 E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F その他前各号に準ずる者 ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為 C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 E その他前各号に準ずる行為
6. 届出事項の変更、通帳・証書の再発行等 (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに	6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等) (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届(追加)してください。

新	旧
に書面によって当店に届け出てください。 (2) (省略) (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当会所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 <u>7. 成年後見人等の届出</u> (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。 (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届け出てください。 (4) 前3項の届出事項に取消しまたは変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届け出てください。 (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>8 印鑑照合</u> 定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。 <u>9 盗難通帳・証書による払戻し等</u> (1) (省略) a (省略) b (省略) c (省略) (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除きます。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。 (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当会への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。 a (省略) (a) (省略) (b) (省略) (c) (省略) b (省略)	(2) (省略) (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当会所定の手続(追加)をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 <u>7. (成年後見人等の届出)</u> (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届(追加)出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届(追加)出てください。 (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届(追加)出てください。 (4) 前3項の届出事項に取消(追加)または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届(追加)出てください。 (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>8. (印鑑照合)</u> 定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取(追加)扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。 <u>9. (盗難通帳・証書による払戻し等)</u> (1) (省略) ① (省略) ② (省略) ③ (省略) (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。 (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当会への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。 ① (省略) A (省略) B (省略) C (省略) ② (省略) (5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償

新	旧
(5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第<u>1</u>項に<u>基</u>づく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 (6) 当会が第<u>2</u>項の規定に<u>基</u>づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。 (7) 当会が第<u>2</u>項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。 <u>10 譲渡、質入れの禁止</u> (省略) <u>11 通知等</u> (省略) <u>12 保険事故発生時における貯金者からの相殺</u> (1) (省略) (2) (省略) <u>a</u> 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務<u>から相殺されるものとします。また、この貯金で担保される</u>債務が第三者の当会に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。 <u>b</u> (省略) <u>c</u> <u>a</u>による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3) 第<u>1</u>項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) (4) 第<u>1</u>項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。 <u>13 休眠預金等活用法にかかる異動事由</u> 当会は、この貯金について、以下の事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、「休眠預金等活用法」といいます。)に<u>基</u>づく異動事由として取り扱います。 (1) 引出し、預入れ、振込<u>み</u>の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当会からの利子の支払<u>い</u>に<u>かか</u>るものを除きます。) (2) 貯金者等(休眠預金等活用法第<u>2</u>条第<u>3</u>項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にか<u>か</u>る債権を有する者を指し、以下、「<u>貯金者等</u>」といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第<u>3</u>条第<u>1</u>項に<u>基</u>づく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。) <u>a</u> (省略) <u>b</u> 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に<u>基</u>づく通知を受け取る住所地 (3) 貯金者等からの申し出に<u>基</u>づく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと (4) 貯金者等からの申し出に<u>基</u>づく自動継続貯金の継続中止登録があったこと	または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 (6) 当会が第<u>2</u>項の規定に<u>もと</u>づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。 (7) 当会が第<u>2</u>項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。 <u>10. (譲渡、質入れの禁止)</u> (省略) <u>11. (通知等)</u> (省略) <u>12. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)</u> (1) (省略) (2) (省略) <u>①</u> 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務<u>または当該</u>債務が第三者の当会に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。 <u>②</u> (省略) <u>③</u> 第<u>1</u>号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3) 第<u>1</u>項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 <u>①</u> (省略) <u>②</u> (省略) (4) 第<u>1</u>項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。 <u>13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</u> 当会は、この貯金について、以下の事由を<u>(追加)</u>民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律<u>(追加)</u>(以下<u>(追加)</u>「休眠預金等活用法」とい<u>う</u>。)に<u>もと</u>づく異動事由として取り扱います。 <u>①</u> 引出し、預入れ、振込<u>(追加)</u>の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当会からの利子の支払<u>(追加)</u>に<u>係</u>るものを除きます。) <u>②</u> 貯金者等(休眠預金等活用法第<u>2</u>条第<u>3</u>項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に<u>係</u>る債権を有する者を指し、以下<u>(追加)</u>貯金者等<u>(追加)</u>といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第<u>3</u>条第<u>1</u>項に<u>もと</u>づく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。) <u>A</u> (省略) <u>B</u> 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に<u>もと</u>づく通知を受け取る住所地 <u>③</u> 貯金者等からの申し出に<u>もと</u>づく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと <u>④</u> 貯金者等からの申し出に<u>もと</u>づく自動継続貯金の継続中止登録があったこと

新	旧
14 休眠預金等活用法にかかると最終異動日等 (1) (省略) a (省略) b 将来における貯金にかかる債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金にかかる債権の行使が期待される日として次項において定める日 c 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合 (1 か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。) に限ります。 d この貯金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 第 1 項 b において、将来における貯金にかかる債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金にかかる債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 a (省略) b (省略) (a) (省略) (b) 当会が貯金者等に対して休眠預金活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合 (1 か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。) に限ります。 c 法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払いが停止されたこと、当該支払停止が解除された日。 d この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続きが終了した日。 e 法令または契約に基づく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。 15 休眠預金等代替金に関する取扱い (1) この貯金について長期間取引がない場合、休眠預金等活用法に基づくこの貯金にかかる債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じて、この貯金にかかる休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。 (3) 貯金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申し出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。 a この貯金にかかる休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第 3 項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。 a 当会がこの貯金にかかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること b 前項に基づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと (5) 本条については、休眠預金等活用法に基づくこの貯金にかかる債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。	14. (休眠預金等活用法に係ると最終異動日等) (1) (省略) ① (省略) ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③ 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合 (1 か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。) に限ります。 ④ この貯金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 第 1 項第 2 号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ① (省略) ② (省略) A (省略) B 当会が貯金者等に対して休眠預金活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合 (1 か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。) に限ります。 ⑤ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払 (追加) が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。 ⑥ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続 (追加) が終了した日。 ⑦ 法令または契約にもとづく振込 (追加) の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。 15. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (1) この貯金について長期間取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづくこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払 (追加) を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払 (追加) を受けることができます。 (3) 貯金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申 (追加) 出および支払 (追加) の請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。 ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払 (追加) を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第 3 項による休眠預金等代替金の支払 (追加) を請求することを約します。 ① 当会がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづくこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

新	旧
16. <u>(規定の変更等)</u> (省略) 以 上 (<u>2026 年 10 月 1 日現在</u>)	16. <u>(規定の変更等)</u> (省略) 以 上 (<u>2025 年 8 月 1 日現在</u>)

新	旧
自動継続スーパー定期貯金規定（複利型） 1 自動継続 (1)（省略） (2)（省略） (3)継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を申^レ出てください。この申^レ出があったときは、この貯金は満期日以後に支払います。 2 証券類の受入れ (1)小切手その他の証券類を受^け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2)受^け入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取^り消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 3 スウィングサービス (1)スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払^{（削除）}により定期貯金口座へ自動振替を行います。 (2)本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取^り扱います。 a 定額型 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振^り替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。 b 残高型 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振^り替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。 (3)（省略） a 普通貯金と定期貯金間の振替金額は、<u>10</u>万円以上<u>90</u>万円以下の千円単位で指定できます。 b 普通貯金と定期貯金間の口座維持残高は、<u>10</u>万円以上千円単位とし、その超過額については、<u>10</u>万円以上<u>90</u>万円以下の<u>10</u>万円単位で指定できます。 (4)（省略） (5)（省略） (6)（省略） (7) a 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届^け出てください。この届出の前に生じた損害については、<u>当</u>会は責任を負いません。 b（省略） 4 利息 (1)この貯金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金については前記第<u>1</u>条第<u>2</u>項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。）に	自動継続スーパー定期貯金規定（複利型） 1.（自動継続） (1)（省略） (2)（省略） (3)継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を申^{（追加）}出てください。この申^{（追加）}出があったときは、この貯金は満期日以後に支払います。 2.（証券類の受入れ） (1)小切手その他の証券類を受^{（追加）}入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2)受^{（追加）}入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取^{（追加）}消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 3.（スウィングサービス） (1)スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払^いにより定期貯金口座へ自動振替を行います。 (2)本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取^{（追加）}扱います。 ① 定額型 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振^{（追加）}替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。 ② 残高型 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振^{（追加）}替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。 (3)（省略） ① 普通貯金と定期貯金間の振替金額は、<u>1 0</u>万円以上<u>9 0</u>万円以下の千円単位で指定できます。 ② 普通貯金と定期貯金間の口座維持残高は、<u>1 0</u>万円以上千円単位とし、その超過額については、<u>1 0</u>万円以上<u>9 0</u>万円以下の<u>1 0</u>万円単位で指定できます。 (4)（省略） (5)（省略） (6)（省略） (7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届^{（追加）}出てください。この届出の前に生じた損害については、^{（追加）}当会は責任を負いません。 ②（省略） 4.（利 息） (1)この貯金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金については前記第<u>1</u>条第<u>2</u>項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。）に

新	旧																																																																																																																								
によって <u>6</u> か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組<u>み</u>入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受<u>け</u>取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。なお、満期日が休日にあたる場合、指定された貯金口座への入金は翌営業日となります。 (2) (省略) (3) 第 <u>5</u> 条第 <u>1</u> 項により満期日前に解約する場合および第 <u>5</u> 条第 <u>4</u> 項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 <u>4</u> 位以下は切<u>り</u>捨てます。）によって <u>6</u> か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。 なお、預入日の <u>1</u> か月後の応当日以後に <u>1</u> 万円以上 <u>1</u> 円単位の金額で満期日前に一部支払いする場合にも、期限前解約利息は、預入日から一部支払いした日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 <u>4</u> 位以下は切<u>り</u>捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。また、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる <u>とき</u> は、一部支払いした日から満期日の前日まで変更後の約定利率を適用します。 <u>a</u> 預入日の <u>3</u> 年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合 <table><tr><td><u>(a)</u></td><td><u>6</u> か月未満</td><td>解約日における普通貯金の利率</td></tr><tr><td><u>(b)</u></td><td><u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満</td><td>約定利率×20%</td></tr><tr><td><u>(c)</u></td><td><u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満</td><td>約定利率×30%</td></tr><tr><td><u>(d)</u></td><td><u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満</td><td>約定利率×40%</td></tr><tr><td><u>(e)</u></td><td><u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満</td><td>約定利率×50%</td></tr><tr><td><u>(f)</u></td><td><u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr></table> ただし、<u>(b)</u> から <u>(f)</u> までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 <u>b</u> 預入日の <u>4</u> 年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合 <table><tr><td><u>(a)</u></td><td><u>6</u> か月未満</td><td>解約日における普通貯金の利率</td></tr><tr><td><u>(b)</u></td><td><u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満</td><td>約定利率×10%</td></tr><tr><td><u>(c)</u></td><td><u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満</td><td>約定利率×20%</td></tr><tr><td><u>(d)</u></td><td><u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満</td><td>約定利率×30%</td></tr><tr><td><u>(e)</u></td><td><u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満</td><td>約定利率×40%</td></tr><tr><td><u>(f)</u></td><td><u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr><tr><td><u>(g)</u></td><td><u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr></table> ただし、<u>(b)</u> から <u>(g)</u> までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 <u>c</u> 預入日の <u>5</u> 年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合 <table><tr><td><u>(a)</u></td><td><u>6</u> か月未満</td><td>解約日における普通貯金の利率</td></tr><tr><td><u>(b)</u></td><td><u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満</td><td>約定利率×10%</td></tr><tr><td><u>(c)</u></td><td><u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満</td><td>約定利率×20%</td></tr><tr><td><u>(d)</u></td><td><u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満</td><td>約定利率×30%</td></tr><tr><td><u>(e)</u></td><td><u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満</td><td>約定利率×40%</td></tr><tr><td><u>(f)</u></td><td><u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr><tr><td><u>(g)</u></td><td><u>4</u> 年以上 <u>5</u> 年未満</td><td>約定利率×80%</td></tr></table> ただし、<u>(b)</u> から <u>(g)</u> までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 (4) この貯金の付利単位は <u>1</u> 円とし、<u>1</u> 年を 365 日として日割で計算します。	<u>(a)</u>	<u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率	<u>(b)</u>	<u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×20%	<u>(c)</u>	<u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×30%	<u>(d)</u>	<u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×40%	<u>(e)</u>	<u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×50%	<u>(f)</u>	<u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×60%	<u>(a)</u>	<u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率	<u>(b)</u>	<u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×10%	<u>(c)</u>	<u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×20%	<u>(d)</u>	<u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×30%	<u>(e)</u>	<u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×40%	<u>(f)</u>	<u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×50%	<u>(g)</u>	<u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満	約定利率×60%	<u>(a)</u>	<u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率	<u>(b)</u>	<u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×10%	<u>(c)</u>	<u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×20%	<u>(d)</u>	<u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×30%	<u>(e)</u>	<u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×40%	<u>(f)</u>	<u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満	約定利率×60%	<u>(g)</u>	<u>4</u> 年以上 <u>5</u> 年未満	約定利率×80%	よって <u>6</u> か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組 <u>(追加)</u> 入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受 <u>(追加)</u> 取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。なお、満期日が休日にあたる場合、指定された貯金口座への入金は翌営業日となります。 (2) (省略) (3) 第 <u>5</u> 条第 <u>1</u> 項により満期日前に解約する場合および第 <u>5</u> 条第 <u>4</u> 項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 <u>4</u> 位以下は切 <u>(追加)</u> 捨てます。）によって <u>6</u> か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。 なお、預入日の <u>1</u> か月後の応当日以後に <u>1</u> 万円以上 <u>1</u> 円単位の金額で満期日前に一部支払いする場合にも、期限前解約利息は、預入日から一部支払いした日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 <u>4</u> 位以下は切 <u>(追加)</u> 捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。また、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる <u>時</u> は、一部支払いした日から満期日の前日まで変更後の約定利率を適用します。 <u>①</u> 預入日の <u>3</u> 年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合 <table><tr><td><u>A</u></td><td><u>6</u> か月未満</td><td>解約日における普通貯金の利率</td></tr><tr><td><u>B</u></td><td><u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満</td><td>約定利率×20%</td></tr><tr><td><u>C</u></td><td><u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満</td><td>約定利率×30%</td></tr><tr><td><u>D</u></td><td><u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満</td><td>約定利率×40%</td></tr><tr><td><u>E</u></td><td><u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満</td><td>約定利率×50%</td></tr><tr><td><u>F</u></td><td><u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr></table> ただし、<u>B</u> から <u>F</u> までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 <u>②</u> 預入日の <u>4</u> 年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合 <table><tr><td><u>A</u></td><td><u>6</u> か月未満</td><td>解約日における普通貯金の利率</td></tr><tr><td><u>B</u></td><td><u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満</td><td>約定利率×10%</td></tr><tr><td><u>C</u></td><td><u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満</td><td>約定利率×20%</td></tr><tr><td><u>D</u></td><td><u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満</td><td>約定利率×30%</td></tr><tr><td><u>E</u></td><td><u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満</td><td>約定利率×40%</td></tr><tr><td><u>F</u></td><td><u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr><tr><td><u>G</u></td><td><u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr></table> ただし、<u>B</u> から <u>G</u> までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 <u>③</u> 預入日の <u>5</u> 年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合 <table><tr><td><u>A</u></td><td><u>6</u> か月未満</td><td>解約日における普通貯金の利率</td></tr><tr><td><u>B</u></td><td><u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満</td><td>約定利率×10%</td></tr><tr><td><u>C</u></td><td><u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満</td><td>約定利率×20%</td></tr><tr><td><u>D</u></td><td><u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満</td><td>約定利率×30%</td></tr><tr><td><u>E</u></td><td><u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満</td><td>約定利率×40%</td></tr><tr><td><u>F</u></td><td><u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr><tr><td><u>G</u></td><td><u>4</u> 年以上 <u>5</u> 年未満</td><td>約定利率×80%</td></tr></table> ただし、<u>B</u> から <u>G</u> までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 (4) この貯金の付利単位は <u>1</u> 円とし、<u>1</u> 年を 365 日として日割で計算します。	<u>A</u>	<u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率	<u>B</u>	<u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×20%	<u>C</u>	<u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×30%	<u>D</u>	<u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×40%	<u>E</u>	<u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×50%	<u>F</u>	<u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×60%	<u>A</u>	<u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率	<u>B</u>	<u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×10%	<u>C</u>	<u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×20%	<u>D</u>	<u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×30%	<u>E</u>	<u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×40%	<u>F</u>	<u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×50%	<u>G</u>	<u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満	約定利率×60%	<u>A</u>	<u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率	<u>B</u>	<u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×10%	<u>C</u>	<u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×20%	<u>D</u>	<u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×30%	<u>E</u>	<u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×40%	<u>F</u>	<u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満	約定利率×60%	<u>G</u>	<u>4</u> 年以上 <u>5</u> 年未満	約定利率×80%
<u>(a)</u>	<u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率																																																																																																																							
<u>(b)</u>	<u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×20%																																																																																																																							
<u>(c)</u>	<u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×30%																																																																																																																							
<u>(d)</u>	<u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×40%																																																																																																																							
<u>(e)</u>	<u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×50%																																																																																																																							
<u>(f)</u>	<u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×60%																																																																																																																							
<u>(a)</u>	<u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率																																																																																																																							
<u>(b)</u>	<u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×10%																																																																																																																							
<u>(c)</u>	<u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×20%																																																																																																																							
<u>(d)</u>	<u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×30%																																																																																																																							
<u>(e)</u>	<u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×40%																																																																																																																							
<u>(f)</u>	<u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×50%																																																																																																																							
<u>(g)</u>	<u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満	約定利率×60%																																																																																																																							
<u>(a)</u>	<u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率																																																																																																																							
<u>(b)</u>	<u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×10%																																																																																																																							
<u>(c)</u>	<u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×20%																																																																																																																							
<u>(d)</u>	<u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×30%																																																																																																																							
<u>(e)</u>	<u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×40%																																																																																																																							
<u>(f)</u>	<u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満	約定利率×60%																																																																																																																							
<u>(g)</u>	<u>4</u> 年以上 <u>5</u> 年未満	約定利率×80%																																																																																																																							
<u>A</u>	<u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率																																																																																																																							
<u>B</u>	<u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×20%																																																																																																																							
<u>C</u>	<u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×30%																																																																																																																							
<u>D</u>	<u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×40%																																																																																																																							
<u>E</u>	<u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×50%																																																																																																																							
<u>F</u>	<u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×60%																																																																																																																							
<u>A</u>	<u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率																																																																																																																							
<u>B</u>	<u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×10%																																																																																																																							
<u>C</u>	<u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×20%																																																																																																																							
<u>D</u>	<u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×30%																																																																																																																							
<u>E</u>	<u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×40%																																																																																																																							
<u>F</u>	<u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×50%																																																																																																																							
<u>G</u>	<u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満	約定利率×60%																																																																																																																							
<u>A</u>	<u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率																																																																																																																							
<u>B</u>	<u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×10%																																																																																																																							
<u>C</u>	<u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×20%																																																																																																																							
<u>D</u>	<u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×30%																																																																																																																							
<u>E</u>	<u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×40%																																																																																																																							
<u>F</u>	<u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満	約定利率×60%																																																																																																																							
<u>G</u>	<u>4</u> 年以上 <u>5</u> 年未満	約定利率×80%																																																																																																																							

新	旧
<u>5 貯金の解約、書替継続</u> (1) (省略) (2) (省略) (3) 前項の解約または書替継続の手続<u>き</u>に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続<u>き</u>を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (4) この貯金は、<u>a</u>、<u>b(a)</u>から<u>(f)</u>および<u>c(a)</u>から<u>(e)</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>a</u>、<u>b(a)</u>から<u>(f)</u>または<u>c(a)</u>から<u>(e)</u>の一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>(a)</u> 暴力団 <u>(b)</u> 暴力団員 <u>(c)</u> 暴力団準構成員 <u>(d)</u> 暴力団関係企業 <u>(e)</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 <u>(f)</u> その他前各号に準ずる者 <u>c</u> (省略) <u>(a)</u> 暴力的な要求行為 <u>(b)</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為 <u>(c)</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 <u>(d)</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 <u>(e)</u> その他前各号に準ずる行為 <u>6 届出事項の変更、通帳・証書の再発行等</u> (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届<u>け</u>出てください。 (2) (省略) (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当会所定の手続<u>き</u>をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 <u>7 成年後見人等の届出</u> (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届<u>け</u>出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届<u>け</u>出てください。 (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前 <u>2</u> 項と同様に、当店に届<u>け</u>出てください。 (4) 前 <u>3</u> 項の届出事項に取消<u>し</u>または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届<u>け</u>出てください。 (5) 前 <u>4</u> 項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>8 印鑑照合</u>	<u>5. (貯金の解約、書替継続)</u> (1) (省略) (2) (省略) (3) 前項の解約または書替継続の手続 <u>(追加)</u> に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続 <u>(追加)</u> を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (4) この貯金は、<u>第1号</u>、<u>第2号A</u>から<u>F</u>および<u>第3号A</u>から<u>E</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第1号</u>、<u>第2号A</u>から<u>F</u>または<u>第3号A</u>から<u>E</u>の一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 <u>①</u> (省略) <u>②</u> (省略) <u>A</u> 暴力団 <u>B</u> 暴力団員 <u>C</u> 暴力団準構成員 <u>D</u> 暴力団関係企業 <u>E</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 <u>F</u> その他前各号に準ずる者 <u>③</u> (省略) <u>A</u> 暴力的な要求行為 <u>B</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為 <u>C</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 <u>D</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 <u>E</u> その他前各号に準ずる行為 <u>6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</u> (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届 <u>(追加)</u> 出てください。 (2) (省略) (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当会所定の手続 <u>(追加)</u> をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 <u>7. (成年後見人等の届出)</u> (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届 <u>(追加)</u> 出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届 <u>(追加)</u> 出てください。 (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前 <u>2</u> 項と同様に、当店に届 <u>(追加)</u> 出てください。 (4) 前 <u>3</u> 項の届出事項に取消 <u>(追加)</u> または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届 <u>(追加)</u> 出てください。 (5) 前 <u>4</u> 項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>8. (印鑑照合)</u>

新	旧
定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取<u>り</u>扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。	定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取<u>(追加)</u>扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。
<u>9 盗難通帳・証書による払戻し等</u> (1) (省略) <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>c</u> (省略) (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除<u>きます</u>。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の<u>4</u>分の<u>3</u>に相当する金額を補てんするものとします。 (3) 前<u>2</u>項の規定は、第<u>1</u>項にかかる当会への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、<u>2</u>年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 (4) 第<u>2</u>項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。 <u>a</u> (省略) <u>(a)</u> (省略) <u>(b)</u> (省略) <u>(c)</u> (省略) <u>b</u> (省略) (5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第<u>1</u>項に<u>基</u>づく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 (6) 当会が第<u>2</u>項の規定に<u>基</u>づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。 (7) 当会が第<u>2</u>項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。	<u>9. (盗難通帳・証書による払戻し等)</u> (1) (省略) <u>①</u> (省略) <u>②</u> (省略) <u>③</u> (省略) (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除<u>く</u>。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の<u>4</u>分の<u>3</u>に相当する金額を補てんするものとします。 (3) 前<u>2</u>項の規定は、第<u>1</u>項にかかる当会への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、<u>2</u>年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 (4) 第<u>2</u>項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。 <u>①</u> (省略) <u>A</u> (省略) <u>B</u> (省略) <u>C</u> (省略) <u>②</u> (省略) (5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第<u>1</u>項に<u>もと</u>づく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 (6) 当会が第<u>2</u>項の規定に<u>もと</u>づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。 (7) 当会が第<u>2</u>項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。
<u>10 譲渡、質入れの禁止</u> (省略)	<u>10. (譲渡、質入れの禁止)</u> (省略)
<u>11 通知等</u> (省略)	<u>11. (通知等)</u> (省略)
<u>12 保険事故発生時における貯金者からの相殺</u> (1) (省略) (2) (省略)	<u>12. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)</u> (1) (省略) (2) (省略)

新	旧
<u>a</u> 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務<u>から相殺されるものとします。また、この貯金で担保される</u>債務が第三者の当会に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。 <u>b</u> （省略） <u>c</u> <u>a</u>による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3) 第<u>1</u>項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 <u>a</u> （省略） <u>b</u> （省略） (4) 第<u>1</u>項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。 <u>13 休眠預金等活用法にかかる異動事由</u> 当会は、この貯金について、以下の事由を「<u>民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律</u>」（以下、「<u>休眠預金等活用法</u>」という。）に<u>基</u>づく異動事由として取り扱います。 <u>(1)</u> 引出し、預入れ、振込<u>み</u>の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払<u>い</u>に<u>かかる</u>ものを除きます。） <u>(2)</u> 貯金者等（休眠預金等活用法第<u>2</u>条第<u>3</u>項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に<u>かかる</u>債権を有する者を指し、以下、「<u>貯金者等</u>」といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第<u>3</u>条第<u>1</u>項に<u>基</u>づく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。） <u>a</u> （省略） <u>b</u> 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に<u>基</u>づく通知を受け取る住所地 <u>(3)</u> 貯金者等からの申し出に<u>基</u>づく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと <u>(4)</u> 貯金者等からの申し出に<u>基</u>づく自動継続貯金の継続中止登録があったこと <u>14 休眠預金等活用法にかかる最終異動日等</u> (1) （省略） <u>a</u> （省略） <u>b</u> 将来における貯金に<u>かかる</u>債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に<u>かかる</u>債権の行使が期待される日として次項において定める日 <u>c</u> 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第<u>3</u>条第<u>2</u>項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から<u>1</u>か月を経過した場合（<u>1</u>か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除<u>きます</u>。）に限りします。 <u>d</u> この貯金が休眠預金等活用法第<u>2</u>条第<u>2</u>項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 第<u>1</u>項<u>b</u>において、将来における貯金に<u>かかる</u>債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に<u>かかる</u>債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 <u>a</u> （省略） <u>b</u> （省略） <u>(a)</u> （省略） <u>(b)</u> 当会が貯金者等に対して休眠預金活用法第<u>3</u>条第<u>2</u>項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から<u>1</u>か月を経過した場合（<u>1</u>か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思	<u>①</u> 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務<u>または当該</u>債務が第三者の当会に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。 <u>②</u> （省略） <u>③</u> 第<u>1号</u>による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3) 第<u>1</u>項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 <u>①</u> （省略） <u>②</u> （省略） (4) 第<u>1</u>項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。 <u>13.（休眠預金等活用法に係る異動事由）</u> 当会は、この貯金について、以下の事由を（<u>追加</u>）<u>民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律</u>（<u>追加</u>）（以下（<u>追加</u>）「<u>休眠預金等活用法</u>」という。）に<u>もと</u>づく異動事由として取り扱います。 <u>①</u> 引出し、預入れ、振込（<u>追加</u>）の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払（<u>追加</u>）に<u>係る</u>ものを除きます。） <u>②</u> 貯金者等（休眠預金等活用法第<u>2</u>条第<u>3</u>項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に<u>係る</u>債権を有する者を指し、以下（<u>追加</u>）貯金者等（<u>追加</u>）といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第<u>3</u>条第<u>1</u>項に<u>もと</u>づく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。） <u>A</u> （省略） <u>B</u> 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に<u>もと</u>づく通知を受け取る住所地 <u>③</u> 貯金者等からの申し出に<u>もと</u>づく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと <u>④</u> 貯金者等からの申し出に<u>もと</u>づく自動継続貯金の継続中止登録があったこと <u>14.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</u> (1) （省略） <u>①</u> （省略） <u>②</u> 将来における貯金に<u>係る</u>債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に<u>係る</u>債権の行使が期待される日として次項において定める日 <u>③</u> 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第<u>3</u>条第<u>2</u>項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から<u>1</u>か月を経過した場合（<u>1</u>か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除<u>く</u>。）に限りします。 <u>④</u> この貯金が休眠預金等活用法第<u>2</u>条第<u>2</u>項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 第<u>1</u>項第<u>2号</u>において、将来における貯金に<u>係る</u>債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に<u>係る</u>債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 <u>①</u> （省略） <u>②</u> （省略） <u>A</u> （省略） <u>B</u> 当会が貯金者等に対して休眠預金活用法第<u>3</u>条第<u>2</u>項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から<u>1</u>か月を経過した場合（<u>1</u>か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によ

新	旧
によらないで返送されたときを除<u>きます</u>。)に限りします。 <u>c</u> 法令、法令に<u>基</u>づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払<u>い</u>が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。 <u>d</u> この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続<u>き</u>が終了した日。 <u>e</u> 法令または契約に<u>基</u>づく振込<u>み</u>の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。 <u>15. 休眠預金等代替金に関する取扱い</u> (1) この貯金について長期間取引がない場合、休眠預金等活用法に<u>基</u>づきこの貯金に<u>かか</u>る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じてこの貯金に<u>かか</u>る休眠預金等代替金債権の支払<u>い</u>を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払<u>い</u>を受けることができます。 (3) 貯金者等は、第 <u>1</u> 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 <u>7</u> 条第 <u>2</u> 項による申 <u>し</u> 出および支払<u>い</u>の請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。 <u>a</u> この貯金に<u>かか</u>る休眠預金等代替金の支払<u>い</u>を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第 <u>3</u> 項による休眠預金等代替金の支払<u>い</u>を請求することを約します。 <u>a</u> 当会がこの貯金に<u>かか</u>る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること <u>b</u> 前項に<u>基</u>づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと (5) 本条については、休眠預金等活用法に<u>基</u>づきこの貯金に<u>かか</u>る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。 <u>16. (規定の変更等)</u> (省略) 以 上 (<u>2026 年 10 月 1 日現在</u>)	によらないで返送されたときを除<u>く</u>。)に限りします。 <u>③</u> 法令、法令に<u>も</u>とづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払 <u>(追加)</u> が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。 <u>④</u> この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続 <u>(追加)</u> が終了した日。 <u>⑤</u> 法令または契約に<u>も</u>とづく振込 <u>(追加)</u> の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。 <u>15. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</u> (1) この貯金について長期間取引がない場合、休眠預金等活用法に<u>も</u>とづきこの貯金に<u>係</u>る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じてこの貯金に<u>係</u>る休眠預金等代替金債権の支払 <u>(追加)</u> を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払 <u>(追加)</u> を受けることができます。 (3) 貯金者等は、第 <u>1</u> 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 <u>7</u> 条第 <u>2</u> 項による申 <u>(追加)</u> 出および支払 <u>(追加)</u> の請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。 <u>①</u> この貯金に<u>係</u>る休眠預金等代替金の支払 <u>(追加)</u> を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第 <u>3</u> 項による休眠預金等代替金の支払 <u>(追加)</u> を請求することを約します。 <u>①</u> 当会がこの貯金に<u>係</u>る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること <u>②</u> 前項に<u>も</u>とづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと (5) 本条については、休眠預金等活用法に<u>も</u>とづきこの貯金に<u>係</u>る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。 <u>16. (規定の変更等)</u> (省略) 以 上 (<u>2025 年 8 月 1 日現在</u>)

新	旧																																
大口定期貯金規定	大口定期貯金規定																																
<u>1 貯金の支払時期</u> (省略)	<u>1. (貯金の支払時期)</u> (省略)																																
<u>2 証券類の受入れ</u> (1) 小切手その他の証券類を受<u>け</u>入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受<u>け</u>入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取<u>り</u>消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。	<u>2. (証券類の受入れ)</u> (1) 小切手その他の証券類を受<u>(追加)</u>入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受<u>(追加)</u>入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取<u>(追加)</u>消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。																																
<u>3 利息</u> (1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および通帳または証書記載の利率（以下、「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。ただし、預入日の<u>2</u>年後の応当日から預入日の<u>5</u>年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは次によります。 <u>a</u> 預入日から満期日の<u>1</u>年前の応当日までの間に到来する預入日の<u>1</u>年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。 <u>(a)</u> 現金で受<u>け</u>取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。 <u>(b)</u> 貯金口座へ振<u>り</u>替える場合には、中間利払日（中間利払日が休日の場合は翌営業日）に指定口座に入金します。 <u>b</u> 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差<u>し</u>引いた利息の残額は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。 (2) (省略) (3) 第<u>4</u>条第<u>1</u>項により満期日前に解約する場合および第<u>4</u>条第<u>5</u>項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。 次の①、②（小数点第<u>4</u>位以下は切<u>り</u>捨てます。ただし、②の算式により計算した利率が<u>0</u>%を下回るときは<u>0</u>%とします。）のうち、いずれか低い利率 ① 次の預入期間に応じた利率 <u>a</u> 預入日の<u>1</u>か月後の応当日から預入日の<u>3</u>年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合 <table><tr><td><u>(a)</u> <u>6</u>か月未満</td><td>解約日における普通貯金の利率</td></tr><tr><td><u>(b)</u> <u>6</u>か月以上<u>1</u>年未満</td><td>約定利率×30%</td></tr><tr><td><u>(c)</u> <u>1</u>年以上<u>1</u>年<u>6</u>か月未満</td><td>約定利率×50%</td></tr><tr><td><u>(d)</u> <u>1</u>年<u>6</u>か月以上<u>2</u>年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr><tr><td><u>(e)</u> <u>2</u>年以上<u>3</u>年未満</td><td>約定利率×70%</td></tr></table> <u>b</u> 預入日の<u>3</u>年後の応当日から預入日の<u>4</u>年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合 <table><tr><td><u>(a)</u> <u>6</u>か月未満</td><td>解約日における普通貯金の利率</td></tr><tr><td><u>(b)</u> <u>6</u>か月以上<u>1</u>年未満</td><td>約定利率×20%</td></tr><tr><td><u>(c)</u> <u>1</u>年以上<u>1</u>年<u>6</u>か月未満</td><td>約定利率×30%</td></tr></table>	<u>(a)</u> <u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率	<u>(b)</u> <u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×30%	<u>(c)</u> <u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×50%	<u>(d)</u> <u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×60%	<u>(e)</u> <u>2</u> 年以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×70%	<u>(a)</u> <u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率	<u>(b)</u> <u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×20%	<u>(c)</u> <u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×30%	<u>3. (利 息)</u> (1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および通帳または証書記載の利率（以下、「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。ただし、預入日の<u>2</u>年後の応当日から預入日の<u>5</u>年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは次によります。 <u>①</u> 預入日から満期日の<u>1</u>年前の応当日までの間に到来する預入日の<u>1</u>年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。 <u>A</u> 現金で受<u>(追加)</u>取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。 <u>B</u> 貯金口座へ振<u>(追加)</u>替える場合には、中間利払日（中間利払日が休日の場合は翌営業日）に指定口座に入金します。 <u>②</u> 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差<u>(追加)</u>引いた利息の残額は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。 (2) (省略) (3) 第<u>4</u>条第<u>1</u>項により満期日前に解約する場合および第<u>4</u>条第<u>5</u>項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。 次の①、②（小数点第<u>4</u>位以下は切<u>(追加)</u>捨てます。ただし、②の算式により計算した利率が<u>0</u>%を下回るときは<u>0</u>%とします。）のうち、いずれか低い利率 ① 次の預入期間に応じた利率 <u>A</u> 預入日の<u>1</u>か月後の応当日から預入日の<u>3</u>年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合 <table><tr><td><u>a</u> <u>6</u>か月未満</td><td>解約日における普通貯金の利率</td></tr><tr><td><u>b</u> <u>6</u>か月以上<u>1</u>年未満</td><td>約定利率×30%</td></tr><tr><td><u>c</u> <u>1</u>年以上<u>1</u>年<u>6</u>か月未満</td><td>約定利率×50%</td></tr><tr><td><u>d</u> <u>1</u>年<u>6</u>か月以上<u>2</u>年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr><tr><td><u>e</u> <u>2</u>年以上<u>3</u>年未満</td><td>約定利率×70%</td></tr></table> <u>B</u> 預入日の<u>3</u>年後の応当日から預入日の<u>4</u>年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合 <table><tr><td><u>a</u> <u>6</u>か月未満</td><td>解約日における普通貯金の利率</td></tr><tr><td><u>b</u> <u>6</u>か月以上<u>1</u>年未満</td><td>約定利率×20%</td></tr><tr><td><u>c</u> <u>1</u>年以上<u>1</u>年<u>6</u>か月未満</td><td>約定利率×30%</td></tr></table>	<u>a</u> <u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率	<u>b</u> <u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×30%	<u>c</u> <u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×50%	<u>d</u> <u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×60%	<u>e</u> <u>2</u> 年以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×70%	<u>a</u> <u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率	<u>b</u> <u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×20%	<u>c</u> <u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×30%
<u>(a)</u> <u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率																																
<u>(b)</u> <u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×30%																																
<u>(c)</u> <u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×50%																																
<u>(d)</u> <u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×60%																																
<u>(e)</u> <u>2</u> 年以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×70%																																
<u>(a)</u> <u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率																																
<u>(b)</u> <u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×20%																																
<u>(c)</u> <u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×30%																																
<u>a</u> <u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率																																
<u>b</u> <u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×30%																																
<u>c</u> <u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×50%																																
<u>d</u> <u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率×60%																																
<u>e</u> <u>2</u> 年以上 <u>3</u> 年未満	約定利率×70%																																
<u>a</u> <u>6</u> か月未満	解約日における普通貯金の利率																																
<u>b</u> <u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率×20%																																
<u>c</u> <u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満	約定利率×30%																																

新	旧
30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。) 前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除<u>きます</u>。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の <u>4</u> 分の <u>3</u> に相当する金額を補てんするものとします。 (3) 前 <u>2</u> 項の規定は、第 <u>1</u> 項にかかる当会への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、<u>2</u> 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 (4) 第 <u>2</u> 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。 <u>a</u> （省略） <u>(a)</u> （省略） <u>(b)</u> （省略） <u>(c)</u> （省略） <u>b</u> （省略） (5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 <u>1</u> 項に<u>基</u>づく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 (6) 当会が第 <u>2</u> 項の規定に<u>基</u>づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。 (7) 当会が第 <u>2</u> 項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。 <u>9 譲渡、質入れの禁止</u> (省略) <u>10 通知等</u> (省略) <u>11 保険事故発生時における貯金者からの相殺</u> (1) （省略） (2) （省略） <u>a</u> 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務<u>から相殺されるものとします。また、この貯金で担保される</u>債務が第三者の当会に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。 <u>b</u> （省略） <u>c</u> <u>a</u> による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3) 第 <u>1</u> 項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 <u>a</u> （省略） <u>b</u> （省略） (4) 第 <u>1</u> 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。	日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。) 前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除<u>く</u>。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の <u>4</u> 分の <u>3</u> に相当する金額を補てんするものとします。 (3) 前 <u>2</u> 項の規定は、第 <u>1</u> 項にかかる当会への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、<u>2</u> 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 (4) 第 <u>2</u> 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。 <u>①</u> （省略） <u>A</u> （省略） <u>B</u> （省略） <u>C</u> （省略） <u>②</u> （省略） (5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 <u>1</u> 項に<u>もと</u>づく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 (6) 当会が第 <u>2</u> 項の規定に<u>もと</u>づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。 (7) 当会が第 <u>2</u> 項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。 <u>9.（譲渡、質入れの禁止）</u> (省略) <u>10.（通知等）</u> (省略) <u>11.（保険事故発生時における貯金者からの相殺）</u> (1) （省略） (2) （省略） <u>①</u> 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務<u>または当該</u>債務が第三者の当会に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。 <u>②</u> （省略） <u>③</u> <u>第 1 号</u>による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3) 第 <u>1</u> 項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 <u>①</u> （省略） <u>②</u> （省略） (4) 第 <u>1</u> 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

新	旧
<u>12 休眠預金等活用法にかかる異動事由</u> 当会は、この貯金について、以下の事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、「休眠預金等活用法」といいます。))に<u>基</u>づく異動事由として取り扱います。 <u>(1)</u> 引出し、預入れ、振込<u>み</u>の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払<u>い</u>に<u>か</u><u>か</u>るものを除きます。) <u>(2)</u> 貯金者等（休眠預金等活用法第<u>2</u>条第<u>3</u>項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に<u>か</u><u>か</u>る債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。))から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第<u>3</u>条第<u>1</u>項に<u>基</u>づく公告（以下、本項において「公告」といいます。))の対象となっている場合に限りします。) <u>a</u> （省略） <u>b</u> 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に<u>基</u>づく通知を受け取る住所地 <u>(3)</u> 貯金者等からの申し出に<u>基</u>づく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと <u>13 休眠預金等活用法にかかる最終異動日等</u> (1) （省略） <u>a</u> （省略） <u>b</u> 将来における貯金に<u>か</u><u>か</u>る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に<u>か</u><u>か</u>る債権の行使が期待される日として次項において定める日 <u>c</u> 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第<u>3</u>条第<u>2</u>項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から<u>1</u>か月を経過した場合（<u>1</u>か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除<u>き</u><u>ま</u>す。))に限りします。 <u>d</u> この貯金が休眠預金等活用法第<u>2</u>条第<u>2</u>項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 第<u>1</u>項<u>b</u>において、将来における貯金に<u>か</u><u>か</u>る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に<u>か</u><u>か</u>る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 <u>a</u> （省略） <u>b</u> （省略） <u>(a)</u> （省略） <u>(b)</u> 当会が貯金者等に対して休眠預金活用法第<u>3</u>条第<u>2</u>項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から<u>1</u>か月を経過した場合（<u>1</u>か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除<u>き</u><u>ま</u>す。))に限りします。 <u>c</u> 法令、法令に<u>基</u>づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払<u>い</u>が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。 <u>d</u> この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。))の対象となったこと、当該手続<u>き</u>が終了した日。 <u>e</u> 法令または契約に<u>基</u>づく振込<u>み</u>の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限りします。))、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。 <u>14 休眠預金等代替金に関する取扱い</u> (1) この貯金について長期間取引がない場合、休眠預金等活用法に<u>基</u>づきこの貯金に<u>か</u><u>か</u>る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じてこの貯金に<u>か</u><u>か</u>る休眠預金等代替金債権の支払<u>い</u>を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯金債権を取得	<u>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</u> 当会は、この貯金について、以下の事由を<u>(追加)</u>民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律<u>(追加)</u>（以下<u>(追加)</u>「休眠預金等活用法」とい<u>う</u>。))に<u>も</u><u>と</u>づく異動事由として取り扱います。 <u>①</u> 引出し、預入れ、振込<u>(追加)</u>の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払<u>(追加)</u>に<u>係</u>るものを除きます。) <u>②</u> 貯金者等（休眠預金等活用法第<u>2</u>条第<u>3</u>項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に<u>係</u>る債権を有する者を指し、以下<u>(追加)</u>貯金者等<u>(追加)</u>といいます。))から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第<u>3</u>条第<u>1</u>項に<u>も</u><u>と</u>づく公告（以下、本項において「公告」といいます。))の対象となっている場合に限りします。) <u>A</u> （省略） <u>B</u> 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に<u>も</u><u>と</u>づく通知を受け取る住所地 <u>③</u> 貯金者等からの申し出に<u>も</u><u>と</u>づく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと <u>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</u> (1) （省略） <u>①</u> （省略） <u>②</u> 将来における貯金に<u>係</u>る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に<u>係</u>る債権の行使が期待される日として次項において定める日 <u>③</u> 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第<u>3</u>条第<u>2</u>項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から<u>1</u>か月を経過した場合（<u>1</u>か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除<u>く</u>。))に限りします。 <u>④</u> この貯金が休眠預金等活用法第<u>2</u>条第<u>2</u>項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 第<u>1</u>項第<u>2号</u>において、将来における貯金に<u>係</u>る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に<u>係</u>る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 <u>①</u> （省略） <u>②</u> （省略） <u>A</u> （省略） <u>B</u> 当会が貯金者等に対して休眠預金活用法第<u>3</u>条第<u>2</u>項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から<u>1</u>か月を経過した場合（<u>1</u>か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除<u>く</u>。))に限りします。 <u>③</u> 法令、法令に<u>も</u><u>と</u>づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払<u>(追加)</u>が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。 <u>④</u> この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。))の対象となったこと、当該手続<u>(追加)</u>が終了した日。 <u>⑤</u> 法令または契約に<u>も</u><u>と</u>づく振込<u>(追加)</u>の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限りします。))、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。 <u>14. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</u> (1) この貯金について長期間取引がない場合、休眠預金等活用法に<u>も</u><u>と</u>づきこの貯金に<u>係</u>る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じてこの貯金に<u>係</u>る休眠預金等代替金債権の支払<u>(追加)</u>を請求するこ

新	旧
する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払<u>い</u>を受けることができます。 (3) 貯金者等は、第 <u>1</u> 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 <u>7</u> 条第 <u>2</u> 項による申 <u>し</u> 出および支払<u>い</u>の請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。 <u>a</u> この貯金に<u>かか</u>る休眠預金等代替金の支払<u>い</u>を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第 <u>3</u> 項による休眠預金等代替金の支払<u>い</u>を請求することを約します。 <u>a</u> 当会がこの貯金に<u>かか</u>る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること <u>b</u> 前項に<u>基</u>づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと (5) 本条については、休眠預金等活用法に<u>基</u>づきこの貯金に<u>かか</u>る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。 <u>15 規定の変更等</u> (省略) 以 上 (<u>2026 年 10 月 1 日現在</u>)	とができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払 <u>(追加)</u> を受けることができます。 (3) 貯金者等は、第 <u>1</u> 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 <u>7</u> 条第 <u>2</u> 項による申 <u>(追加)</u> 出および支払 <u>(追加)</u> の請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。 <u>①</u> この貯金に<u>係</u>る休眠預金等代替金の支払 <u>(追加)</u> を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第 <u>3</u> 項による休眠預金等代替金の支払 <u>(追加)</u> を請求することを約します。 <u>①</u> 当会がこの貯金に<u>係</u>る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること <u>②</u> 前項に<u>もと</u>づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと (5) 本条については、休眠預金等活用法に<u>もと</u>づきこの貯金に<u>係</u>る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。 <u>15. (規定の変更等)</u> (省略) 以 上 (<u>2024 年 4 月 1 日現在</u>)

新	旧
自動継続大口定期貯金規定	自動継続大口定期貯金規定
1 自動継続 (1) (省略) (2) (省略) (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を申し出てくださ い。この申し出があったときは、この貯金は満期日以後に支払います。	1.（自動継続） (1) (省略) (2) (省略) (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を申し追加出てく ださい。この申し追加出があったときは、この貯金は満期日以後に支払います。
2 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱 いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取り消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金 の証書と引換えに、当店で返却します。	2.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受け追加入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受追加入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通 帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取り追加消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、 この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。
3 利息 (1) この貯金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から 満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金に ついては前記第1条第2項の利率。以下、「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。 ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払 いは次によります。なお、満期日および中間利払日が休日にあたる場合、指定された貯金口座への入金 は翌営業日となります。 a 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、 預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払 利率（継続後の貯金の中間利払利率は、継続後の貯金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以 下は切り捨てます。）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部とし て、各中間利払日に支払います。 b 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額（以下、「満期 払利息」といいます。）は、満期日に支払います。 (2) この貯金の利息の支払いは、次のとおり取り扱います。 a 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の利息は、 あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続 します。 b 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の中間払利息は、中 間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口 座に入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。 c 利息を指定口座に入金できず現金で受け取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印 して通帳または証書とともに当店に提出してください。 (3) (省略) (4) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息 （以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」といい ます。）および次の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われてい る場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期 貯金元金から清算します。 次の①、②（小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、②の算式により計算した利率が0%を下回るときは 0%とします。）のうち、いずれか低い利率 ① 次の預入期間に応じた利率	3.（利 息） (1) この貯金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から 満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金に ついては前記第1条第2項の利率。以下、「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。た だし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは 次によります。なお、満期日および中間利払日が休日にあたる場合、指定された貯金口座への入金 は翌営業日となります。 ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、 預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払 利率（継続後の貯金の中間利払利率は、継続後の貯金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下 は切り追加捨てます。）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部と して、各中間利払日に支払います。 ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し追加引いた利息の残額（以下、 「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。 (2) この貯金の利息の支払いは、次のとおり取り追加扱います。 ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の利息は、 あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組み追加入れて 継続します。 ② 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の中間払利息は、中 間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口 座に入金するか、または満期日に元金に組み追加入れて継続します。 ③ 利息を指定口座に入金できず現金で受追加取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記 名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。 (3) (省略) (4) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息 （以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」といい ます。）および次の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われてい る場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期 貯金元金から清算します。 次の①、②（小数点第4位以下は切り追加捨てます。ただし、②の算式により計算した利率が0%を下回 るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率 ① 次の預入期間に応じた利率

新	旧
<u>a</u> 預入日の <u>1</u> か月後の応当日から預入日の <u>3</u> 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合 <u>(a)</u> <u>6</u> か月未満 解約日における普通貯金の利率 <u>(b)</u> <u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満 約定利率×30% <u>(c)</u> <u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満 約定利率×50% <u>(d)</u> <u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満 約定利率×60% <u>(e)</u> <u>2</u> 年以上 <u>3</u> 年未満 約定利率×70% <u>b</u> 預入日の <u>3</u> 年後の応当日から預入日の <u>4</u> 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合 <u>(a)</u> <u>6</u> か月未満 解約日における普通貯金の利率 <u>(b)</u> <u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満 約定利率×20% <u>(c)</u> <u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満 約定利率×30% <u>(d)</u> <u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満 約定利率×40% <u>(e)</u> <u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満 約定利率×50% <u>(f)</u> <u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満 約定利率×60% <u>(g)</u> <u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満 約定利率×70% <u>c</u> 預入日の <u>4</u> 年後の応当日から預入日の <u>5</u> 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合 <u>(a)</u> <u>6</u> か月未満 解約日における普通貯金の利率 <u>(b)</u> <u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満 約定利率×10% <u>(c)</u> <u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満 約定利率×20% <u>(d)</u> <u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満 約定利率×30% <u>(e)</u> <u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満 約定利率×40% <u>(f)</u> <u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満 約定利率×50% <u>(g)</u> <u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満 約定利率×60% <u>(h)</u> <u>4</u> 年以上 <u>5</u> 年未満 約定利率×80% <u>d</u> 預入日の <u>5</u> 年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合 <u>(a)</u> <u>6</u> か月未満 解約日における普通貯金の利率 <u>(b)</u> <u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満 約定利率×10% <u>(c)</u> <u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満 約定利率×20% <u>(d)</u> <u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満 約定利率×30% <u>(e)</u> <u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満 約定利率×40% <u>(f)</u> <u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満 約定利率×60% <u>(g)</u> <u>4</u> 年以上 <u>5</u> 年未満 約定利率×80% ② 次の算式により計算した利率 約定利率－ (基準利率－約定利率) × (約定日数－預入日数) 預入日数 なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を通帳または証書記載の満期日まで新たに預入<u>れ</u>とした場合、その預入<u>れ</u>の際に適用される利率を基準として算出した当会所定の利率をいいます。 (5) この貯金の付利単位は <u>1</u> 円とし、<u>1</u> 年を 365 日として日割で計算します。 <u>4 貯金の解約、書替継続</u> (1) (省略) (2) (省略) (3) 前項の解約または書替継続の手続<u>き</u>に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、<u>当</u>会所定の本人確認資料の提示等の手続<u>き</u>を求めることがあります。この場	<u>A</u> 預入日の <u>1</u> か月後の応当日から預入日の <u>3</u> 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合 <u>a</u> <u>6</u> か月未満 解約日における普通貯金の利率 <u>b</u> <u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満 約定利率×30% <u>c</u> <u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満 約定利率×50% <u>d</u> <u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満 約定利率×60% <u>e</u> <u>2</u> 年以上 <u>3</u> 年未満 約定利率×70% <u>B</u> 預入日の <u>3</u> 年後の応当日から預入日の <u>4</u> 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合 <u>a</u> <u>6</u> か月未満 解約日における普通貯金の利率 <u>b</u> <u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満 約定利率×20% <u>c</u> <u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満 約定利率×30% <u>d</u> <u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満 約定利率×40% <u>e</u> <u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満 約定利率×50% <u>f</u> <u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満 約定利率×60% <u>g</u> <u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満 約定利率×70% <u>C</u> 預入日の <u>4</u> 年後の応当日から預入日の <u>5</u> 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合 <u>a</u> <u>6</u> か月未満 解約日における普通貯金の利率 <u>b</u> <u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年未満 約定利率×10% <u>c</u> <u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満 約定利率×20% <u>d</u> <u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満 約定利率×30% <u>e</u> <u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満 約定利率×40% <u>f</u> <u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満 約定利率×50% <u>g</u> <u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満 約定利率×60% <u>h</u> <u>4</u> 年以上 <u>5</u> 年未満 約定利率×80% <u>D</u> 預入日の <u>5</u> 年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合 <u>a</u> <u>6</u> か月未満 解約日における普通貯金の利率 <u>b</u> <u>6</u> か月以上 <u>1</u> 年 <u>6</u> か月未満 約定利率×10% <u>c</u> <u>1</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>2</u> 年未満 約定利率×20% <u>d</u> <u>2</u> 年以上 <u>2</u> 年 <u>6</u> か月未満 約定利率×30% <u>e</u> <u>2</u> 年 <u>6</u> か月以上 <u>3</u> 年未満 約定利率×40% <u>f</u> <u>3</u> 年以上 <u>4</u> 年未満 約定利率×60% <u>g</u> <u>4</u> 年以上 <u>5</u> 年未満 約定利率×80% ② 次の算式により計算した利率 約定利率－ (基準利率－約定利率) × (約定日数－預入日数) 預入日数 なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を通帳または証書記載の満期日まで新たに預入 <u>(追加)</u> したとした場合、その預入 <u>(追加)</u> の際に適用される利率を基準として算出した当会所定の利率をいいます。 (5) この貯金の付利単位は <u>1</u> 円とし、<u>1</u> 年を 365 日として日割で計算します。 <u>4. (貯金の解約、書替継続)</u> (1) (省略) (2) (省略) (3) 前項の解約または書替継続の手続 <u>(追加)</u> に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、<u>(追加)</u> 当会所定の本人確認資料の提示等の手続 <u>(追加)</u> を求めることがあ

新	旧
合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (4) この貯金は、<u>a</u>、<u>b(a)</u>から<u>(f)</u>および<u>c(a)</u>から<u>(e)</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>a</u>、<u>b(a)</u>から<u>(f)</u>または<u>c(a)</u>から<u>(e)</u>の一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>(a)</u> 暴力団 <u>(b)</u> 暴力団員 <u>(c)</u> 暴力団準構成員 <u>(d)</u> 暴力団関係企業 <u>(e)</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 <u>(f)</u> その他前各号に準ずる者 <u>c</u> (省略) <u>(a)</u> 暴力的な要求行為 <u>(b)</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為 <u>(c)</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 <u>(d)</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 <u>(e)</u> その他前各号に準ずる行為	ります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (4) この貯金は、<u>第1号</u>、<u>第2号A</u>から<u>F</u>および<u>第3号A</u>から<u>E</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第1号</u>、<u>第2号A</u>から<u>F</u>または<u>第3号A</u>から<u>E</u>の一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 <u>①</u> (省略) <u>②</u> (省略) <u>A</u> 暴力団 <u>B</u> 暴力団員 <u>C</u> 暴力団準構成員 <u>D</u> 暴力団関係企業 <u>E</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 <u>F</u> その他前各号に準ずる者 <u>③</u> (省略) <u>A</u> 暴力的な要求行為 <u>B</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為 <u>C</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 <u>D</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 <u>E</u> その他前各号に準ずる行為
<u>5 届出事項の変更、通帳・証書の再発行等</u> (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届<u>け</u>出てください。 (2) (省略) (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当会所定の手続<u>き</u>をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。	<u>5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</u> (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届 <u>(追加)</u> 出てください。 (2) (省略) (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当会所定の手続 <u>(追加)</u> をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
<u>6 成年後見人等の届出</u> (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届<u>け</u>出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届<u>け</u>出てください。 (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前 <u>2</u> 項と同様に、当店に届<u>け</u>出てください。 (4) 前 <u>3</u> 項の届出事項に取消<u>し</u>または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届<u>け</u>出てください。 (5) 前 <u>4</u> 項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。	<u>6. (成年後見人等の届出)</u> (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届 <u>(追加)</u> 出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届 <u>(追加)</u> 出てください。 (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前 <u>2</u> 項と同様に、当店に届 <u>(追加)</u> 出てください。 (4) 前 <u>3</u> 項の届出事項に取消 <u>(追加)</u> または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届 <u>(追加)</u> 出てください。 (5) 前 <u>4</u> 項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。
<u>7 印鑑照合</u> 定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取<u>り</u>扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。	<u>7. (印鑑照合)</u> 定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取 <u>(追加)</u> 扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

新	旧
<u>8 盗難通帳・証書による払戻し等</u> (1) (省略) <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>c</u> (省略) (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除<u>きます</u>。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の<u>4</u>分の<u>3</u>に相当する金額を補てんするものとします。 (3) 前<u>2</u>項の規定は、第<u>1</u>項にかかる当会への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、<u>2</u>年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 (4) 第<u>2</u>項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。 <u>a</u> (省略) <u>(a)</u> (省略) <u>(b)</u> (省略) <u>(c)</u> (省略) <u>b</u> (省略) (5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第<u>1</u>項に<u>基</u>づく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 (6) 当会が第<u>2</u>項の規定に<u>基</u>づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。 (7) 当会が第<u>2</u>項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。 <u>9 譲渡、質入れの禁止</u> (省略) <u>10 通知等</u> (省略) <u>11 保険事故発生時における貯金者からの相殺</u> (1) (省略) (2) (省略) <u>a</u> 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務<u>から相殺されるものとします。また、この貯金で担保される</u>債務が第三者の当会に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。 <u>b</u> (省略)	<u>8.（盗難通帳・証書による払戻し等）</u> (1) (省略) <u>①</u> (省略) <u>②</u> (省略) <u>③</u> (省略) (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除<u>く</u>。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の<u>4</u>分の<u>3</u>に相当する金額を補てんするものとします。 (3) 前<u>2</u>項の規定は、第<u>1</u>項にかかる当会への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、<u>2</u>年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 (4) 第<u>2</u>項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。 <u>①</u> (省略) <u>A</u> (省略) <u>B</u> (省略) <u>C</u> (省略) <u>②</u> (省略) (5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第<u>1</u>項に<u>もと</u>づく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 (6) 当会が第<u>2</u>項の規定に<u>もと</u>づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。 (7) 当会が第<u>2</u>項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。 <u>9.（譲渡、質入れの禁止）</u> (省略) <u>10.（通知等）</u> (省略) <u>11.（保険事故発生時における貯金者からの相殺）</u> (1) (省略) (2) (省略) <u>①</u> 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務<u>または当該</u>債務が第三者の当会に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。 <u>②</u> (省略) <u>③</u> <u>第1号</u>による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

新	旧
<u>c</u> <u>a</u>による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3) 第<u>1</u>項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) (4) 第<u>1</u>項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。 <u>12. 休眠預金等活用法にかかる異動事由</u> 当会は、この貯金について、以下の事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、「休眠預金等活用法」といいます。)に<u>基</u>づく異動事由として取り扱います。 <u>(1)</u> 引出し、預入れ、振込<u>み</u>の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当会からの利子の支払<u>い</u>に<u>かか</u>るものを除きます。) <u>(2)</u> 貯金者等(休眠預金等活用法第<u>2</u>条第<u>3</u>項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に<u>かか</u>る債権を有する者を指し、以下、「<u>貯金者等</u>」といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第<u>3</u>条第<u>1</u>項に<u>基</u>づく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り。) <u>a</u> (省略) <u>b</u> 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に<u>基</u>づく通知を受け取る住所地 <u>(3)</u> 貯金者等からの申し出に<u>基</u>づく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと <u>(4)</u> 貯金者等からの申し出に<u>基</u>づく自動継続貯金の継続中止登録があったこと <u>13. 休眠預金等活用法にかかる最終異動日等</u> (1) (省略) <u>a</u> (省略) <u>b</u> 将来における貯金に<u>かか</u>る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に<u>かか</u>る債権の行使が期待される日として次項において定める日 <u>c</u> 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第<u>3</u>条第<u>2</u>項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から<u>1</u>か月を経過した場合(<u>1</u>か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除<u>き</u>ます。)に限り。) <u>d</u> この貯金が休眠預金等活用法第<u>2</u>条第<u>2</u>項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 第<u>1</u>項<u>b</u>において、将来における貯金に<u>かか</u>る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に<u>かか</u>る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>(a)</u> (省略) <u>(b)</u> 当会が貯金者等に対して休眠預金活用法第<u>3</u>条第<u>2</u>項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から<u>1</u>か月を経過した場合(<u>1</u>か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除<u>き</u>ます。)に限り。) <u>c</u> 法令、法令に<u>基</u>づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払<u>い</u>が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。 <u>d</u> この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと、当該手続<u>き</u>が終了した日。	(3) 第<u>1</u>項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 <u>①</u> (省略) <u>②</u> (省略) (4) 第<u>1</u>項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。 <u>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</u> 当会は、この貯金について、以下の事由を<u>(追加)</u>民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律<u>(追加)</u>(以下<u>(追加)</u>「休眠預金等活用法」とい<u>う</u>。)に<u>もと</u>づく異動事由として取り扱います。 <u>①</u> 引出し、預入れ、振込<u>(追加)</u>の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当会からの利子の支払<u>(追加)</u>に<u>係</u>るものを除きます。) <u>②</u> 貯金者等(休眠預金等活用法第<u>2</u>条第<u>3</u>項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に<u>係</u>る債権を有する者を指し、以下<u>(追加)</u>貯金者等<u>(追加)</u>といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第<u>3</u>条第<u>1</u>項に<u>もと</u>づく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り。) <u>A</u> (省略) <u>B</u> 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に<u>もと</u>づく通知を受け取る住所地 <u>③</u> 貯金者等からの申し出に<u>もと</u>づく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと <u>④</u> 貯金者等からの申し出に<u>もと</u>づく自動継続貯金の継続中止登録があったこと <u>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</u> (1) (省略) <u>①</u> (省略) <u>②</u> 将来における貯金に<u>係</u>る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に<u>係</u>る債権の行使が期待される日として次項において定める日 <u>③</u> 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第<u>3</u>条第<u>2</u>項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から<u>1</u>か月を経過した場合(<u>1</u>か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除<u>く</u>。)に限り。) <u>④</u> この貯金が休眠預金等活用法第<u>2</u>条第<u>2</u>項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 第<u>1</u>項第<u>2号</u>において、将来における貯金に<u>係</u>る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に<u>係</u>る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 <u>①</u> (省略) <u>②</u> (省略) <u>A</u> (省略) <u>B</u> 当会が貯金者等に対して休眠預金活用法第<u>3</u>条第<u>2</u>項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から<u>1</u>か月を経過した場合(<u>1</u>か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除<u>く</u>。)に限り。) <u>③</u> 法令、法令に<u>もと</u>づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払<u>(追加)</u>が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。 <u>④</u> この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと、当該手続<u>(追加)</u>が終了した日。 <u>⑤</u> 法令または契約に<u>もと</u>づく振込<u>(追加)</u>の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または

新	旧
<u>e</u> 法令または契約に<u>基</u>づく振込<u>み</u>の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限り、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。 14 休眠預金等代替金に関する取扱い (1) この貯金について長期間取引がない場合、休眠預金等活用法に<u>基</u>づきこの貯金に<u>かか</u>る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じてこの貯金に<u>かか</u>る休眠預金等代替金債権の支払<u>い</u>を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払<u>い</u>を受けることができます。 (3) 貯金者等は、第 <u>1</u> 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 <u>7</u> 条第 <u>2</u> 項による申 <u>し</u> 出および支払<u>い</u>の請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。 <u>a</u> この貯金に<u>かか</u>る休眠預金等代替金の支払<u>い</u>を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第 <u>3</u> 項による休眠預金等代替金の支払<u>い</u>を請求することを約します。 <u>a</u> 当会がこの貯金に<u>かか</u>る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること <u>b</u> 前項に<u>基</u>づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと (5) 本条については、休眠預金等活用法に<u>基</u>づきこの貯金に<u>かか</u>る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。 15 規定の変更等 (省略)	予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限り、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。 14. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (1) この貯金について長期間取引がない場合、休眠預金等活用法に<u>もと</u>づきこの貯金に<u>係</u>る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じてこの貯金に<u>係</u>る休眠預金等代替金債権の支払 <u>(追加)</u>を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払 <u>(追加)</u>を受けることができます。 (3) 貯金者等は、第 <u>1</u> 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 <u>7</u> 条第 <u>2</u> 項による申 <u>(追加)</u> 出および支払 <u>(追加)</u> の請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。 <u>①</u> この貯金に<u>係</u>る休眠預金等代替金の支払 <u>(追加)</u>を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第 <u>3</u> 項による休眠預金等代替金の支払 <u>(追加)</u>を請求することを約します。 <u>①</u> 当会がこの貯金に<u>係</u>る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること <u>②</u> 前項に<u>もと</u>づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと (5) 本条については、休眠預金等活用法に<u>もと</u>づきこの貯金に<u>係</u>る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。 15. (規定の変更等) (省略)

以 上
(2026 年 10 月 1 日現在)

以 上
(2024 年 4 月 1 日現在)

新	旧
定期積金規定	定期積金規定
1 掛金の払込み 定期積金（以下、「この積金」といいます。）は、通帳または証書に記載の約定の払込日に掛金を払<u>い</u>込みください。払込みのときは必ず通帳または証書を持参してください。	1.（掛金の払込み） 定期積金（以下、「この積金」といいます。）は、通帳または証書に記載の約定の払込日に掛金を払（<u>追加</u>）込みください。払込みのときは必ず通帳または証書を持参してください。
2 口座振替による掛金の払込み (1) この積金は、あらかじめ指定された貯金口座からの振替により掛金を払い込むことができます。この場合は、あらかじめ当会所定の書面によって当店に届<u>け</u>出てください。 (2) この貯金の掛込日（掛込日が休日の場合は、翌営業日）に、掛込口座欄で指定する口座から、積金契約者へ通知することなく、掛込額を引落しのうえ掛込<u>み</u>を行います。この場合、貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出<u>し</u>は行いません。 掛込日において、掛込額が振替口座から払い戻すことのできる金額（振替条件で「貸越が発生しても掛込」を指定したときは、当座貸越を利用できる金額を含<u>みます</u>。）を超えるときは、掛込日から <u>7</u> 営業日までの期間に限り前項と同様に掛込を行います。また、<u>7</u> 営業日を超えて掛込ができなかった場合は、積金契約者へ通知することなく当該掛込を中止します。ただし、2021 年 10 月 1 日以降、新たに口座を開設もしくは再契約した積金については、次回以降の掛込日に中止した掛込分を含め振替口座から掛込を行います。なお、その場合には、掛込日が古いものから順に掛込額単位で掛込を行います。 (3) 定期積金口座振替契約は、定期積金口座振替依頼書の掛込口座欄で指定される貯金が解約されたとき、または積金契約者から書面の届（<u>削除</u>）出を受けて、掛込方法が口座振替から他の方法に変更されたときに終了するものとします。 なお、自動再契約の特約により再契約する定期積金の掛金についても、同様に口座振替を行います。	2.（口座振替による掛金の払込み） (1) この積金は、あらかじめ指定された貯金口座からの振替により掛金を払い込むことができます。この場合は、あらかじめ当会所定の書面によって当店に届（<u>追加</u>）出てください。 (2) この貯金の掛込日（掛込日が休日の場合は、翌営業日）に、掛込口座欄で指定する口座から、積金契約者へ通知することなく、掛込額を引落しのうえ掛込（<u>追加</u>）を行います。この場合、貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出（<u>追加</u>）は行いません。 掛込日において、掛込額が振替口座から払い戻すことのできる金額（振替条件で「貸越が発生しても掛込」を指定したときは、当座貸越を利用できる金額を含<u>む</u>。）を超えるときは、掛込日から <u>7</u> 営業日までの期間に限り前項と同様に掛込を行います。また、<u>7</u> 営業日を超えて掛込ができなかった場合は、積金契約者へ通知することなく当該掛込を中止します。ただし、2021 年 10 月 1 日以降、新たに口座を開設もしくは再契約した積金については、次回以降の掛込日に中止した掛込分を含め振替口座から掛込を行います。なお、その場合には、掛込日が古いものから順に掛込額単位で掛込を行います。 (3) 定期積金口座振替契約は、定期積金口座振替依頼書の掛込口座欄で指定される貯金が解約されたとき、または積金契約者から書面の届<u>け</u>出を受けて、掛込方法が口座振替から他の方法に変更されたときに終了するものとします。 なお、自動再契約の特約により再契約する定期積金の掛金についても、同様に口座振替を行います。
3 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受<u>け</u>入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受<u>け</u>入れた証券類が不渡りとなったときは積金になりません。不渡りとなった証券類は、この積金が通帳扱いのときは、この積金の通帳の当該受入れの記載を取<u>り</u>消したうえ、この積金が証書扱いのときは、この積金の証書と引換えに、当店で返却します。	3.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受（<u>追加</u>）入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受（<u>追加</u>）入れた証券類が不渡りとなったときは積金になりません。不渡りとなった証券類は、この積金が通帳扱いのときは、この積金の通帳の当該受入れの記載を取（<u>追加</u>）消したうえ、この積金が証書扱いのときは、この積金の証書と引換えに、当店で返却します。
4 給付契約金の支払時期 （省略）	4.（給付契約金の支払時期） （省略）
5 払込みの延滞 （省略）	5.（払込みの延滞） （省略）
6 給付補てん金等の計算 (1) （省略） (2) （省略） <u>a</u> （省略） <u>b</u> 当会がやむをえないものと認めて満期日前に解約するときおよび第 <u>12</u> 条第 <u>3</u> 項の規定により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通貯金利率によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。 <u>c</u> この計算の単位は <u>1</u> 円とします。	6.（給付補てん金等の計算） (1) （省略） (2) （省略） ① （省略） ② 当会がやむをえないものと認めて満期日前に解約するときおよび第 <u>1 2</u> 条第 <u>3</u> 項の規定により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通貯金利率によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。 ③ この計算の単位は <u>1</u> 円とします。
7 先掛割引金の計算等 (1) この積金の掛金が通帳または証書に記載の約定の掛込日前に払<u>い</u>込まれたときは、先掛割引金を通帳または	7.（先掛割引金の計算等） (1) この積金の掛金が通帳または証書に記載の約定の掛込日前に払（<u>追加</u>）込まれたときは、先掛割引金を通帳ま

新	旧
証書に記載の約定の利回りに準じて計算します。この場合、先掛日数の計算は、先掛累積積数と延滞累積積数を相殺し、差引積数を掛込残高で除算し、先掛猶予日数（<u>7</u>日）より大きいものに限りします。 (2) （省略） 8 自動処理の特約 この積金は満期日が到来したときの自動処理について、自動満期処理の特約および自動再契約の特約を申<u>し</u>出により付すことができます。ただし、自動満期処理の特約は単独でも付すことができますが、自動再契約の特約は自動満期処理の特約とセットでの申し込みとなります。この自動処理は、払込<u>み</u>の遅延等により満期日が繰延べされていないものに限りします。 9 自動満期処理の特約 前記第<u>8</u>条により、自動満期処理の特約の申<u>し</u>出があった場合は、この積金を満期日（満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日）に自動的に解約し、給付契約金（税引後）の全額についてあらかじめ指定を受けた次の内容により取<u>り</u>扱います。 (1) （省略） <u>a</u> （省略） <u>b</u> 通帳扱いの定期貯金へ預入れする場合は、既に発行されている総合口座通帳および定期貯金通帳への預入<u>れ</u>とします。 <u>c</u> （省略） <u>d</u> （省略） (2) （省略） <u>a</u> （省略） <u>b</u> 預入金額は、給付契約金（税引後）金額または前記第<u>1</u>項<u>c</u>の指定により定期貯金を作成した場合の残額とします。 (3) 自動的に解約し、指定された貯金に振<u>り</u>替えられた後は、この積金を証書でご利用のときは、証書は無効になりますので、直ちに当店に返却してください。また、この積金を通帳でご利用のときは、満期日以後に解約明細を記帳いたしますので、通帳を提示してください。 (4) この積金の満期繰延べがあったときは、自動処理の対象外とし、以後この自動満期処理の特約は解約されたものとして取<u>り</u>扱います。 10 自動再契約の特約 (1) 前記第<u>8</u>条により、自動再契約の特約の申<u>し</u>出があった場合は、この積金の満期日に自動的にこの積金と同一の契約条件により新規に定期積金の契約をするものとし、以後も同様とします。ただし、当初契約日の応当日より約定の掛込日が遅い場合、満期日は約定の掛込日の応当日となるため、<u>2</u>回次以降の契約日は当初契約日の応当日と異なり、約定の掛込日の応当日となります。 (2) （省略） (3) （省略） (4) この積金の満期繰延べがあったときは、自動処理の対象外とし、以後この自動再契約の特約は解約されたものとして取<u>り</u>扱います。 11 満期日以後の利息 （省略） 12 解約 (1) （省略） (2) 前項の解約の手続<u>き</u>に加え、当該積金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため	たは証書に記載の約定の利回りに準じて計算します。この場合、先掛日数の計算は、先掛累積積数と延滞累積積数を相殺し、差引積数を掛込残高で除算し、先掛猶予日数（<u>7</u>日）より大きいものに限りします。 (2) （省略） 8.（自動処理の特約） この積金は満期日が到来したときの自動処理について、自動満期処理の特約および自動再契約の特約を申（<u>追加</u>）出により付すことができます。ただし、自動満期処理の特約は単独でも付すことができますが、自動再契約の特約は自動満期処理の特約とセットでの申し込みとなります。この自動処理は、払込（<u>追加</u>）の遅延等により満期日が繰延べされていないものに限りします。 9.（自動満期処理の特約） 前記第<u>8</u>条により、自動満期処理の特約の申（<u>追加</u>）出があった場合は、この積金を満期日（満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日）に自動的に解約し、給付契約金（税引後）の全額についてあらかじめ指定を受けた次の内容により取（<u>追加</u>）扱います。 (1) （省略） <u>①</u> （省略） <u>②</u> 通帳扱いの定期貯金へ預入れする場合は、既に発行されている総合口座通帳および定期貯金通帳への預入（<u>追加</u>）とします。 <u>③</u> （省略） <u>④</u> （省略） (2) （省略） <u>①</u> （省略） <u>②</u> 預入金額は、給付契約金（税引後）金額または前記第<u>1</u>項<u>第3号</u>の指定により定期貯金を作成した場合の残額とします。 (3) 自動的に解約し、指定された貯金に振（<u>追加</u>）替えられた後は、この積金を証書でご利用のときは、証書は無効になりますので、直ちに当店に返却してください。また、この積金を通帳でご利用のときは、満期日以後に解約明細を記帳いたしますので、通帳を提示してください。 (4) この積金の満期繰延べがあったときは、自動処理の対象外とし、以後この自動満期処理の特約は解約されたものとして取（<u>追加</u>）扱います。 10.（自動再契約の特約） (1) 前記第<u>8</u>条により、自動再契約の特約の申（<u>追加</u>）出があった場合は、この積金の満期日に自動的にこの積金と同一の契約条件により新規に定期積金の契約をするものとし、以後も同様とします。ただし、当初契約日の応当日より約定の掛込日が遅い場合、満期日は約定の掛込日の応当日となるため、<u>2</u>回次以降の契約日は当初契約日の応当日と異なり、約定の掛込日の応当日となります。 (2) （省略） (3) （省略） (4) この積金の満期繰延べがあったときは、自動処理の対象外とし、以後この自動再契約の特約は解約されたものとして取（<u>追加</u>）扱います。 11.（満期日以後の利息） （省略） 12.（解 約） (1) （省略） (2) 前項の解約の手続（<u>追加</u>）に加え、当該積金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認する

新	旧
当会所定の本人確認資料の提示等の手続<u>き</u>を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。 (3) この積金は、<u>a</u>、<u>b(a)</u>から<u>(f)</u>および<u>c(a)</u>から<u>(e)</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>a</u>、<u>b(a)</u>から<u>(f)</u>または<u>c(a)</u>から<u>(e)</u>の一にでも該当する場合には、当会はこの積金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、積金契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの積金を解約することができるものとします。 <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>(a)</u> 暴力団 <u>(b)</u> 暴力団員 <u>(c)</u> 暴力団準構成員 <u>(d)</u> 暴力団関係企業 <u>(e)</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 <u>(f)</u> その他前各号に準ずる者 <u>c</u> (省略) <u>(a)</u> 暴力的な要求行為 <u>(b)</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為 <u>(c)</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 <u>(d)</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 <u>(e)</u> その他前各号に準ずる行為 <u>13 届出事項の変更、通帳・証書の再発行等</u> (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届<u>け</u>出てください。 (2) (省略) (3) 通帳・証書または印章を失った場合の給付契約金等の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当会所定の手続<u>き</u>をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 <u>14 成年後見人等の届出</u> (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届<u>け</u>出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届<u>け</u>出てください。 (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前 <u>2</u> 項と同様に、当店に届<u>け</u>出てください。 (4) 前 <u>3</u> 項の届出事項に取消<u>し</u>または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届<u>け</u>出てください。 (5) 前 <u>4</u> 項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>15 印鑑照合</u> 定期積金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取<u>り</u>扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、積金契約者が個人である場合には、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。	ため当会所定の本人確認資料の提示等の手続<u>(追加)</u>を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。 (3) この積金は、<u>第1号</u>、<u>第2号A</u>から<u>F</u>および<u>第3号A</u>から<u>E</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第1号</u>、<u>第2号A</u>から<u>F</u>または<u>第3号A</u>から<u>E</u>の一にでも該当する場合には、当会はこの積金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、積金契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの積金を解約することができるものとします。 <u>①</u> (省略) <u>②</u> (省略) <u>A</u> 暴力団 <u>B</u> 暴力団員 <u>C</u> 暴力団準構成員 <u>D</u> 暴力団関係企業 <u>E</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 <u>F</u> その他前各号に準ずる者 <u>③</u> (省略) <u>A</u> 暴力的な要求行為 <u>B</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為 <u>C</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 <u>D</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 <u>E</u> その他前各号に準ずる行為 <u>13. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</u> (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届<u>(追加)</u>出てください。 (2) (省略) (3) 通帳・証書または印章を失った場合の給付契約金等の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当会所定の手続<u>(追加)</u>をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 <u>14. (成年後見人等の届出)</u> (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届<u>(追加)</u>出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届<u>(追加)</u>出てください。 (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前 <u>2</u> 項と同様に、当店に届<u>(追加)</u>出てください。 (4) 前 <u>3</u> 項の届出事項に取消<u>(追加)</u>または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届<u>(追加)</u>出てください。 (5) 前 <u>4</u> 項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>15. (印鑑照合)</u> 定期積金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取<u>(追加)</u>扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、積金契約者が個人である場合には、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

新	旧
<u>16 盗難通帳・証書による払戻し等</u> (1) (省略) <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>c</u> (省略) (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが積金契約者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを積金契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息相当額ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、積金契約者に過失（重過失を除<u>きます</u>。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の<u>4</u>分の<u>3</u>に相当する金額を補てんするものとします。 (3) 前<u>2</u>項の規定は、第<u>1</u>項にかかる当会への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、<u>2</u>年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 (4) 第<u>2</u>項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。 <u>a</u> (省略) <u>(a)</u> (省略) <u>(b)</u> (省略) <u>(c)</u> (省略) <u>b</u> (省略) (5) 当会が当該積金について積金契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第<u>1</u>項に<u>基</u>づく補てんの請求には応じることはできません。また、積金契約者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 (6) 当会が第<u>2</u>項の規定に<u>基</u>づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該積金にかかる払戻請求権は消滅します。 (7) 当会が第<u>2</u>項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して積金契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。 <u>17 譲渡、質入れの禁止</u> (省略) <u>18 通知等</u> (省略) <u>19 保険事故発生時における積金契約者からの相殺</u> (1) (省略) (2) (省略) <u>a</u> 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当会に提出してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務<u>から相殺されるものとします。また、この積金で担保される</u>債務が第三者の当会に対する債務である場合には積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。 <u>b</u> (省略)	<u>16. (盗難通帳・証書による払戻し等)</u> (1) (省略) <u>①</u> (省略) <u>②</u> (省略) <u>③</u> (省略) (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが積金契約者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを積金契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息相当額ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、積金契約者に過失（重過失を除<u>く</u>。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の<u>4</u>分の<u>3</u>に相当する金額を補てんするものとします。 (3) 前<u>2</u>項の規定は、第<u>1</u>項にかかる当会への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、<u>2</u>年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 (4) 第<u>2</u>項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。 <u>①</u> (省略) <u>A</u> (省略) <u>B</u> (省略) <u>C</u> (省略) <u>②</u> (省略) (5) 当会が当該積金について積金契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第<u>1</u>項に<u>もと</u>づく補てんの請求には応じることはできません。また、積金契約者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 (6) 当会が第<u>2</u>項の規定に<u>もと</u>づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該積金にかかる払戻請求権は消滅します。 (7) 当会が第<u>2</u>項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して積金契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。 <u>17. (譲渡、質入れの禁止)</u> (省略) <u>18. (通知等)</u> (省略) <u>19. (保険事故発生時における積金契約者からの相殺)</u> (1) (省略) (2) (省略) <u>①</u> 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当会に提出してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務<u>または当該</u>債務が第三者の当会に対する債務である場合には積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。 <u>②</u> (省略)

新	旧
<u>c</u> <u>a</u>による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3) 第<u>1</u>項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) (4) 第<u>1</u>項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。 <u>20 休眠預金等活用法にかかる異動事由</u> 当会は、この積金について、以下の事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、「休眠預金等活用法」といいます。)に<u>基</u>づく異動事由として取り扱います。 <u>(1)</u> 引出し、預入れ、振込<u>み</u>の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により積金額に異動があったこと(当会からの利子の支払<u>い</u>に<u>か</u>かるものを除きます。) <u>(2)</u> 積金契約者等(休眠預金等活用法第<u>2</u>条第<u>3</u>項に定義される積金契約者のほか相続人等の貯金等に<u>か</u>かる債権を有する者を指し、以下、「積金契約者等」といいます。)から、この積金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この積金が休眠預金等活用法第<u>3</u>条第<u>1</u>項に<u>基</u>づく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。) <u>a</u> (省略) <u>b</u> 積金契約者等が公告の前の休眠預金等活用法に<u>基</u>づく通知を受け取る住所地 <u>(3)</u> 積金契約者等からの申し出に<u>基</u>づく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと <u>(4)</u> 積金契約者等からの申し出に<u>基</u>づく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと <u>a</u> 取引店舗の変更 <u>b</u> 相続等による口座名義人の変更 <u>21 休眠預金等活用法にかかる最終異動日等</u> (1) (省略) <u>a</u> (省略) <u>b</u> 将来における積金に<u>か</u>かる債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、積金に<u>か</u>かる債権の行使が期待される日として次項において定める日 <u>c</u> 当会が積金契約者等に対して休眠預金等活用法第<u>3</u>条第<u>2</u>項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が積金契約者等に到達した場合または当該通知を発した日から<u>1</u>か月を経過した場合(<u>1</u>か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が積金契約者等の意思によらないで返送されたときを除<u>きます</u>。)に限ります。 <u>d</u> この積金が休眠預金等活用法第<u>2</u>条第<u>2</u>項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 第<u>1</u>項 <u>b</u>において、将来における積金に<u>か</u>かる債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、積金に<u>か</u>かる債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 <u>a</u> (省略) <u>b</u> 法令、法令に<u>基</u>づく命令もしくは措置または契約により、この積金について支払<u>い</u>が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。 <u>c</u> この積金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと、当該手続<u>き</u>が終了した日。 <u>d</u> 法令または契約に<u>基</u>づく振込<u>み</u>の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと(ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。)、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。	<u>③</u> <u>第1号</u>による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3) 第<u>1</u>項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 <u>①</u> (省略) <u>②</u> (省略) (4) 第<u>1</u>項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。 <u>20. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</u> 当会は、この積金について、以下の事由を(<u>追加</u>)民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 (<u>追加</u>) (以下 (<u>追加</u>)「休眠預金等活用法」とい<u>う</u>。)に<u>も</u>とづく異動事由として取り扱います。 <u>①</u> 引出し、預入れ、振込 (<u>追加</u>) の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により積金額に異動があったこと(当会からの利子の支払 (<u>追加</u>) に<u>係</u>るものを除きます。) <u>②</u> 積金契約者等(休眠預金等活用法第<u>2</u>条第<u>3</u>項に定義される積金契約者のほか相続人等の貯金等に<u>係</u>る債権を有する者を指し、以下 (<u>追加</u>) 積金契約者等 (<u>追加</u>) といいます。)から、この積金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この積金が休眠預金等活用法第<u>3</u>条第<u>1</u>項に<u>も</u>とづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。) <u>A</u> (省略) <u>B</u> 積金契約者等が公告の前の休眠預金等活用法に<u>も</u>とづく通知を受け取る住所地 <u>③</u> 積金契約者等からの申し出に<u>も</u>とづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと <u>④</u> 積金契約者等からの申し出に<u>も</u>とづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと <u>A</u> 取引店舗の変更 <u>B</u> 相続等による口座名義人の変更 <u>21. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</u> (1) (省略) <u>①</u> (省略) <u>②</u> 将来における積金に<u>係</u>る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、積金に<u>係</u>る債権の行使が期待される日として次項において定める日 <u>③</u> 当会が積金契約者等に対して休眠預金等活用法第<u>3</u>条第<u>2</u>項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が積金契約者等に到達した場合または当該通知を発した日から<u>1</u>か月を経過した場合(<u>1</u>か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が積金契約者等の意思によらないで返送されたときを除<u>く</u>。)に限ります。 <u>④</u> この積金が休眠預金等活用法第<u>2</u>条第<u>2</u>項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 第<u>1</u>項 <u>第2号</u>において、将来における積金に<u>係</u>る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、積金に<u>係</u>る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 <u>①</u> (省略) <u>②</u> 法令、法令に<u>も</u>とづく命令もしくは措置または契約により、この積金について支払 (<u>追加</u>) が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。 <u>③</u> この積金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと、当該手続 (<u>追加</u>) が終了した日。 <u>④</u> 法令または契約に<u>も</u>とづく振込 (<u>追加</u>) の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと(ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。)、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

新	旧
<u>22 休眠預金等代替金に関する取扱い</u> (1) この積金について長期間取引がない場合、休眠預金等活用法に<u>基</u>づきこの積金に<u>かかる</u>債権は消滅し、積金契約者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 (2) 前項の場合、積金契約者等は、当会を通じてこの積金に<u>かかる</u>休眠預金等代替金債権の支払<u>い</u>を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、積金契約者等は、当会に対して有していた積金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払<u>い</u>を受けることができます。 (3) 積金契約者等は、第 <u>1</u> 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 <u>7</u> 条第 <u>2</u> 項による申 <u>し</u> 出および支払<u>い</u>の請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。 <u>a</u> この積金に<u>かかる</u>休眠預金等代替金の支払<u>い</u>を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、積金契約者等に代わって第 <u>3</u> 項による休眠預金等代替金の支払<u>い</u>を請求することを約します。 <u>a</u> 当会がこの積金に<u>かかる</u>休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること <u>b</u> 前項に<u>基</u>づく取扱いを行う場合には、積金契約者等が当会に対して有していた積金債権を取得する方法によって支払うこと (5) 本条については、休眠預金等活用法に<u>基</u>づきこの積金に<u>かかる</u>債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。 <u>23 規定の変更等</u> (省略) 以 上 (<u>2026 年 10 月 1 日現在</u>)	<u>22. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</u> (1) この積金について長期間取引がない場合、休眠預金等活用法に<u>もと</u>づきこの積金に<u>係る</u>債権は消滅し、積金契約者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 (2) 前項の場合、積金契約者等は、当会を通じてこの積金に<u>係る</u>休眠預金等代替金債権の支払 <u>(追加)</u>を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、積金契約者等は、当会に対して有していた積金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払 <u>(追加)</u>を受けることができます。 (3) 積金契約者等は、第 <u>1</u> 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 <u>7</u> 条第 <u>2</u> 項による申 <u>(追加)</u> 出および支払 <u>(追加)</u> の請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。 <u>①</u> この積金に<u>係る</u>休眠預金等代替金の支払 <u>(追加)</u>を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、積金契約者等に代わって第 <u>3</u> 項による休眠預金等代替金の支払 <u>(追加)</u>を請求することを約します。 <u>①</u> 当会がこの積金に<u>係る</u>休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること <u>②</u> 前項に<u>もと</u>づく取扱いを行う場合には、積金契約者等が当会に対して有していた積金債権を取得する方法によって支払うこと (5) 本条については、休眠預金等活用法に<u>もと</u>づきこの積金に<u>係る</u>債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。 <u>23. (規定の変更等)</u> (省略) 以 上 (<u>2025 年 8 月 1 日現在</u>)

新	旧
通知貯金規定 1 貯金の支払時期等 (1) この貯金は、預入日から <u>7</u> 日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。 (2) 第 <u>4</u> 条第 <u>3</u> 項による場合を除き、この貯金の解約にあたっては、解約する日の <u>2</u> 日前までに通知を必要とします。 2 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受<u>け</u>入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受<u>け</u>入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取<u>り</u>消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 3 利息 (1) (省略) (2) (省略) (3) この貯金の付利単位は <u>1</u> 円とします。 4 貯金の解約 (1) (省略) (2) 前項の解約の手続<u>き</u>に加え、当該貯金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続<u>き</u>を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。 (3) この貯金は、<u>a</u>、<u>b(a)</u>から<u>(f)</u>および<u>c(a)</u>から<u>(e)</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>a</u>、<u>b(a)</u>から<u>(f)</u>または<u>c(a)</u>から<u>(e)</u>の一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>(a)</u> 暴力団 <u>(b)</u> 暴力団員 <u>(c)</u> 暴力団準構成員 <u>(d)</u> 暴力団関係企業 <u>(e)</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 <u>(f)</u> その他前各号に準ずる者 <u>c</u> (省略) <u>(a)</u> 暴力的な要求行為 <u>(b)</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為 <u>(c)</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 <u>(d)</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 <u>(e)</u> その他前各号に準ずる行為 5 届出事項の変更、通帳・証書の再発行等 (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届<u>け</u>出てください。	通知貯金規定 1. (貯金の支払時期等) (1) この貯金は、預入日から <u>7</u> 日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。 (2) 第 <u>4</u> 条第 <u>3</u> 項による場合を除き、この貯金の解約にあたっては、解約する日の <u>2</u> 日前までに通知を必要とします。 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受 <u>(追加)</u> 入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受 <u>(追加)</u> 入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取 <u>(追加)</u> 消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。 3. (利 息) (1) (省略) (2) (省略) (3) この貯金の付利単位は <u>1</u> 円とします。 4. (貯金の解約) (1) (省略) (2) 前項の解約の手続 <u>(追加)</u> に加え、当該貯金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続 <u>(追加)</u> を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。 (3) この貯金は、<u>第 1 号</u>、<u>第 2 号 A</u>から<u>F</u>および<u>第 3 号 A</u>から<u>E</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第 1 号</u>、<u>第 2 号 A</u>から<u>F</u>または<u>第 3 号 A</u>から<u>E</u>の一にでも該当する場合には、当会はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。 <u>①</u> (省略) <u>②</u> (省略) <u>A</u> 暴力団 <u>B</u> 暴力団員 <u>C</u> 暴力団準構成員 <u>D</u> 暴力団関係企業 <u>E</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 <u>F</u> その他前各号に準ずる者 <u>③</u> (省略) <u>A</u> 暴力的な要求行為 <u>B</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為 <u>C</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 <u>D</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 <u>E</u> その他前各号に準ずる行為 5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等) (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届 <u>(追加)</u> 出てください。

新	旧
(2) (省略) (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当会所定の手続<u>き</u>をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 <u>6 成年後見人等の届出</u> (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届<u>け</u>出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届<u>け</u>出てください。 (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前 <u>2</u> 項と同様に、当店に届<u>け</u>出てください。 (4) 前 <u>3</u> 項の届出事項に取消<u>し</u>または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届<u>け</u>出てください。 (5) 前 <u>4</u> 項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>7 印鑑照合</u> 通知貯金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取<u>り</u>扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。 <u>8 盗難通帳・証書による払戻し等</u> (1) (省略) <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>c</u> (省略) (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除<u>きます</u>。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の <u>4</u> 分の <u>3</u> に相当する金額を補てんするものとします。 (3) 前 <u>2</u> 項の規定は、第 <u>1</u> 項にかかる当会への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、<u>2</u> 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 (4) 第 <u>2</u> 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。 <u>a</u> (省略) <u>(a)</u> (省略) <u>(b)</u> (省略) <u>(c)</u> (省略) <u>b</u> (省略) (5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 <u>1</u> 項に<u>基</u>づく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償	(2) (省略) (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当会所定の手続 <u>(追加)</u> をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 <u>6. (成年後見人等の届出)</u> (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届 <u>(追加)</u> 出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届 <u>(追加)</u> 出てください。 (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前 <u>2</u> 項と同様に、当店に届 <u>(追加)</u> 出てください。 (4) 前 <u>3</u> 項の届出事項に取消 <u>(追加)</u> または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届 <u>(追加)</u> 出てください。 (5) 前 <u>4</u> 項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>7. (印鑑照合)</u> 通知貯金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取 <u>(追加)</u> 扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。 <u>8. (盗難通帳・証書による払戻し等)</u> (1) (省略) <u>①</u> (省略) <u>②</u> (省略) <u>③</u> (省略) (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除<u>く</u>。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の <u>4</u> 分の <u>3</u> に相当する金額を補てんするものとします。 (3) 前 <u>2</u> 項の規定は、第 <u>1</u> 項にかかる当会への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、<u>2</u> 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 (4) 第 <u>2</u> 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。 <u>①</u> (省略) <u>A</u> (省略) <u>B</u> (省略) <u>C</u> (省略) <u>②</u> (省略) (5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 <u>1</u> 項に<u>もと</u>づく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

新	旧
または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 (6) 当会が第 <u>2</u> 項の規定に<u>基</u>づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。 (7) 当会が第 <u>2</u> 項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。 <u>9 譲渡、質入れの禁止</u> (省略) <u>10 通知等</u> (省略) <u>11 保険事故発生時における貯金者からの相殺</u> (1) 第 <u>1</u> 条にかかわらず、この貯金は、満期日が未到来であっても、当会に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当会に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当会に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当会に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。 (2) (省略) <u>a</u> 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務<u>から相殺されるものとします。また、この貯金で担保される</u>債務が第三者の当会に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。 <u>b</u> (省略) <u>c</u> <u>a</u> による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3) 第 <u>1</u> 項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 <u>a</u> (省略) <u>b</u> 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日までとして、利率、料率は当会の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、<u>当会</u>の定めによるものとします。 (4) 第 <u>1</u> 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。 <u>12 休眠預金等活用法にかかる異動事由</u> 当会は、この貯金について、以下の事由を「<u>民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律</u>」(以下、「<u>休眠預金等活用法</u>」<u>とい</u>います。)に<u>基</u>づく異動事由として取り扱います。 <u>(1)</u> 引出し、預入れ、振込<u>み</u>の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当会からの利子の支払<u>い</u>に<u>か</u>かるものを除きます。) <u>(2)</u> 貯金者等(休眠預金等活用法第 <u>2</u> 条第 <u>3</u> 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に<u>か</u>かる債権を有する者を指し、以下、「<u>貯金者等</u>」<u>と</u>いいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第 <u>3</u> 条第 <u>1</u> 項に<u>基</u>づく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限りま<u>す</u>。) <u>a</u> (省略)	(6) 当会が第 <u>2</u> 項の規定に<u>もと</u>づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。 (7) 当会が第 <u>2</u> 項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。 <u>9. (譲渡、質入れの禁止)</u> (省略) <u>10. (通知等)</u> (省略) <u>11. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)</u> (1) 第 <u>1</u> 条にかかわらず、この貯金は、満期日が未到来であっても、当会に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当会に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当会に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当会に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。 (2) (省略) <u>①</u> 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務<u>または当該</u>債務が第三者の当会に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。 <u>②</u> (省略) <u>③</u> <u>第 1 号</u>による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3) 第 <u>1</u> 項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 <u>①</u> (省略) <u>②</u> 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日までとして、利率、料率は当会の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、<u>(追加)</u> 当会の定めによるものとします。 (4) 第 <u>1</u> 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。 <u>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</u> 当会は、この貯金について、以下の事由を <u>(追加)</u> 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 <u>(追加)</u> (以下 <u>(追加)</u> 「<u>休眠預金等活用法</u>」<u>とい</u>う。)に<u>もと</u>づく異動事由として取り扱います。 <u>①</u> 引出し、預入れ、振込 <u>(追加)</u> の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当会からの利子の支払 <u>(追加)</u> に<u>係</u>るものを除きます。) <u>②</u> 貯金者等(休眠預金等活用法第 <u>2</u> 条第 <u>3</u> 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に<u>係</u>る債権を有する者を指し、以下 <u>(追加)</u> 貯金者等 <u>(追加)</u> <u>と</u>いいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第 <u>3</u> 条第 <u>1</u> 項に<u>もと</u>づく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限りま<u>す</u>。) <u>A</u> (省略)

新	旧
<u>b</u> 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に<u>基</u>づく通知を受け取る住所地 <u>(3)</u> 貯金者等からの申し出に<u>基</u>づく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと <u>13 休眠預金等活用法にかかる最終異動日等</u> (1) (省略) <u>a</u> (省略) <u>b</u> 将来における貯金に<u>かかる</u>債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に<u>かかる</u>債権の行使が期待される日として次項において定める日 <u>c</u> 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第<u>3</u>条第<u>2</u>項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から<u>1</u>か月を経過した場合（<u>1</u>か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除<u>きます</u>。）に限りします。 <u>d</u> この貯金が休眠預金等活用法第<u>2</u>条第<u>2</u>項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 第<u>1</u>項<u>b</u>において、将来における貯金に<u>かかる</u>債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に<u>かかる</u>債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>(a)</u> (省略) <u>(b)</u> 当会が貯金者等に対して休眠預金活用法第<u>3</u>条第<u>2</u>項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から<u>1</u>か月を経過した場合（<u>1</u>か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除<u>きます</u>。）に限りします。 <u>c</u> 法令、法令に<u>基</u>づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払<u>い</u>が停止されたこと、当該支払停止が解除された日（<u>削除</u>） <u>d</u> この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続<u>き</u>が終了した日（<u>削除</u>） <u>e</u> 法令または契約に<u>基</u>づく振込<u>み</u>の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日（<u>削除</u>） <u>14 休眠預金等代替金に関する取扱い</u> (1) この貯金について長期間取引がない場合、休眠預金等活用法に<u>基</u>づきこの貯金に<u>かかる</u>債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じてこの貯金に<u>かかる</u>休眠預金等代替金債権の支払<u>い</u>を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払<u>い</u>を受けることができます。 (3) 貯金者等は、第<u>1</u>項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第<u>7</u>条第<u>2</u>項による申<u>し</u>出および支払<u>い</u>の請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。 <u>a</u> この貯金に<u>かかる</u>休眠預金等代替金の支払<u>い</u>を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第<u>3</u>項による休眠預金等代替金の支払<u>い</u>を請求することを約します。 <u>a</u> 当会がこの貯金に<u>かかる</u>休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること <u>b</u> 前項に<u>基</u>づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと	<u>B</u> 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に<u>もと</u>づく通知を受け取る住所地 <u>③</u> 貯金者等からの申し出に<u>もと</u>づく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと <u>13.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</u> (1) (省略) <u>①</u> (省略) <u>②</u> 将来における貯金に<u>係る</u>債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に<u>係る</u>債権の行使が期待される日として次項において定める日 <u>③</u> 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第<u>3</u>条第<u>2</u>項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から<u>1</u>か月を経過した場合（<u>1</u>か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除<u>く</u>。）に限りします。 <u>④</u> この貯金が休眠預金等活用法第<u>2</u>条第<u>2</u>項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 第<u>1</u>項<u>第2号</u>において、将来における貯金に<u>係る</u>債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に<u>係る</u>債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 <u>①</u> (省略) <u>②</u> (省略) <u>A</u> (省略) <u>B</u> 当会が貯金者等に対して休眠預金活用法第<u>3</u>条第<u>2</u>項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から<u>1</u>か月を経過した場合（<u>1</u>か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除<u>く</u>。）に限りします。 <u>③</u> 法令、法令に<u>もと</u>づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払（<u>追加</u>）が停止されたこと、当該支払停止が解除された日<u>。</u> <u>④</u> この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続（<u>追加</u>）が終了した日<u>。</u> <u>⑤</u> 法令または契約に<u>もと</u>づく振込（<u>追加</u>）の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日<u>。</u> <u>14.（休眠預金等代替金に関する取扱い）</u> (1) この貯金について長期間取引がない場合、休眠預金等活用法に<u>もと</u>づきこの貯金に<u>係る</u>債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じてこの貯金に<u>係る</u>休眠預金等代替金債権の支払（<u>追加</u>）を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払（<u>追加</u>）を受けることができます。 (3) 貯金者等は、第<u>1</u>項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第<u>7</u>条第<u>2</u>項による申（<u>追加</u>）出および支払（<u>追加</u>）の請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。 <u>①</u> この貯金に<u>係る</u>休眠預金等代替金の支払（<u>追加</u>）を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第<u>3</u>項による休眠預金等代替金の支払（<u>追加</u>）を請求することを約します。 <u>①</u> 当会がこの貯金に<u>係る</u>休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること <u>②</u> 前項に<u>もと</u>づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと

新	旧
(5) 本条については、休眠預金等活用法に<u>基</u>づきこの貯金に<u>かか</u>る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。 <u>15 規定の変更等</u> (省略) 以 上 (<u>2026 年 10 月 1 日現在</u>)	(5) 本条については、休眠預金等活用法に<u>もと</u>づきこの貯金に<u>係</u>る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。 <u>15. (規定の変更等)</u> (省略) 以 上 (<u>2022 年 4 月 1 日現在</u>)

新	旧
譲渡性貯金規定	譲渡性貯金規定
<u>1 貯金の支払時期</u> (省略)	<u>1. (貯金の支払時期)</u> (省略)
<u>2 利息</u> (1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書に記載の利率（以下、「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。ただし、預入日の<u>2</u>年後の応当日から預入日の<u>5</u>年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは、次によります。 <u>a</u> 預入日から満期日の<u>1</u>年前の応当日までの間に到来する預入日の<u>1</u>年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日から中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した利息（以下、「中間払利息」といいます。）を、中間利払日以後に支払います。なお、中間払利息を請求する場合には、当会所定の定期・譲渡性貯金中間利払利息請求書（以下、「中間払利息請求書」といいます。）に、届出の印章により記名押印して、この証書とともに証書に記載の取扱店に提出してください。 <u>b</u> 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差<u>し</u>引いた利息の残額は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。 (2) (省略) (3) (省略) (4) この貯金の付利単位は<u>1</u>円とし、<u>1</u>年を 365 日として日割で計算します。	<u>2. (利 息)</u> (1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書に記載の利率（以下、「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。ただし、預入日の<u>2</u>年後の応当日から預入日の<u>5</u>年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは、次によります。 <u>①</u> 預入日から満期日の<u>1</u>年前の応当日までの間に到来する預入日の<u>1</u>年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日から中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した利息（以下、「中間払利息」といいます。）を、中間利払日以後に支払います。なお、中間払利息を請求する場合には、当会所定の定期・譲渡性貯金中間利払利息請求書（以下、「中間払利息請求書」といいます。）に、届出の印章により記名押印して、この証書とともに証書に記載の取扱店に提出してください。 <u>②</u> 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差<u>(追加)</u>引いた利息の残額は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。 (2) (省略) (3) (省略) (4) この貯金の付利単位は<u>1</u>円とし、<u>1</u>年を 365 日として日割で計算します。
<u>3 譲渡</u> (1) (省略) (2) この貯金の譲渡に関する手続<u>き</u>は次によるものとします。 <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) (3) この貯金は、次の各号の一にでも該当する場合には、譲渡することができないものとし、次の各号の一にでも該当し、この貯金取引を継続することが不適切である場合には、当会は、この貯金の譲渡を認めず、この証書に譲渡についての確認印を押印しないことができます。ただし、貯金者または譲渡人が、譲渡の相手方が<u>b</u>または<u>c</u>に該当することを知らなかったことにつき重大な過失がなかったとき、ならびに、譲受人が、貯金者または譲渡人が次の各号に該当することを知らなかったことにつき重大な過失がなかったときは、この限りではありません。 <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>(a)</u> 暴力団 <u>(b)</u> 暴力団員 <u>(c)</u> 暴力団準構成員 <u>(d)</u> 暴力団関係企業 <u>(e)</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 <u>(f)</u> その他前各号に準ずる者 <u>c</u> (省略) <u>(a)</u> 暴力的な要求行為 <u>(b)</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為 <u>(c)</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 <u>(d)</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 <u>(e)</u> その他前各号に準ずる行為 (4) この貯金を質入れする場合には、前<u>3</u>項が準用されるものとします。	<u>3. (譲 渡)</u> (1) (省略) (2) この貯金の譲渡に関する手続<u>(追加)</u>は次によるものとします。 <u>①</u> (省略) <u>②</u> (省略) (3) この貯金は、次の各号の一にでも該当する場合には、譲渡することができないものとし、次の各号の一にでも該当し、この貯金取引を継続することが不適切である場合には、当会は、この貯金の譲渡を認めず、この証書に譲渡についての確認印を押印しないことができます。ただし、貯金者または譲渡人が、譲渡の相手方が<u>第2号</u>または<u>第3号</u>に該当することを知らなかったことにつき重大な過失がなかったとき、ならびに、譲受人が、貯金者または譲渡人が次の各号に該当することを知らなかったことにつき重大な過失がなかったときは、この限りではありません。 <u>①</u> (省略) <u>②</u> (省略) <u>A</u> 暴力団 <u>B</u> 暴力団員 <u>C</u> 暴力団準構成員 <u>D</u> 暴力団関係企業 <u>E</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 <u>F</u> その他前各号に準ずる者 <u>③</u> (省略) <u>A</u> 暴力的な要求行為 <u>B</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為 <u>C</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 <u>D</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 <u>E</u> その他前各号に準ずる行為 (4) この貯金を質入れする場合には、前<u>3</u>項が準用されるものとします。

新	旧
<u>4 貯金の解約</u> (1) (省略) (2) (省略) (3) 前項の解約の手續<u>き</u>に加え、当該貯金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当会所定の本人確認資料の提示等の手續<u>き</u>を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。	<u>4. (貯金の解約)</u> (1) (省略) (2) (省略) (3) 前項の解約の手續 <u>(追加)</u> に加え、当該貯金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため <u>(追加)</u> 当会所定の本人確認資料の提示等の手續 <u>(追加)</u> を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
<u>5 届出事項の変更、証書の再発行等</u> (1) 証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって証書に記載の取扱店に届<u>け</u>出てください。 (2) (省略) (3) 証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当会所定の手續<u>き</u>をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。	<u>5. (届出事項の変更、証書の再発行等)</u> (1) 証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって証書に記載の取扱店に届 <u>(追加)</u> 出てください。 (2) (省略) (3) 証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当会所定の手續 <u>(追加)</u> をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
<u>6 成年後見人等の届出</u> (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届<u>け</u>出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届<u>け</u>出てください。 (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前 <u>2</u> 項と同様に、当店に届<u>け</u>出てください。 (4) 前 <u>3</u> 項の届出事項に取消<u>し</u>または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届<u>け</u>出てください。 (5) 前 <u>4</u> 項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。	<u>6. (成年後見人等の届出)</u> (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届 <u>(追加)</u> 出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届 <u>(追加)</u> 出てください。 (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前 <u>2</u> 項と同様に、当店に届 <u>(追加)</u> 出てください。 (4) 前 <u>3</u> 項の届出事項に取消 <u>(追加)</u> または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届 <u>(追加)</u> 出てください。 (5) 前 <u>4</u> 項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。
<u>7 印鑑照合</u> 証書、中間払利息請求書、譲渡通知書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取<u>り</u>扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。	<u>7. (印鑑照合)</u> 証書、中間払利息請求書、譲渡通知書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取 <u>(追加)</u> 扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。
<u>8 盗難証書による払戻し等</u> (1) (省略) <u>a</u> (省略) <u>b</u> (省略) <u>c</u> (省略) (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除<u>きます</u>。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の <u>4</u> 分の <u>3</u> に相当する金額を補てんするものとします。	<u>8. (盗難証書による払戻し等)</u> (1) (省略) <u>①</u> (省略) <u>②</u> (省略) <u>③</u> (省略) (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除<u>く</u>。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の <u>4</u> 分の <u>3</u> に相当する金額を補てんするものとします。

新	旧
(3) 前 <u>2</u> 項の規定は、第 <u>1</u> 項にかかる当会への通知が、証書が盗取された日（証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、<u>2</u> 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 (4) 第 <u>2</u> 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。 <u>a</u> （省略） <u>(a)</u> （省略） <u>(b)</u> （省略） <u>(c)</u> （省略） <u>b</u> （省略） (5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 <u>1</u> 項に<u>基</u>づく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 (6) 当会が第 <u>2</u> 項の規定に<u>基</u>づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。 (7) 当会が第 <u>2</u> 項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。 <u>9 譲受人に対する規定の適用</u> （省略） <u>10 通知等</u> （省略） <u>11 保険事故発生時における貯金者からの相殺</u> (1) 第 <u>4</u> 条にかかわらず、この貯金は、満期日が未到来であっても、当会に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当会に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者（この貯金の譲渡人も含みます。以下、本条において同じ。）の当会に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当会に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。 (2) （省略） <u>a</u> 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書は直ちに表面に記載の取扱店に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務<u>から相殺されるものとします。また、この貯金で担保される</u>債務が第三者の当会に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。 <u>b</u> （省略） <u>c</u> <u>a</u> による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3) 第 <u>1</u> 項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 <u>a</u> （省略） <u>b</u> 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日までとして、利率、料率は当会の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、<u>当会</u>の定めによるものとします。 (4) 第 <u>1</u> 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その	(3) 前 <u>2</u> 項の規定は、第 <u>1</u> 項にかかる当会への通知が、証書が盗取された日（証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、<u>2</u> 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 (4) 第 <u>2</u> 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。 <u>①</u> （省略） <u>A</u> （省略） <u>B</u> （省略） <u>C</u> （省略） <u>②</u> （省略） (5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 <u>1</u> 項に<u>もと</u>づく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 (6) 当会が第 <u>2</u> 項の規定に<u>もと</u>づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。 (7) 当会が第 <u>2</u> 項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。 <u>9.（譲受人に対する規定の適用）</u> （省略） <u>10.（通知等）</u> （省略） <u>11.（保険事故発生時における貯金者からの相殺）</u> (1) 第 <u>4</u> 条にかかわらず、この貯金は、満期日が未到来であっても、当会に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当会に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者（この貯金の譲渡人も含みます。以下、本条において同じ。）の当会に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当会に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。 (2) （省略） <u>①</u> 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書は直ちに表面に記載の取扱店に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務<u>または当該</u>債務が第三者の当会に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。 <u>②</u> （省略） <u>③</u> <u>第 1 号</u>による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3) 第 <u>1</u> 項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 <u>①</u> （省略） <u>②</u> 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日までとして、利率、料率は当会の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、<u>（追加）</u> 当会の定めによるものとします。 (4) 第 <u>1</u> 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合におい

新	旧
定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。 <u>12 規定の変更等</u> (省略) 以 上 (<u>2026 年 10 月 1 日現在</u>)	ても相殺することができるものとします。 <u>12. (規定の変更等)</u> (省略) 以 上 (<u>2025 年 8 月 1 日現在</u>)

Pay-easy(ペイジー) 口座振替受付サービス利用規定新旧対照表

新	旧
Pay-easy(ペイジー) 口座振替受付サービス利用規定	Pay-easy(ペイジー) 口座振替受付サービス利用規定
1. 適用範囲 (1) 当会所定の収納機関（以下、「収納機関」といいます。）、もしくは、当該収納機関から委託を受けた法人の窓口等（一部金融機関 ATM を含みます。以下、「取扱窓口」といいます。）に対して、キャッシュカード（当会がカード規定、ICカード規定または JAカード（一体型）規定に基づいて発行するキャッシュカードのうち普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座（普通貯金無利息型）取引の普通貯金を含みます。）その他当会所定の貯金のキャッシュカード（以下、「カード」といいます。))を提示して、後記 3(1)の貯金口座振替契約の締結を行う取引（以下、「本サービス」といいます。）については、この規定により取り扱います。 (2)～(4)（省略） 2. 利用方法等 (1) 本サービスを利用するとき、貯金者は、自らカードを収納機関の取扱窓口に設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機（一部金融機関 ATM を含みます。以下、「端末機」といいます。）に読み取らせたうえで、端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者（収納機関の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。 (2) 次の場合には、本サービスを利用することはできません。 a 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合。 b 取扱窓口において購入する商品または提供を受ける役務等が、収納機関が貯金口座振替による支払を受けることができないと定めた商品または役務等に該当する場合。 c 当会所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合。 d カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合。 e 当会が本サービスを利用することができない日または時間帯として定めた日または時間帯に利用しようとする場合。 f 自らが本サービスの停止を申し出た場合。 3. 貯金口座振替契約等 (1) 前記 2(1)により暗証番号等の入力がされ、端末機に貯金口座振替契約の受付確認を表す電文が表示された時点で、貯金者・収納機関間で貯金者が収納機関に対し負担するある特定の債務を貯金口座振替により支払う旨の契約が成立するとともに、貯金者・当会間で次の内容の契約（以下、「貯金口座振替契約」といいます。）が成立するものとします。ただし、契約が成立した後に貯金者が直ちに口座を解約するなど特段の事情がある場合はこの限りではありません。 a 収納機関から当会に都度送付される請求金額を、貯金者に通知することなく、当該口座から引き落としのうえ収納機関に支払うことを、貯金者は当会に委託します。 b 当会は、当会の普通貯金規定・普通貯金無利息型（決済用）規定・総合口座取引規定および総合口座（普通貯金無利息型）取引規定にかかわらず、貯金通帳および払戻請求書の提出なしに、前号の引き落としを行います。 c 収納機関の指定する振替指定日（当日が金融機関休業日の場合は、前営業日もしくは翌営業日）において請求書記載金額が当該口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座取引による貸越を含みます。）を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、貯金者に通知することなく、請求書を収納機関に返却することができるものとします。	1.（適用範囲） (1) 当会所定の収納機関（以下、「収納機関」といいます。）、もしくは、当該収納機関から委託を受けた法人の窓口（追加）（追加）以下、「取扱窓口」といいます。）に対して、キャッシュカード（当会がカード規定、ICカード規定または JAカード（一体型）規定に基づいて発行するキャッシュカードのうち普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座（普通貯金無利息型）取引の普通貯金を含みます。）その他当会所定の貯金のキャッシュカード（以下、「カード」といいます。))を提示して、後記 3. (1)の貯金口座振替契約の締結を行う取引（以下、「本サービス」といいます。）については、この規定により取（追加）扱います。 (2)～(4)（省略） 2.（利用方法等） (1) 本サービスを利用するとき、貯金者は、自らカードを収納機関の取扱窓口に設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機（（追加）以下、「端末機」といいます。）に読み取らせたうえで、端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者（収納機関の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。 (2) 次の場合には、本サービスを利用することはできません。 ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合（追加） ② 取扱窓口において購入する商品または提供を受ける役務等が、収納機関が貯金口座振替による支払を受けることができないと定めた商品または役務等に該当する場合（追加） ③ 当会所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合（追加） ④ カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合（追加） ⑤ 当会が本サービスを利用することができない日または時間帯として定めた日または時間帯に利用しようとする場合（追加） ⑥ 自らが本サービスの停止を申し出た場合（追加） 3.（貯金口座振替契約等） (1) 前記 2. (1)により暗証番号等の入力がされ、端末機に貯金口座振替契約の受付確認を表す電文が表示された時点で、貯金者・収納機関間で貯金者が収納機関に対し負担するある特定の債務を貯金口座振替により支払う旨の契約が成立するとともに、貯金者・当会間で次の内容の契約（以下、「貯金口座振替契約」といいます。）が成立するものとします。ただし、契約が成立した後に貯金者が直ちに口座を解約するなど特段の事情がある場合はこの限りではありません。 ① 収納機関から当会に都度送付される請求金額を、貯金者に通知することなく、当該口座から引き落としのうえ収納機関に支払うことを、貯金者は当会に委託します。 ② 当会は、当会の普通貯金規定・普通貯金無利息型（決済用）規定・総合口座取引規定および総合口座（普通貯金無利息型）取引規定にかかわらず、貯金通帳および払戻請求書の提出なしに、前号の引き落としを行います。 ③ 収納機関の指定する振替指定日（当日が金融機関休業日の場合は、前営業日もしくは翌営業日）において請求書記載金額が当該口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座取引による貸越を含みます。）を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、貯金者に通知することなく、請求書を収納機関に返却することができるものとします。

新	旧
<u>d</u> 振替指定日に当該口座からの引き落としが複数あり、その引き落としの総額が当該口座の支払可能金額を超える場合は、そのいずれを引き落とすかは当会の任意とします。 <u>e</u> 収納機関の都合で収納機関が貯金者に対して割り当てる契約者番号等が変更になったときは、当会は、変更後の契約者番号等で引続き取<u>り</u>扱うものとします。 (2) (省略) <u>4 貯金口座振替契約の解約</u> (1) 貯金口座振替契約を解除するときは、貯金者から当会へ所定の手続きにより届け出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から請求書の送付がない等相当の事由があるときは、当会は貯金者に通知することなく貯金口座振替契約が終了したものとして取<u>り</u>扱うことができるものとします。 (2) 前記 <u>3 (1)</u> に関わらず、本サービスによる貯金口座振替契約が成立した当日中に貯金口座振替契約を解約する場合には、自らカードを端末機に読み取らせ、貯金口座振替契約の解約依頼電文を送信してください。当会が当該解約依頼電文を受信した場合に限り、貯金口座振替契約の解約が成立したものとします。 また、このとき、暗証番号の入力は任意ですが、暗証番号が入力され、届出の暗証番号との一致が確認できない場合は、解約は成立しないものとします。 なお、端末機から貯金口座振替契約の解約依頼電文を送信できないときは貯金口座振替契約の解約はできません。 (3) (省略) (4) 解約手続きを行う前に収納機関により送付された請求書は、前記 3. により貯金口座振替契約が成立したものとして取<u>り</u>扱います。 <u>5 本サービスの利用停止</u> (1)～(2) (省略) (3) なお、前記 (1) による本サービス利用機能停止がなされていても、停止前に成立した貯金口座振替契約は、前記 <u>4(1)</u> によらない限り、終了・解除はなされません。 <u>6 カード・暗証番号の管理等</u> (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに貯金者から当会へ通知してください。この通知を受けたときは、直ちに前記 <u>5(1)</u> に基づき本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。 (2) (省略) (3) 前記 <u>2</u> (2) <u>c</u> の場合、本サービスのほか、<u>ATM</u> や窓口での入出金、残高照会等、カードを利用する一切の取引が利用できなくなります。その場合、当会から請求があり次第直ちにカードを返却してください。 <u>7 免責事項</u> (1)～(2) (省略)	<u>④</u> 振替指定日に当該口座からの引き落としが複数あり、その引き落としの総額が当該口座の支払可能金額を超える場合は、そのいずれを引き落とすかは当会の任意とします。 <u>⑤</u> 収納機関の都合で収納機関が貯金者に対して割り当てる契約者番号等が変更になったときは、当会は、変更後の契約者番号等で引続き取 <u>(追加)</u> 扱うものとします。 (2) (省略) <u>4. (貯金口座振替契約の解約)</u> (1) 貯金口座振替契約を解除するときは、貯金者から当会へ所定の手続きにより届け出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から請求書の送付がない等相当の事由があるときは、当会は貯金者に通知することなく貯金口座振替契約が終了したものとして取 <u>(追加)</u> 扱うことができるものとします。 (2) 前記 <u>3. (1)</u> に関わらず、本サービスによる貯金口座振替契約が成立した当日中に貯金口座振替契約を解約する場合には、自らカードを端末機に読み取らせ、貯金口座振替契約の解約依頼電文を送信してください。当会が当該解約依頼電文を受信した場合に限り、貯金口座振替契約の解約が成立したものとします。 また、このとき、暗証番号の入力は任意ですが、暗証番号が入力され、届出の暗証番号との一致が確認できない場合は、解約は成立しないものとします。 なお、端末機から貯金口座振替契約の解約依頼電文を送信できないときは貯金口座振替契約の解約はできません。 (3) (省略) (4) 解約手続きを行う前に収納機関により送付された請求書は、前記 3. により貯金口座振替契約が成立したものとして取 <u>(追加)</u> 扱います。 <u>5. (本サービスの利用停止)</u> (1)～(2) (省略) (3) なお、前記 (1) による本サービス利用機能停止がなされていても、停止前に成立した貯金口座振替契約は、前記 <u>4. (1)</u> によらない限り、終了・解除はなされません。 <u>6. (カード・暗証番号の管理等)</u> (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに貯金者から当会へ通知してください。この通知を受けたときは、直ちに前記 <u>5. (1)</u> に基づき本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。 (2) (省略) (3) 前記 <u>2.</u> (2) <u>③</u> の場合、本サービスのほか、<u>ATM</u> や窓口での入出金、残高照会等、カードを利用する一切の取引が利用できなくなります。その場合、当会から請求があり次第直ちにカードを返却してください。 <u>7. (免責事項)</u> (1)～(2) (省略)

新	旧
<u>8 規定の準用</u> この規定に定めのない事項についてはカード規定、<u>IC</u>カード規定、または <u>JA</u>カード（一体型）規定により取<u>り</u>扱います。 <u>9 規定の変更</u> (1)～(2)（省略） 以上 (<u>2026</u> 年 <u>10</u> 月 1 日現在)	<u>8.（規定の準用）</u> この規定に定めのない事項についてはカード規定、<u>I C</u>カード規定、または <u>J A</u>カード（一体型）規定により取 <u>（追加）</u>扱います。 <u>9.（規定の変更）</u> (1)～(2)（省略） 以上 (<u>2020</u> 年 <u>4</u> 月 1 日現在)